第１回定例会
平成27年３月２日開会
平成27年３月18日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

――― 目　　次 ―――

◎第１回定例会

○３月２日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… ４

日程第２　会期決定の件について …… ４

日程第３　平成２７年度施政方針表明 …… ５

日程第４　議案第１号から議案第４１号までの４１議案、及び報告２件一括上程 …… １６

○３月４日（第２号）

日程第１　総括質疑 …… ３２

日程第２　常任委員会付託 …… ４９

日程第３　議案第２３号、議案第３６号の質疑・討論・採決 …… ４９

○３月10日（第３号）

日程第１　追加議案の取扱いについて …… ５６

日程第２　議案第４２号一括上程 …… ５６

○３月13日（第４号）

日程第１　一般質問 …… ６２

４番　内村　立吉君 …… ６２

７番　上西　祐子君 …… ７５

１番　池邉　美紀君 …… ９１

３番　堀内　義郎君 …… １０１

５番　福永　廣文君 …… １１０

○３月16日（第５号）

日程第１　一般質問 …… １１６

９番　重久　邦仁君 …… １１６

６番　指宿　秋廣君 …… １４２

１０番　池田　克子君 …… １６３

○３月18日（第６号）
日程第１　追加議案の取扱いについて ……１７４
日程第２　常任委員会委員長報告 ……１７５
総務厚生常任委員長 ……１７５
建設文教常任委員長 ……１８０
一般会計予算・決算常任委員長 ……１８３
日程第３　質疑 ……１８７
日程第４　討論、採決（議案第１号から第２２号、第２４号から第３５号及び第３７号から第４２号までの４０議案） ……１８７
日程第５　選挙管理委員会委員補充員候補者の選挙 ……２０５
追加日程第２　発議第１号の上程 ……２０６
日程第６　常任委員会の視察研修報告 ……２０７
総務厚生常任委員長 ……２０７
日程第７　議会運営委員会の視察研修報告 ……２０９
議会運営委員長 ……２１０

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成27年 第１回定例会 （３月）	議案第１号	三股町一般職の職員の臨時待命に関する条例等を廃止する条例	可　決	３月18日
〃	議案第２号	社会福祉法人の助成手続きに関する条例の全部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第３号	三股町乳幼児医療費助成に関する条例の全部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第４号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第５号	三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	可　決	３月18日

平成27年 第１回定例会 （３月）	議案第６号	三股町行政手続条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第７号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第８号	町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第９号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第11号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第12号	三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第13号	三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第14号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第15号	三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第16号	三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第17号	三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第18号	三股町墓地公園条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日

平成27年 第１回定例会 （３月）	議案第19号	三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例	可　決	３月18日
〃	議案第20号	三股町いじめ問題再調査委員会設置条例	可　決	３月18日
〃	議案第21号	三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	可　決	３月18日
〃	議案第22号	三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例	可　決	３月18日
〃	議案第23号	平成２６年度三股町一般会計補正予算（第７号）	可　決	３月４日
〃	議案第24号	平成２６年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）	可　決	３月18日
〃	議案第25号	平成２６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）	可　決	３月18日
〃	議案第26号	平成２６年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	可　決	３月18日
〃	議案第27号	平成２７年度三股町一般会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第28号	平成２７年度三股町国民健康保険特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第29号	平成２７年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第30号	平成２７年度三股町介護保険特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第31号	平成２７年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	可　決	３月18日

平成27年 第１回定例会 （３月）	議案第32号	平成２７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第33号	平成２７年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第34号	平成２７年度三股町公共下水道事業特別会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第35号	平成２７年度三股町水道事業会計予算	可　決	３月18日
〃	議案第36号	教育委員会委員の任命について	可　決	３月４日
〃	議案第37号	第２次三股町男女共同参画プランの策定について	可　決	３月18日
〃	議案第38号	町道路線の廃止について	可　決	３月18日
〃	議案第39号	町道路線の認定について	可　決	３月18日
〃	議案第40号	都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について	可　決	３月18日
〃	議案第41号	指定管理者の指定について	可　決	３月18日
〃	議案第42号	平成２６年度三股町一般会計補正予算（第８号）	可　決	３月18日
〃	意見書案 第１号	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書（案）について	可　決	３月18日
〃	報告第１号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について		
〃	報告第２号	三股町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について		

一　般　質　問

発言順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	内村　立吉	1　ふるさと納税について	①　現状のふるさと納税、今後のふるさと納税について伺う。 ②　ふるさと納税の内訳について伺う。	町　長
		2　都城救急医療センターについて	昨年度、運営費(経営状況)に対する支払金額。	町　長
		3　農業について	①　畜産(人農地プラン、子牛価格の高騰)について。 ②　田畑への不法投棄について。	町　長
		4　教育の現状及び小中学校の土曜授業について	①　教育の現状(中学生殺人事件を受けて)について。 ②　県内の土曜授業について。 ③　本町の土曜授業について。	教育長

2	上西　祐子	1　高齢者福祉について	①　「医療介護総合法」の可決でこれまでの介護保険はどの様になるのか。 ②　国は介護給付費の抑制を図るように自治体に要求しようとしているが町としてはどの様に考え、又その後の事業をどうしようとしているのか。（具体的計画） ③　介護保険料も上る計画だが今までの徴収率はどの位か。また滞納している人の状況等はつかんでいるのか。 ④　保険料、利用料の減免制度は考えていないか。 ⑤　認知症対策については、どの様な施策を考えているか。	町　長
		2　町長の政治姿勢について正規職員の採用計画と委託職員の雇用、配置について問う	①　過去５年間の退職者数と新規採用者数を聞く。 ②　今後５年間の退職見込数と採用計画を伺う。 ③　現在の委託職員数を伺う。 ④　業務量に比して正規職員は足りていると考えているか。また、委託職員数と採用期間は適正と考えているか伺う。 ⑤　職員の療養休暇について過去５年間で１０日以上の取得者数を伺う。	町　長
3	池邉　美紀	1　健康づくりについて	ステップ体操を町内全域に導入してはどうか	町　長
		2　ＪＡＦとの包括的協定を締結してはどうか	交通安全や移住・観光物産の情報提供を踏まえてＪＡＦと包括的協定を結んではどうか	町　長
		3　町民憲章について	全町民が唱和できるような町民憲章の改正を考えてはどうか	教育長
		4　企業誘致について	これまでの企業誘致活動を振り返り、新年度以降の取組みをどのようにすすめるのか。	町　長

4	堀内　義郎	1　防災行政無線のデジタル化について	①　J－ＡＲＴの試験（１１／２８）の結果はどうであったか。 ②　移動通信系と同報通信系、ＷｉＭＡＸ網の違いと、どれくらいの予算であったか ③　導入のメリットとして防災の在り方がどのように変わるのか（町民への周知や災害現場、避難所など） ④　一般行政事務として使用できるとあるが、導入のメリットとしてどのような事が可能か（投票所や遠隔地とのやりとり）	町　長
		2　くいまーるを広報の広告媒体としての利用は可能か	公報や行事開催などを知らせるために、くいまーるを利用した広告は可能か（車内の掲示や車体を使った）	町　長
		3　町営テニスコートの整備について	コート近隣の住民から防球ネットの要望があるが、整備できないか	町　長
5	福永　廣文	町有地の環境美化について	町内の農地等の耕作放棄地で荒廃地などは、農業委員会で調査し管理の依頼を地主にしておりますが。 ①　町有地で道路の法面などで、竹等が生い茂り荒れている所の調査はされているのか。 ②　その管理について町はどうされているのか。 ③　交通安全や子供達を守るという点でも整備が必要ではないのか。	町　長

6	重久　邦仁	1　通学路の安全対策について	岩下橋の上流部に自転車道・歩道設置の要望があるが、検討協議は、されないのか伺う。	町　長
		2　いじめについて	①　小中学校の長期欠席の定義は。 ②　また、その児童者数と対応はどうしているか伺う。 ③　地域との連携は、機能しているのか。	教育長
		3　農業政策、農地中間管理機構について	①　当町における進捗状況を伺う。 ②　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が、４月１日より施行される。所管課の運用と実施について伺う。	町　長 （産業振興課長）
		4　組織機構の見直しについて	町行政組織は、現在１０課長体制として町民のあらゆる相談・指導・助言をしているが、人口２万５，０００人の町として適格に行政相談に応じているか。三股町も部長制度にすべきと思うが、見解を問う。	町　長
		5　社会福祉法人「やまびこ会」公金弁済について	①　「やまびこ会」は、前理事長に返済金２３０万円返済を求めていると聞いているが、経緯はどうか。また、本人の返還意志の確認はどうか。 ②　本人が返還要求に応じない場合、指定管理者業務の発注者である三股町　長はどんな手続をするのか。 ③　本件は、民事・刑事の両面から取り組むべきである、発注者としての司法上の判断はどうか。 ④　本事案は、横領罪と思われる不道徳行為である。前理事長、在籍期間の理事６人が、この事案を検証できなかったことに不自然さを感じる。道義的責任は当然あると思うが、発注者の見解を問う。 ⑤　「やまびこ会」の不合理な活用は、文教の町「三股町」の恥である。当事者であった前理事長は、自治公民館長で在任している。教育長としてどのような対処をするのか伺う。	町　長 教育長

7	指宿　秋廣	1　幼児や児童の虫歯対策について	①　過去の推進や反対運動は何があったか。 ②　検討はどのようにされたのか。 ③　歯科保健推進協議会はフッ素洗口の推進だけか。	町　長
		2　町の発注する工事及び委託契約について	①　直接工事を担当している方々の賃金の把握をしているか。 ②　総合評価制度による工事発注はどうなっているか。 ③　災害時の準備のため町内業者の育成をどのように図っているか。	町　長
		3　大規模災害対策 １０市町連携について	①　三股町の役割はどうなっているか。 ②　都城市は屋内競技場を建設して、この施設を巨大地震の際の資材の準備倉庫としているが、本町としても考えられるのではないか。	町　長
		4　町は「やまびこ会調査特別委員会」の提言を受けてその後の対応はどうなっているのか。	①　町は協定を結ぶための協議の内容はどうなっているか。 ②　福祉課長は１年ぐらいは理事をするべきだがその予定はあるか。 ③　１０の提言についての、町の対応はどうなっているか。	町　長
		5　小学校の校区わりについて	①　三股小・西小を希望すればどちらでもいいという特例の地域は設けるべきではないが。 ②　五本松住宅跡地の考え方はどうなっているか。 ③　三股小学校の老朽化に対する建替え予定はあるか。	教育長 町　長 教育長
8	池田　克子	市町村まち・ひと・しごと創生法に関すること	①　「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えているか。 ②　周辺市町村との連携のあり方について。 ③　地方移住の推進についての現状と今後について。 ④　結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後について。 ⑤　企業誘致への取り組みについて。	町　長

三股町告示第２号

平成27年第１回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年２月27日

三股町長　木佐貫　辰生

１　期　日　　平成27年３月２日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邉　美紀君	佐澤　靖彦君
堀内　義郎君	内村　立吉君
福永　廣文君	指宿　秋廣君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	池田　克子君
山中　則夫君	桑畑　浩三君

○３月４日に応招した議員

○３月10日に応招した議員

○３月13日に応招した議員

○３月16日に応招した議員

○３月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成27年３月２日（月曜日）

議事日程（第１号）

平成27年３月２日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２７年度施政方針表明

日程第４　議案第１号から議案第４１号までの４１議案、及び報告２件一括上程

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２７年度施政方針表明

日程第４　議案第１号から議案第４１号までの４１議案、及び報告２件一括上程

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君	書記　久寿米木和明君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君
税務財政課長	山元　宏一君	地域政策室長	鍋倉　祐三君
町民保健課長	上村　陽一君	福祉課長	岩松　健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉　秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元　道弥君
会計課長	財部　一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中　則夫君）　ただいまから平成２７年第１回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（山中　則夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員の指名は、会議規則第１２５条の規定によって、１番、池邉君、８番、大久保君の２名を指名します。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（山中　則夫君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

まず、今期定例会の会期日程にかかわる議会運営委員長の審査結果の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　福永　廣文君　登壇〕

○議会運営委員長（福永　廣文君）　おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る２月２７日に議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成２７年第１回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます町長提出議案は、合計４１件。その内訳は、補正当初予算案１３件、条例２２件、人事案件１件、その他５件、そのほか報告２件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から１８日までの１７日間とすることに決定いたしました。

議案２３号、３６号については、委員会付託を省略し、第３日目の３月４日に全体審議で措置することに決定いたしました。

また、意見書案が１件提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を追加提案することとしております。

なお、地方創生に伴う交付金の補正予算が３月１０日に追加議案として上程される予定になっております。

日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりであります。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から３月１８日までの１７日間とすることとし、議案第２３号、第３６号については、委員会付託を省略し、第３日目の４日の日に全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から１８日までの１７日間とすることとし、議案第２３号、第３６号については、委員会付託を省略し、第３日目の４日に全体審議で措置することに決しました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３．平成２７年度施政方針表明

○議長（山中　則夫君）　日程第３、平成２７年度施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。本日、ここに平成２７年第１回三股町議会定例会の開会に当たり、平成２７年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、昨年の９月の町長選挙におきまして、２期目の町政運営を担わせていただくことになりました。

これまでに、常に多くの先人たちが築いてこられた伝統ある、自然豊かな「ふるさと三股町」の町政を担う責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでありますともに、議員の皆様を初め、町民の皆様からいただきました温かいご理解とご指導及び力強いご支援に対し、心から感謝を申し上げます。

ことしは、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働で創る元気な町　三股」の実現のために、町民の皆様との「協働の理念」に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」「伝わる行政」を進め、さらに元気で誇れる三股町づくりを目指して邁進したいと考えております。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からのお声をいただきながら、全身全霊をかけて町

政運営に取り組んでまいる所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国では、昨年１２月に行われた衆議院議員選挙において、政権与党が圧勝し、第３次安倍内閣が発足しました。政府が掲げる経済政策は、円安効果などにより大企業を中心とした輸出産業で大きな利益を生み出し、給与の引き上げにつながりましたが、輸入産業や地方の中小企業では、昨年４月に実施された消費税増税も重なり、依然として厳しい状況が続いております。

また、昨年５月に日本創成会議が発表をしました、２０４０年に若年女性が５割以上減少し、全国の８９６市区町村が「消滅」の危機に直面するという試算結果は、自治体や国民に大きな衝撃を与えました。

これを受け、政府は、人口急減・超少子高齢化に対応するために内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、年末には国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を発表いたしました。

そして、景気回復と地方創生の２つの課題に早急に対応するために、２６年度補正予算により、地域住民生活等緊急支援のための交付金として「消費喚起生活支援型交付金事業」と「地方創生先行型交付金事業」を設けました。

本町におきましても、これらの交付金事業を積極的に活用し、景気対策や子育支援、町の総合戦略策定に取り組んでいきたいと考えております。

本町を取り巻く状況につきましては、人口が逓増しているとはいえ、地域によっては空洞化、過疎化が見られます。また、児童数の学校間格差も進んでおります。

昨年度は、「子育てと教育」「スポーツ環境の整備」「災害対策の強化」の３点を中心テーマとして、保育園の改築やパークゴルフ場の増設、防災行政無線のデジタル化や防犯灯のＬＥＤ化に取り組んでまいりました。平成２７年度もこれまでの施策を継続・発展させながら、さらに町の課題解決に取り組む所存でございます。

そこで、今年度も昨年度のテーマを継続しながら次の点を重要課題として取り組みたいと考えています。

１つ目は「総合戦略の策定」であります。

県内の多くの市町村において人口減少が続いている中、本町においては人口が増加しており、年少人口の割合は県内で一番多く、また老年人口の割合は県内で２番目に少ない状況にあります。しかしながら、本町の年少人口は、２５年前の平成２年の国勢調査をピークに減少しており、他の市町村と同様に少子化対策は、待ったなしの状況にあります。

そこで、本町では、１月２９日に「三股町地方創生推進本部」を立ち上げ、協議を進めていま

すが、平成２７年度には幅広い年齢層からなる住民を初め、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する推進組織を設置し、将来にわたって活力ある三股町を維持・活性化していくための施策を協議するとともに、町議会からのご意見をいただきながら、「三股町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定してまいります。

２つ目は「子育て支援」であります。

昨年に引き続き、「人づくりは教育から」との思いで、教育環境の整備・充実はもちろんのこと、子育て環境の充実として、乳幼児の医療費の無料化を、小学生の入院にかかわる医療費まで拡大して実施したいと考えております。

３つ目は「ふるさと納税の充実」であります。

町の特産品をお礼の品とする「ふるさと納税」につきましては、２年目を向え、２６年度は１億を超える寄附となっております。また本町には、肉、米、どぶろく、茶、ヤマメ、漬物、ごま、工芸品などの数々の特産品が数多くあります。

ことし４月より個人住民税の控除額が引き上げになるとともに、税控除手続の簡素化が図られ、ますます「ふるさと納税」の促進が図られ、注目が高くなると思われます。

このことから寄附金の増額とともに、町・特産品をＰＲする絶好の手段として、今後もこの「ふるさと納税」を充実・発展させたいと考えています。

４つ目は「６次産業化の推進」であります。

現在、本町では、ごまとアーモンドの栽培が全国でもトップクラスの面積規模となっており、さらにごまの生産者が国の６次産業化の事業認定も受けられております。これらを利用した特産品の開発・販路拡大に取り組むとともに、「ふるさと納税」のお礼の品として活用するなど、そのＰＲに努めていきたいと考えています。

５つ目は「防災、減災対策の充実」であります。

町は、２６年度までに防災行政無線のデジタル化とＷｉＭＡＸ網の整備を行いました。今後はこの設備を活用した情報伝達の拡充及び情報収集に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

本町は、南海トラフ特措法において、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めてまいります。

また、ことしの２月に県南地区６市４町で「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」を設立いたしました。この中で、宮崎県市町村防災相互応援協定の具現化と周辺自治体との支援及び受援体制の充実を図ってまいります。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成２７年度の町政運営の柱となる施策について、第５次三股町総合計画の５つのまちづくりの基本方針に

沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は、水と緑に恵まれた自然豊かな町でございます。しかしながら、ものがあふれ、資源やエネルギーを大量に消費する現代社会は、便利さと物質的な豊かさと引きかえに、常に自然環境をむしばむ危険性をはらんでいます。

このような懸念を払拭するため、本町の「環境基本条例」では、基本理念として「人と自然との共生」を掲げ、環境への負荷軽減を図る循環型社会の形成を推進しています。主な事業としましては、電動生ごみ処理機購入費の補助やコンポストの貸与事業及び剪定くず堆肥化事業など、ごみ減量化に寄与する事業に積極的に取り組んでまいります。

また、本町に近い都城市郡元町にありましたごみ処理施設が、山田町へ移転し、「都城市クリーンセンター」として今月１日から供用を開始しております。役場から約２０キロの距離にあり、施設での搬入作業等を含めると往復で約２時間を要する見込みです。この影響は、ごみ収集にかかわる経費についても相当の負担を伴うこととなります。「町民総参加」「協働」の理念で、ごみの減量化に向けてより一層、力を注いでまいる所存でございます。

さらに、水質の悪化が危惧されております蓼池都市下水路につきましては、平成２６年度に着手しましたしゅんせつ事業を引き続き実施し、工場排水や家庭雑排水対策事業とあわせ、水質の浄化に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、入居者の健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、住宅の修繕や屋根防水工事などの維持補修に努めてまいります。建設につきましては、町営住宅用地の有効活用を図るため、五本松、榎堀、射場前団地の一体的な建てかえの計画を進めてまいりたいと考えております。

民間の借家や持ち家についても、公営住宅同様、快適で、安心して住み続けられる住環境は誰もが必要としていると考えます。耐震診断における耐震性の向上やバリアフリー化などの住宅リフォームに対する補助を行い、生活環境の向上のため既存住宅の改善を促進してまいります。

町道の整備につきましては、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を年次的に図るとともに、高速道路・高規格道路へのアクセスや大規模災害発生時における代替道路として、島津紅茶園切寄線及び蓼池南三原３号線の整備を、児童生徒の通学における通学路対策として、歩道整備や雨水対策整備を計画的に推進してまいります。

また、橋梁につきましては、法に基づき５年に１回の点検診断を実施し、長寿命化計画に沿った修繕などを行ってまいります。

さらに、上米公園パークゴルフ場のコース増設を進めるとともに、町立公園や広場のトイレの水洗化、下水道接続についても推進してまいります。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行につきましては、中学生などの通学支援や高齢者などの生活支援として、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道事業につきましては、平成２３年度に着手しました配水池の築造及び施設の更新事業が平成２６年度で完了いたしましたので、今後は、これらの施設や設備を適正に維持していくことが重要となります。維持管理にかかわる事業として平成２７年度は、配水池の耐震診断を行い、順次、配水管の耐震化や老朽管の更新を行う予定です。地震や台風などの災害対策を柱とする危機管理の充実を図り、「安全で良質な水の確保」と「安定的な供給」に努めてまいります。

公共下水道は、この３月、供用開始から１０年がたちます。その間、景気の低迷や少子高齢化など、社会情勢の大きな変化と向き合い、整備地域の縮減や整備年度の是正など、現状に見合った計画の見直しを行いながら、町の重点施策として、公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境づくりのため事業を進めてまいりました。平成２７年度は、現在の認可区域の最終整備目標年度となっておりますので、その目標達成に向けた管渠整備を進めるとともに、新しい認可区域の設計測量に着手し、引き続き供用開始区域内の接続率向上に積極的に取り組んでまいります。

農業集落排水事業におきましても、公共用水域の水質保全のため、排水施設への接続の推進により一層努力してまいります。

また、公共下水道や農業集落排水への生活排水処理ができない地域におきましては、インセンティブとして補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を推進しております。特に平成２６年度からは、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえを行う際には、浄化槽の撤去費用も別途補助することとしており、住民の皆様のご協力をいただきながら、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

防災対策につきましては、災害を未然に防止し、災害から町民の生命・財産を守るため総合的な防災体制を図り、町民の安全・安心の確保に努めます。そのためには、消防団の充実強化を図るとともに、災害発生時における応急対策や復旧対策が的確・迅速・円滑に行われるよう防災教育、防災士の育成、防災訓練の実施及び自主防災組織の育成・支援に取り組んでまいります。

また、災害発生時にスムーズな避難や円滑な物資補給ができるよう、さまざまな防災機能を事前に周知するとともに、備蓄や設備に対し積極的な支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

防犯対策につきましては、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、町民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の実現を目指します。「自分たちの地域は自分たちで守る」という町民一人一人の意識を高め、地域の協力のもと、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

交通安全対策につきましては、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子供や高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に推進します。

さらに、町民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備を進めるとともに、関係

機関と連携して総合的な交通安全対策に取り組みます。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して、郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいります。

平成２６年に制定しました「三股町教育の日」の普及啓発を目指して、「文教三股教育フェスティバル」の充実に取り組んでいく所存であります。

まず、生涯学習環境につきましては、多様化した町民のニーズに対応できる学習の場の整備を図るため、各地区での活動の拠点となる地区分館の補修を年次的に行ってまいります。また、町民の意識や要望を把握し、各種団体や自治公民館活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

国際理解教育につきましては、小学校での英語教育必須化を踏まえ、今後も外国語指導助手などを活用し、外国の言語や文化についての理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育につきましては、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割分担を明確にして連携しながら、「地域の子どもは、地域で守り育てる」を理念として、地域ぐるみの教育に努めてまいります。

また、青少年育成につきましては、次代を担う三股町の子供たちを対象に国内・海外派遣事業を実施しまして、郷土の発展に寄与できる人材の育成に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む特色のある学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習などの手法を取り入れ、児童生徒が意欲的・主体的に取り組み、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。学校におけるいじめ防止につきましては、「三股町いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的に推進していきます。さらに、教育課程や学習指導などの専門的指導を行う指導主事の配置や、特別支援学級への支援も充実させてまいります。

さらに、学校支援地域本部事業を充実・拡大し、学校、家庭及び地域の連携・協力を一層進め、地域の教育力の向上を図ってまいります。

学校施設につきましては、小学校の床改修、トイレの洋式化、防球ネットの整備に着手する予定にしております。情報教育についても、全教職員がその必要性・重要性を十分認識し、創意工夫を生かした書画カメラなどＩＣＴ機器の導入を進めるとともに、教育の質の向上に取り組んでまいります。

また、町内６小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、「挨拶活動」や「無言清掃活動」「郷土学習の充実」など、「三股町児童生徒憲

章」の定着を図り、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

芸能・文化活動の振興につきましては、文化会館と図書館について、町民が芸術・文化・情報に触れ、みずから活動する機会を広げるため、「まちドラ」を初めとする自主文化事業の充実、読み聞かせによる読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれる、町民の芸術文化活動の拠点として効率的な活用を図ります。

町制施行７０周年に向けては、引き続き「三股町史」の作成に取り組みます。また、文化財保護につきましては、特に梶山城跡にかかわる保存及び活用を推進するため、調査及び用地取得に努めてまいります。さらに、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡めぐりや広報紙などで周知・ＰＲ活動をしてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ振興計画のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現のため、三股町のスポーツの発信としてハーフマラソン大会を開催します。さらに、平成２５年度策定しました「アグレッシブタウン構想」の着実な実現を図ってまいります。体育施設については、西部地区体育館の建設に着手いたします。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まで、全ての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供及び平成２５年度、２６年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画や第４期障害福祉計画、高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援策として、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、子育てサークルや各種団体などといった地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。また、乳幼児の医療費の無料化の拡大として小学生の入院にかかわる無料化の実施、４月１日から始まります子ども・子育て支援制度に伴い、保育所、認定こども園、幼稚園などの保育料の上乗せ支援など継続・拡大してまいります。

次に、高齢者及び障害者福祉につきましては、認知症疾患医療センターなどと連携し、地域における認知症の人を支援するネットワークを構築するため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症対策等総合支援事業を推進しておりますが、新年度では認知症初期集中支援チームを配置してまいります。

また、要介護高齢者や生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある高齢者、障害者の住宅改修などに、引き続き取り組んでまいります。土曜日と日曜日の一般高齢者の方々への元気の杜の温泉開放は継続してまいります。

介護予防事業としての足もと元気教室や骨コツ貯筋教室も継続し、情報の収集・共有体制確保

のため、地域支援会議を継続してまいります。

また、介護予防の大きな戦力となりますサロンづくりにも精力的に取り組んでまいります。

全国での大災害を教訓に、社会的弱者と言われる方々に対して、災害時に迅速な支援を行うため、災害時要援護者リストの更新を行い、関係者によるサポート体制の構築に努めてまいります。

また、現在も悪質商法や振り込め詐偽など、消費生活に関する問題は発生しており、町民が安心して暮らせるように、「三股町福祉、消費生活相談センター」により被害防止や自殺の未然防止に努め、広く町民に消費教育について周知を図りながら、これまで整備した体制を維持し、継続した事業展開を行ってまいります。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害児（者）への相談体制の充実が求められておりますので、委託事業により、社会福祉協議会に基幹相談支援センターを設置してまいります。ひとり親家庭等福祉については、医療費の助成など継続してまいります。

健康づくりにつきましては、平成２７年度策定予定の「いきいきげんき　みまた２１（第２次）」に基づき、あらゆる世代のこころと体の健康づくりを推進してまいります。第１次の取り組みを点検・評価し、健康課題に取り組んでいくことが重要になっております。

また、保険者としての予防・健康管理（データヘルス）を推進してまいります。このため、生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、働く世代の女性支援のためのがん検診、人間ドックなどの充実、また健康の保持増進のため、各種健康教育や健康相談の充実を図ってまいります。

また、インフルエンザなどの感染症予防事業、少子化対策としての不妊治療費助成、子育て・子育ち環境整備のためのウッドスタート事業、ブックスタート事業の拡充、虫歯予防のための歯科保健の充実など、妊娠・出産から乳幼児期・学童期・思春期までの母子保健対策についても充実を図ってまいります。

地域医療の充実につきましては、本町と都城市、医師会の三者共同事業で整備を進めてきた新しい都城市郡医師会病院、都城夜間救急センター及び都城健康サービスセンターが４月には開院の運びとなりました。また、医師確保という新たな課題に対し、広域連携連絡協議会が設立されるなど、今後とも、安心して診療が受けられる広域的な救急医療体制の充実に努めてまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

本町の基幹産業であります農畜産業は、本町の経済にとって重要な位置を占めています。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの発生は、本県の農畜産業のみならず、社会経済に大きな影響を及ぼしました。

なお、現在でも豚流行性下痢（ＰＥＤ）は県内他市町村で発生しており、韓国においては口蹄疫が頻発しており、ますます各農場の自己防疫を強化する必要があります。このような悪性伝染

病がいつ発生してもおかしくない状況であるため、伝染病の侵入を未然に防止すること、初動の防疫体制を確立すること、畜産農家の防疫知識・認識を深める啓発活動など、関係機関との連携・強化を図ってまいります。

本町の農業粗生産額の主軸を占める畜産業は、生産者の高齢化や後継者不足から飼養戸数が減少していますが、担い手農家の規模拡大や飼養頭数の増加で現状を維持している状況です。本町では、畜産農家の経営安定、所得確保のため、優良家畜の導入を進めるとともに、受精卵移植技術を推進することにより、効率のよい家畜改良を実現し、能力の高い家畜を生産することを支援してまいりました。

なお、各大規模農場における畜産生産性を向上させる事業として、防疫強化のための車両消毒装置や細霧装置の設置などを盛り込んだ新規事業も検討しています。

今後も当地域の畜産物の銘柄確立を図り、農家経営の安定に資するとともに、日本一種雄牛造成事業を進め、質・量ともにさらなる能力の向上を行い、消費者ニーズの高い畜産物の生産に取り組んでまいります。

水田農業においては、国は昨年度から、新たな農業政策を打ち出しており、町農業再生協議会や人・農地プラン町検討部会に加え、農地中間管理事業地域推進チームを中心に、地域農家と十分に意思疎通できる体制づくりを行っていきます。

特に、人・農地プランの推進役として地域連携推進員及び農地中間管理事業推進員を配置し、人・農地プランの変更計画策定や新規就農者の掘り起こしを進めるとともに、「宮崎県農地中間管理機構」と連携し、地域内及び地域間の農地集積などを強化してまいります。

また、本町の特徴でありますブロックローテーションを今後も引き続き推進しながら、新規制度を活用し、需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」に取り組みます。そして、各地区ごとに策定した「地域農業マスタープラン」に基づき、農地流動化や集積を通じて、新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図りながら、地域の特色を生かした作物の生産振興を推進し、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

さらに、農道・用排水路など土地基盤の整備、畑地かんがい事業などとともに、地場農畜産物利用地域活性化推進協議会による地産地消事業の推進や特産品の開発など、県のフードビジネス展開プログラムに沿った民間企業との連携などによるフードビジネスの創出を推進し、多様な担い手・経営体の育成や、農業の持続的な発展を支える生産基盤の整備に努めるとともに、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）については、国内の農畜産物はもとより、地域経済に与える影響が大きいことから、今後の動向を注視してまいります。

商工業の振興につきましては、近年の厳しい経済・雇用環境は本町の地域経済の活性化にも影

を落としております。大型小売店舗の町内出店に対しましては、商工団体との定期的な意見交換会を行い、官民連携を重視した施策を展開するとともに、「空き店舗対策事業補助金」を活用し、にぎわいを創出することで、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大を推進することとしています。

また、物産館を含めた産業会館につきましては、本町の基幹産業である農業と連携した特産品の開発を進めることで、農業の６次産業化を進める役割とともに、農商工連携及び観光情報発信の拠点施設としての活用を促進してまいります。

６次産業化の取り組みとして、昨年から２軒の製造所による２種類のどぶろくが発売されており、「どぶろく特区の町」としてようやく根づいてきています。また、三股産ゴマを県内外に発信するプロジェクトは、生産者の１人が６次産業化の事業認定を受けられたことから、一部の機械化も進み、生産から加工・販売までが可能となっております。現在では「ごま」そのものではなく、町内菓子業組合の皆様のご協力もあり、ごまを使ったさまざまなお菓子が販売されています。

さらに、新しい野菜プチヴェールなどを利用した特産品の開発・販路拡大にも取り組んでまいります。

なお、これらを含む各種特産品や町内物産品に関しましては、ふるさと納税のお礼の品として活用することで、販路拡大・ＰＲに努めてまいります。

一方、既存の地場産業の振興を初めとした雇用の場の確保に努め、企業立地奨励制度の充実、産業立地関連情報の発信などを進め、昨年は１件の企業立地を受けております。また、都城市と三股町に県や民間企業を含めた「都城地域企業立地推進協議会」が発足したこともあり、さらに企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

物産・観光の振興につきましては、本町は陶芸に代表されるアトリエロードを設けるなど、ものづくりに携わる工芸家の多い町でもあります。九州初となる陶芸だけでなく、工芸全般の作家を集めた「ものづくりフェア」につきましては、昨年は第２回目を開催することができ、町内飲食店や小売店など商工業や農業を連携させることで、県内はもとより、九州一円からの集客があったことから、町内の活力再生及び三股町の物産・観光ＰＲを図る上から、今後も継続して取り組んでまいります。

また、上米公園の桜まつりでスタートする「三股ん春まつり」なども引き続き開催していくとともに、園路が整備されつつある上米公園の生活環境保全林を新たな観光資源として、その活用を検討してまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視

点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化などの取り組みが必要です。

そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、あすの三股を築くまちづくりを進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、町民との「協働」を方針とし、自治公民館組織や各種団体の参画を促し、各団体が「協働」による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、平成２５年度に施行された「まちづくり基本条例」を踏まえ、積極的な参加を促進し、町民が参画しやすい体制を推進してまいります。

さらに、ホームページ、フェイスブックなどを通して全国に三股の情報発信を行なうとともに、「ふるさと納税」を通じて本町の魅力・よさを全国に発信してまいります。

また、町民の公募による審議会などへの登用のほか、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めてまいります。なお、審議会などの委員へは女性の登用を進め、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、三股町男女共同参画推進条例や基本計画に基づき取り組んでまいります。

行政改革の推進につきましては、３月に策定する「第６次三股町行政改革大綱」に基づき、一層の改革改善と職員の意識改革を進めるとともに、町民の協働の推進を図り、的確な事業の選択を行うために、引き続き外部評価を行ってまいります。

また、町政の課題や町民ニーズに対応した組織見直しとして、地域政策室を企画政策課に、６次産業化への取り組みを強化するために産業振興課の商工観光係に６次産業連携担当を配置いたします。

加えて、平成２７年度は、第５次三股町総合計画の後期基本計画の策定とともに、本町の人口ビジョンや総合戦略の作成に取り組んでまいります。

また、１０月から運用が計画されている社会保障・税番号制度（マイナンバー）に対応するための窓口業務見直しなど、一層の事務改善を図るとともに、情報システムのリプレースにあわせて、町税等の口座振替の利便性を高めるために、再振替を実施してまいります。

健全な財政運営につきましては、経費の削減に取り組むとともに、町税などの収入の確保に積極的に取り組んでまいります。平成２４年度に、税務財政課に特別収納対策係を設置し、着実に収納率は上昇しております。今後も、悪質な滞納者に対しましては、財産の差し押さえ公売の実施などにより、収納率の向上と公平性の確保に努めてまいります。

広域行政につきましては、都城市、曽於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成、教育・文化、防災・消防、地域公共交通について、お互いに連携協力して圏域の活性化を図ります。

また、平成２８年度に完成予定の山之口スマートインターにつきましては、ＥＴＣ取りつけの助成など利活用を促進してまいります。今後さらに、本町が担う役割を認識し、住みよい三股町

の実現を目指してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、町民の皆様との交流、対話を重ねながら、積極的（アグレッシブ）に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいる所存であります。

議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（山中　則夫君）　ここで、本会議を１１時まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．議案第１号から議案第４１号までの４１議案、及び報告２件一括上程

○議長（山中　則夫君）　日程第４、議案第１号から議案第４１号までの４１議案、及び報告２件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　平成２７年第１回三股町議会定例会に上程いたしました各議案についての、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号「三股町一般職の職員の臨時待命に関する条例等を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、現在運用されていない７つの条例について、それぞれ廃止するものであります。

次に、議案第２号「社会福祉法人の助成手続きに関する条例の全部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法に基づき制定している条例中、引用している法の条数に誤りがありましたので、今回、その訂正にあわせて、助成の範囲、要件、使用制限等を新たに規定し、全部改正するものであります。

次に、議案第３号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、乳幼児医療費助成の範囲を拡大し、平成２７年度から入院にかかわる医療費助成を小学生に拡大するに当たって、条例の表題を「三股町子ども医療費助成に関する条例」として改め、条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第４号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」、議案第５号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の２議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの２議案は、組織機構の見直しに伴い、一部を改正するものであります。

内容としましては、総合戦略の策定や社会保障・税番号制度の運用開始に向けた所管事務の増大に伴い、地域政策室を企画政策課に名称変更するとともに、６次産業化への取り組みを強化するために、産業振興課の事務分掌に追加しようとするものであります。

次に、議案第６号「三股町行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正により、本町の条例による処分や行政指導に関して、行政指導の中止や違反行為の是正のための処分等の規定を追加することとなったために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第８号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第９号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の３議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、これまでも給与構造改革に取り組んでまいりましたが、人事院勧告に基づき給与制度の総合的な見直しに取り組むため、一般職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

すなわち、職員におきましては、給与表の平均２％の引き下げ、管理職員特別勤務手当の見直しを行うものであります。

なお、特別職については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うものであります。全体で１，２７６万５，０００円余りの影響額となっております。

次に、議案第１０号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「個人情報保護審査会委員」及び「いじめ問題再調査委員会委員」を設置することにより、それらの委員等の報酬をそれぞれ追加しようとするもので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１１号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成２６年４月に施行された改正農地法により、農地台帳及び農地に関する地図の公表が法定化されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１２号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条

例」、議案第１３号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」の２議案について、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案は、平成２７年度から入院にかかわる医療費助成を小学生に拡大するに当たって、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１４号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険料につきましては、国が定める標準段階をもとに、市町村で設定することとなっております。平成２６年度で第５期介護保険事業計画が終了し、平成２７年度から平成２９年度までの第６期計画が新たに始まりますが、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から国の政令が改正され、これまでの６段階が９段階に見直されます。

基準となる保険料額に乗じる率及び所得基準等は国のとおり設定し、保険料額につきましては、本町の介護保険給付費の今後の状況等から積算し、保険料率１．００の段階の年額６万２，４００円（月額５，２００円）を年額７万８００円（月額５，９００円）に改正し、その他それぞれの段階で改正を行うものであります。

次に、議案第１５号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び議案第１６号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の２議案について、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

第１次地域主権改革一括法により、国で定めておりました指定地域密着型サービス基準や指定地域密着型介護予防サービスの基準等を市町村の判断と責任において条例で定めることになったことにより、平成２５年３月に厚生労働省の省令を基準として条例を制定しておりますが、平成２７年４月１日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されましたので、この改正省令を基準に条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第１７号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、増加傾向にある高齢者の状況や外部評価制度の意見を参考とし、協議した結果、支給対象者は現状のままとし、支給額について見直しを行うものであります。

次に、議案第１８号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町墓地公園の使用者の資格について、その規制を緩和するために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、入居者資格について改正するもので、内容につきましては、裁量階層の収入基準額の見直し並びに裁量階層の対象者の範囲を拡充することの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２０号「三股町いじめ問題再調査委員会設置条例」についてご説明申し上げます。

教育委員会におけるいじめ問題に関する調査機関として、昨年、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会を共同設置したところであります。本案は、いじめ防止対策推進法第３０条第２項の規定に基づき、町長部局においていじめ問題に関する再調査機関を設置するため、三股町いじめ問題再調査委員会設置条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第２１号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び議案第２２号「三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」の２議案については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

平成２５年６月に公布されました第３次一括法の施行に伴い、平成２６年４月１日に介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省が一律で定めていました「指定介護予防支援等に係る基準」及び「地域包括支援センターの職員等に係る基準」について、省令に定める基準に基づき、市町村が条例で定めることとなったために条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第２３号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第７号）」についてご説明申し上げます。

本案は、緊急経済対策を盛り込んだ国の平成２６年度補正予算に基づき、所要の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額１０４億９，６４８万２，０００円に、歳入歳出それぞれ９，３８１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０５億９，０３０万１，０００円とするものであります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

国庫支出金及び県支出金は、緊急経済対策を盛り込んだ地域住民生活等緊急支援のための補助金を増額補正するものであります。

次に歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、地方版総合戦略策定にかかわる委託料ほか、それに関連する費用を増額補正するものであります。

民生費は、小学校６年生までの児童の入院費にかかわる扶助費を増額補正するものであります。

衛生費は、特定不妊治療費助成等に係る扶助費、新生児の健やかな生育のための報償費をそれ

ぞれ増額補正するものであります。

農林水産業費は、施設園芸対策事業及び畜産生産性向上事業のための負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

商工費は、プレミアム商品券発行及びフードビジネス創生のための負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

教育費は、住民参加型の公演制作事業にかかわる委託料を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第２表継続費補正は、防災行政無線（同報系）整備事業について事業年度を２７年度まで延長するものであります。

最後に、第３表繰越明許費は、今回緊急経済対策を盛り込んだ全予算額を繰り越すものであります。

次に、議案第２４号「平成２６年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３１億８，５８１万４，０００円に歳入歳出それぞれ４，３５６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億２，９３８万２，０００円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金及び共同事業交付金を増額補正するものであります。

また、歳出の主なものとしましては、一般被保険者の保険給付費を増額補正し、共同事業拠出金を交付決定に伴い減額補正するものであります。

次に、議案第２５号「平成２６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額２億４，５５８万３，０００円から歳入歳出それぞれ２２万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，５３５万６，０００円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、一般管理費のシステム改修委託料を減額補正するものであります。

次に、議案第２６号「平成２６年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３億５，０３２万９，０００円から歳入歳出それぞれ３，７００万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億１，３３２万９，０００円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額補正し、歳出の主なものとしましては、実施設計委託料及び工事請負費を減額補正するものであります。

次に、議案第２７号「平成２７年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成２７年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、アベノミクスの３つの政策「３本の矢」による一体的取り組みから、消費者の購買意欲や企業の設備投資、雇用などが改善し、消費の内需を中心に景気回復の動きが広がりつつありました。しかし、平成２６年４月に消費税率が５％から８％に引き上げられ、それ以降景気の動向は順調とは言いがたい状況が続いております。

こうした中、政府は、デフレからの脱却などを理由に、平成２７年１０月に予定していた消費税率８％から１０％の引き上げを、平成２９年４月に先送りいたしました。

また、景気の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成２７年度当初予算とあわせて、平成２６年度補正予算を編成しました。それは３兆５，０００億円規模で消費や地方の支援に軸足を置いたものとなっております。

地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比２．３％増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は、前年度当初予算と比べ０．８％の減額となっております。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりました。本町の自主財源は、前年度に比べ額、率ともに伸びているものの、町税については減収となっております。歳出においては、投資的経費は大幅に減ったものの、義務的経費や経常的経費は、ますます増加しており、引き続き厳しい財政運営を強いられている状況であります。

平成２７年度の年間を通した予算では、行財政改革を推進しつつ、地方単独事業など、起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、「第１表　歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成２７年度の歳入歳出予算額は、９２億４，０００万円で、対前年度比４．１％、４億円の減となっております。

歳入のうち自主財源は、３２億３，６８１万１，０００円で構成比３５．０％、依存財源は、６０億３１８万９，０００円で構成比６５．０％となっており、前年度より自主財源の割合が２．３％増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が４６億９，４１４万８，０００円で構成比５０．８％、経常的経費が３６億５，１９０万１，０００円で構成比３９．５％、投資的経費が８億９，３９５万１，０００円で構成比９．７％となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が伸び、投資的経費の割合が減っております。

次に、「第２表　債務負担行為」については、教育用パソコン導入事業のほか２件について、

数年にわたり債務が発生することから債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。

次に、「第３表　地方債」については、公共事業等債のほか、総額で５億８，４１０万円の借り入れを予定しているところであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

「西部地区体育館建設事業」として２億８，７０２万４，０００円、「上米公園パークゴルフ場整備事業」８，２００万円、「島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備事業」８，２６０万８，０００円、「浄化槽設置整備事業」２，１８０万４，０００円、新規事業として「榎堀・射場前団地整備事業」５，９９１万９，０００円、「第３地区分館屋根外壁等改修事業」１，８８０万４，０００円、「前目児童館トイレ改修事業」８９０万１，０００円など、総額で８億９，３９５万１，０００円の投資的事業の予算となっております。

また、投資的事業以外の新規事業の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、公共施設の老朽化対策及び適正化を図るための「公共施設等総合管理計画策定事業」１，３１９万１，０００円、平成２８年度から３２年度三股町の基本計画を策定するための「第５次三股町総合計画後期基本計画策定事業」５６５万４，０００円などが主なものであります。

民生費は、子ども・子育て支援新制度開始に伴う保育所、認定こども園、幼稚園に対する運営補助を行う「子ども・子育て支援事業」１３億１，１４９万４，０００円、小学校６年生までの児童の入院費にかかわる医療費を助成する「小学生医療費助成事業」９２４万６，０００円、障害児（者）等から相談を受け必要な援助を行う「基幹相談支援センター委託事業」９５６万９，０００円などが主なものであります。

衛生費は、健康づくりを推進するための「いきいきげんきみまた２１第２次計画策定事業」５３５万４，０００円、むし歯予防としてフッ素化物洗口を実施する施設に対して補助を行う「むし歯予防事業」６３万２，０００円などが主なものであります。

農林水産業費は、農地の貸し手と担い手を結びつけ、農業の環境づくりなどを推進する「農地中間管理事業」７８０万６，０００円が主なものであります。

土木費は、道路法の改正により道路橋の点検を義務づけられた「橋梁点検事業」８００万円が主なものであります。

教育費は、「アスリートタウンみまた」及び「健康で豊かな生活ができるまちづくり」の一翼を担う「ハーフマラソン大会実施事業」７５１万円などが主なものであります。

次に、議案第２８号「平成２７年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３５億３２０万６，０００円とするもので、対前

年度比１３．９％、４億２，７７６万２，０００円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で国庫支出金が９．９％、県支出金が１４．２％、共同事業交付金が１１０．６％、繰越金が３９．４％の増、保険税が２．９％、療養給付費等交付金が２８．７％、前期高齢者交付金が９．７％の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で保険給付費が３．６％、後期高齢者支援金等が１．９％、共同事業拠出金が９６．５％の増、介護納付金が１０．８％の減となっております。

次に、議案第２９号「平成２７年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，８０３万４，０００円とするもので、対前年度比０．６％、１５１万１，０００円の減となっております。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第３０号「平成２７年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億７，１３６万６，０００円とするもので、対前年度比１．８％、３，５９８万６，０００円の増となっております。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金の増が主なものであります。

歳出につきましては、保険給付費が１．７％、３，２５４万２，０００円の増となっております。

次に、議案第３１号「平成２７年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３３４万９，０００円とするもので、対前年度比９．１％、１１１万４，０００円の増となっております。

次に、議案第３２号「平成２７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，８４３万４，０００円とするもので、対前年度比２．６％、１２７万４，０００円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第３３号「平成２７年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，８２５万５，０００円とするもので、対前年度比２．７％、１０１万４，０００円の増であります。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第３４号「平成２７年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため、本事業を推進しているところであります。

平成２７年度は、引き続き、認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、平成２６年度に申請手続を終えました次の認可区域の測量設計等を進めていくこととしております。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４，１１４万５，０００円とするもので、対前年度比９．２％、３，７１６万８，０００円の増であります。

歳入の主なものにつきましては、施設使用料が６，４０７万５，０００円、国庫支出金が１億５００万円、繰入金が１億３，１０９万２，０００円、町債が１億３，１９０万円で、歳出の主なものにつきましては、実施設計委託料等が３，２３１万７，０００円、下水道管渠工事費が２億１，８００万円、公債費が１億１，８５４万２，０００円であります。

なお、当該工事費には、西部地区体育館建設に伴う公共下水道整備費１，５００万円を含んでおります。

次に、議案第３５号「平成２７年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、平成２７年度は配水池の耐震診断を行うとともに、老朽管の更新、及び新設配水管の布設工事等を計画しております。

平成２７年度の業務の予定量は、給水戸数１万１，１０９戸、年間総給水量２５３万２，３０７立方メートル、１日平均給水量６，９３８立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は、４億２，６６７万５，０００円を予定し、このうち主な収益は水道料金の３億７，３４６万４，０００円であり、収入全体に占める割合は８７．５％となります。また水道事業費用は、３億９，９３９万円を予定し、このうち主な費用は、職員給与費、減価償却費、企業債利息、施設の維持管理費等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は、１，１９０万１，０００円を予定し、このうち主なものは一般会計負担金であります。

一方、支出の総額は２億９４６万円を予定しております。主なものとしましては、施設費、企業債元金の償還であります。

施設費においては、石綿管等の老朽管布設替え工事、及び送水・配水連絡管布設工事が主なも

のであります。

なお、第４条予算の収支不足額１億９，７５５万９，０００円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補塡するものであります。

次に、議案第３６号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

教育委員は「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者」の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう）である者が含まれるようにしなければならないことから、引き続き、屋敷和久氏が適任者であると考え、ここにご提案を申し上げるところであります。

次に、議案第３７号「第２次三股町男女共同参画プランの策定」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町男女共同参画推進条例に基づき、平成２７年度から平成３６年度を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第９条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第３８号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、町道の整備や県営畑地帯総合整備事業に伴い、一部農道へ移管するため、起点の変更により廃止を行うものであります。

次に、議案第３９号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、開発行為に伴う新規認定や、県営畑地帯総合整備事業に伴い、一部農道へ移管したものを町道へ再認定を行うものであります。

次に、議案第４０号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」ご説明申し上げます。

本案は、都城市道街区三股線において、町道と重複する部分の管理を都城市が行うこととするものであります。

次に、議案第４１号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅デイ・サービスセンターの指定管理者の指定期間が今年度をもって満了することに伴い、公募しないで現在の指定管理者であります社会福祉協議会を１年間指定しようとするものであります。

以上、４１議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告２件を提出いたしております。

報告第１号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第

２号「三股町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」の報告２件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで、補足説明があれば許します。税務財政課長。資料を配付しますので、少々お待ちください。

○税務財政課長（山元　宏一君）　議案第２３号「三股町一般会計補正予算（第７号）」につきまして補足説明を申し上げます。

まず、９ページをごらんください。

これは、地域活性化及び地域住民生活等緊急支援の交付金を国のほうが定めましたので、それに対する予算であります。

まず歳入が、国が８，４８１万９，０００円、そして県が９００万円、合計９，３８９万円を町のほうに補助するものであります。

お手元に配付しました資料のほうをごらんください。

まず、一番上の産業振興課でありますが、１１ページの、これは一番下のほうになりますけど、プレミアム商品券事業としまして６，８００万円、プレミアム率３０％を予定しております。これを補助金として支出いたします。

そして、続きまして、地方創生先行型ということで、一覧になっておりますが、まず上のほうから、地域政策室、これは三股町総合戦略策定事業ということで、少子高齢化などの人口問題に対応して、活力ある地域社会を維持していくために、幅広い関係者の参画を得ながら、三股町人口ビジョン及び三股町総合戦略を策定する経費であります。これが合計で５９４万６，０００円。

続きまして、その下でありますが、総務課になります。公共施設多目的トイレ改修事業ということで、役場庁舎内のベビーカー等が入れるトイレの改修、おむつがえ台の設置、トイレ表示の変更などを行います。２カ所予定しておりまして、１階と４階に設置する予定であります。

続きまして、福祉課でありますが、小学生医療費助成事業としまして、小学生の医療費の入院について無償化するものであります。これが９２５万２，０００円であります。

続きまして、町民保健課が４つほどありますが、上のほうから、委託医療期間外予防接種事業としまして、県外に里帰りしたとき、予防接種の機会を県外のほうで受けられたときに、それに対して扶助費を６６万９，０００円。

そして、その下のウッドスタート、そしてブックスタート、これは生後３カ月の児童、４カ月の児童に対しまして、木製のスプーンと、そして絵本を贈呈するということで、合計１０５万７，０００円。

そして、その下、特定不妊治療費助成事業としまして、現在もあるんですが、事業を拡充するということで、不妊治療の（発言する者あり）済みません、１４５万7,０００円の間違いです。（発言する者あり）失礼しました、１５０万7,０００円であります。（「うん、１５０万7,０００円」と呼ぶ者あり）ウッドスタートとブックスタートを合計したのが、金額で言いましたので、その金額が１５０万7,０００円であります。申しわけございません。そして特定不妊治療費助成としまして、1回治療に7万5,０００円、年2回限度ということで、１３５万円を計上しております。

産業振興課でありますが、施設園芸振興対策事業としまして、ハウス施設等整備補助に４８７万3,０００円、畜産生産性向上事業に２４４万1,０００円で、地域雇用創造事業、これは就職説明会、都城と共同で開催するということで、三股が１７万1,０００円。

その下、高校生フードビジネスマッチング創生事業、6次産業の県営基盤安定フードビジネス支援ということで３５０万円、高校生というのは、東高校の生徒であります。

それと、教育費で住民参加創造型公演制作事業、これは俗に「まちドラ」、これの制作イベントの会社に２５０万ということで計上しております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　議案第３６号「教育委員会委員の任命について」補足説明いたします。

昨年の9月定例会におきまして、教育委員の任命ということで、屋敷和久氏について議会の同意をいただいたところでございますけれども、任期が前委員の残任期間となっており、今月３１日で任期満了となることから、屋敷氏を引き続き適任者であると考え、提案するものでございます。

なお、経歴等につきましては、次のページに記載しているとおりでありまして、説明は省かせていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。税務財政課長。

○税務財政課長（山元　宏一君）　今度は一般会計の当初予算関係についてちょっと補足説明申し上げます。

予算書の次のページのところに、２７年度三股町一般会計予算説明資料というのがありますが、それをお開きください。

まず2ページであります。一番下の表でありますが、２７年度の予算が９２億4,０００万円、対前年度で4億円、そして率で4.１％減額となっております。

歳入につきましては、３ページでありますが、自主財源については、固定資産税などの評価がえにより消費税の減収が見込まれておりますが、寄附金などの諸収入の増額により増となっております。

依存財源につきましては、地方交付税について、地方財政計画により微減と。町借金である地方債は、過去５年間のうちで最低額となっております。

続きまして、歳出でありますが、義務的経費や子ども・子育て支援制度開始に伴う保育所等の給付費などが大幅にふえております。扶助費全体がこれで増加しております。また、投資的経費につきましては、保育園整備事業や都城の医療ゾーン整備事業、クリーンセンターの整備事業などの完了によりまして大幅に減額となっております。

続きまして、７ページをごらんください。

円グラフでありますが、歳入９２億４，０００万円に対しまして、自主財源が３２億３，６８１万１，０００円、３５％となっております。自主財源につきましては、前年度からすると２．３％ふえております。そして依存財源でありますが、６０億３１８万９，０００円で、２７年度は６５％で、前年度に対しては２．３％減となっております。

続きまして、８ページをごらんください。

今度は歳出でありますが、今回、義務的経費が４６億９，４１４万８，０００円、構成比としましては５０．８％で、半分以上を義務的経費が占めております。前年度につきましては、４５．７４％でありましたので、４．３％の増となっております。この原因は、予算総額が減りまして、そして投資的経費が大幅に減ったために、構成比としてかなり多くなったということであります。経常的経費につきましては、３６億５，１９０万１，０００円ということで、３９．５％、前年度比からすると３．７％ふえております。投資的経費につきましては、８億９，３９５万１，０００円ということで、構成比９．７％、前年度は１８．５％でありましたので、８．８％の減となっております。

続きまして、１８ページをごらんください。

重点的取り組み事業でありますが、まず一番上であります公共施設等総合管理計画策定事業ということで、今後、公共施設の老朽化等がふえてまいりますので、その維持管理の計画をつくるということで１，３１９万１，０００円。

そして、真ん中あたり、子ども・子育て支援事業、これは保育所、認定こども園、幼稚園に運営費を補助するということで、これが１３億１，１４９万４，０００円。

そして、一番下でありますが、じんかい収集運搬事業ということで、山田町にクリーンセンターができましたので、それに対する事業ということで１億円計上しております。

そして、１９ページ、下から３番目でありますが、ハーフマラソン大会を実施しようというこ

とで７５１万円、そして、ふるさと納税推進事業としまして6，４２２万4，０００円を計上しております。

続きまして、２０ページでありますが、今度は、これは主な投資的事業であります。

まず一番上でありますが、くいまーるバス購入ということで４６３万2，０００円、そして前目地区児童館のトイレ改修で８９０万1，０００円、そして浄化槽設置整備事業ということで２，１８０万4，０００円、その下２つ、道路維持関係で、町単道路整備維持補修事業で3，２０６万8，０００円、そして島津紅茶園切寄線道路改修事業で5，０００万円。

２１ページでありますが、上米公園パークゴルフ場整備で8，２００万円、そして榎堀・射場前団地整備事業としまして、解体工事を含めて5，９９１万9，０００円、そして下の第３地区分館屋根外壁改修工事で1，８８０万4，０００円、西部地区体育館整備事業に２億8，７０２万4，０００円計上しております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

○議員（指宿　秋廣君）　補足説明で、最初の補正予算の継続費は、何でこげん減らしたのかを教えて、４ページ。２６年度一般会計補正予算の４ページの継続費は、２７年度ゼロちゅう書かにゃいかんわけ、意味がわからんけれど、説明をしちょいて。２６年度の一般会計補正予算の４ページ、第２表継続費補正。継続上は（聴取不能）。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（山元　宏一君）　申しわけございません。もう一度、２６年度一般会計補正予算、一番最初にやったやつですね。２６年度の補正予算（第７号）、これの継続。

○議長（山中　則夫君）　ちょっと待ってください。税務財政課長。

○税務財政課長（山元　宏一君）　先ほどの議案第２３号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第７号）」でありますが、４ページをごらんください。

４ページの継続費補正であります。これで２５年度と２６年度に継続費を計上しておりましたが、今回２７年度ゼロ円でありますけど、継続費を計上しております。これはＩＰ電話購入事業が入っておりまして、入札に付した結果、不落となりました。再度入札しようとしたところ、ちょっと業者のほうに問い合わせたら、ＩＰ電話機が注文製造のために２６年度中に納入が間に合わないということでありまして、それがわかる前にもう新年度予算を組んでおりましたので、新年度に組めないということで、今回、年度を２７年度にこれを継続して予算化したものであります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後０時01分休憩

〔全員協議会〕

午後０時16分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩を閉じ本会議を再開します。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　以上で、本日の全日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後０時17分散会

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第２日）

平成27年３月４日（水曜日）

議事日程（第２号）

平成27年３月４日　午前10時00分開議

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

日程第３　議案第２３号、議案第３６号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

日程第３　議案第２３号、議案第３６号の質疑・討論・採決

出席議員（11名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	

欠席議員（１名）

12番　桑畑　浩三君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君	書記　久寿米木和明君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君
税務財政課長	山元　宏一君	地域政策室長	鍋倉　祐三君
町民保健課長	上村　陽一君	福祉課長	岩松　健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉　秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元　道弥君
会計課長	財部　一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　おはようございます。桑畑君から欠席の通知が来ておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は１１名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１．総括質疑

○議長（山中　則夫君）　日程第１、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案された全ての議案に対しての質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に３つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議にかかわる議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、まず、議案第１号から第２２号までの条例改正等に対する質疑を行いますので、質疑ありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　議案番号第１５号と１６号なんですが、この地域密着型サービス、このところと１６号のところをよく読んでも、ちょっと難し過ぎて、どのように改正されるのか、ちょっと私の頭では理解ができないので、この１５号と１６号をわかりやすい形で説明していただけるとありがたいですが、よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　第１５号が、「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、１６号が、「三股町指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」というものでございますけども、まず、地域密着型というのがどういうものかというふうにお示しをいたします。

地域密着型というのは、今後、超高齢社会を迎え、認知高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするための新しいサービス体系ということで、平成１８年から始まっているものです。

地域密着型の基本的な仕組みというのは、より目が届きやすい市町村が事業者の指定や指導、監督を行うと。国ではなく、市町村が行うということ。国、県が行うんではなくて、市町村が行うというものですね。身近なところでサービスが受けられるよう、事業所のある市町村の被保険者、町内の町民の方だけが利用できるサービスというふうになります。

市町村が日常生活圏域ごとに必要な数量を計画に定め、バランスよく計画的な整備に努めます。高齢者グループホームや小規模等施設が計画量を超えるというような場合がでてきた場合は、市町村が指定を拒否することができるということで、過剰な整備をなくし、費用を抑制できます。市町村は、地域の実情に応じた基準や介護報酬が町長の判断で設定できるというものでございます。

地域密着型のサービスには６種類あるわけですけども、小規模多機能型居宅介護、そして認知症対応型共同生活介護、通常グループホームと言われるものです。その施設を利用して通所する介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、地域、市町村が認めました特定施設を使っての入居者生活介護ということで、地域密着型特定施設入居者生活介護、２９名以下の施設というふうになるんですけども、そういう施設を使っての生活介護で、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、こちらも市町村が認めまして設置されます老人福祉施設を利用しての生活介護という６つ、それにあわせて、予防給付ということで要支援１・２の方々が使っていただきます、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護ということで、小規模多機能型居宅介護というのがちょっと耳なれないかと思いますが、１つの拠点でデイサービスを中心として、要介護者の状態や希望に応じて、訪問介護やショートステイを組み合わせて提供するサービスです。身近な地域の中で顔なじみの介護職員からさまざまなサービスを受けることができると。グループホームなどが併設されていれば、自宅での生活が難しくなった場合に、引き続きなじんだ環境で生活が可能になりますということで、２５年の３月に、これすべて国の基準、国が省令で基準を定めていたんですけども、２５年３月に、第１次一括法案に基づきまして、条例で基準を定めなさいということでなりましたので、前にこの基準案を条例で制定させていただきました。それが今回また法の改正がありまして、国の基準等

が変わりましたので、それに基づいて改正を行うというものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、新旧対照表の、目次からあけていただきますと、第９章に、左側が改正前です。右側が改正後ですけども、現在「複合型サービス」という名前がついてるのがあるんですけども、それが「看護小規模多機能型居宅介護」というふうに名称が変わります。なぜこのように名称を変えたかと申しますと、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある、中・重度の要介護者が地域での療養生活が継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできるようにということで名称変更を行ったというものでございまして、この改正が新旧対照表でかなり多く出てまいりますが、これはこの名称変更に伴うものがあるからということになります。

地域密着型のサービスの中には、まず、第８条に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者数の員数というのがあるんですけども、この改正につきましては、左側の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準という、アンダーラインがついてる部分が、介護保険の改正によって、４条から４５条までが削除されたことによりまして、なくなったということでございます。

改正の、どういう目的をもって改正してるかということをまずお話しますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問介護サービスについて、他の訪問介護事業者との契約に基づき、当該訪問看護事業者に行わせることができると。自分のとこではなくて、他の訪問介護事業所と契約をしていれば、そこの事業所に訪問看護のほうもさせることができるというのが１点です。

夜間（午後６時から午前８時まで）のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、併設する施設・事業所に加え、同一敷地内に隣接する施設・事業所を追加したという改正案です。

そして、介護・医療連携推進会議と外部評価はという、ともに第三者による評価という共通の目的があることを踏まえ、事業所が引き続き、みずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センターの公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとするということに変更がされたものです。

小規模多機能型居宅介護につきましては、小規模多機能型居宅介護の登録人員を２９人以下とする。あわせて、登録人員が２６人以上、２９人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を１８人以下とすることが可能となったと。宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとするというもの

です。

運営推進会議と外部評価は、先ほどと一緒ですね。

そして、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務ができる施設を拡充するということです。現行の併設する施設・事業所に加え、同一敷地内に隣接する施設・事業所を追加する。それとあわせて、兼務可能な施設・事業所の種別として、介護老人福祉施設や介護老人保健施設を加えるという、兼務可能な事業所等の拡大でございます。

管理者というのが施設にはおるわけでございますが、それにつきましても、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができるようになったというのと、小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員とグループホーム一人当たりの定員の合計が９名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合は、夜間の職員配置について兼務ができるようになったのというのが１つでございます。

複合型サービスが、先ほど申しました看護小規模多機能型居宅介護に名称が変更されたと。

あと、認知症対応型共同生活介護、本町にはこの地域型ではこのグループホームしか現在のとこないんですけども、３カ所ございますが、この認知症対応型共同生活介護事業所が効果的にサービスを提供できるよう、現行は９名が１ユニットとなりますのは、１ユニット、２ユニット、その次は４ユニットというふうにユニット数が決められていたんですが、新たな用地確保は困難である等の事情がある場合には、３ユニットまで差し支えないことを明確化したと。

このグループホームに通所する方々の利用定員について、認知ケアの拠点からさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、１ユニット３人以下に見直されたこと。地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成２８年度から運営推進会議の設置が義務づけられたこと。認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、届け出を求めることとして、事故報告の仕組みを設けたこと。サテライト型、地域密着型介護老人福祉施設の本体施設と認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、また、病院もしくは診療所に加え、地域密着型介護老人福祉施設を追加したという改正分がここにずっと入ってるという状況でございます。

今先ほど申しましたように、今のところグループホームしかございませんが、この６期計画では、この小規模多機能型、２９人以下の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等を整備したらどうだろうかというふうには考えているところでございます。

町内の方しか利用できないという形で、そして、料金等も町が独自で決められるというのはあ

るんですけども、そういう点で、この地域密着型のこの基準をもとにやっていけばいいがなと、やっていかなきゃならないなというふうには思ってるとこでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今の説明で少しはわかったんですけど、利用者にとっては、利用、今まで待機者とかいうふうな人たちがいらっしゃったんですけど、利用しやすくなることと捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　今回は、これとあわせて、２７年度から介護予防日常生活支援総合事業というのが始まります。そういうのも市町村が計画を立ててしなければならないんですけども、例えば、要支援１の方が今デイサービスに通っていらっしゃる、送迎つきで。そんなのを、要支援１・２とかの方々というのはある程度健康でございますので、サロンのようなとこに来ていただいて、歩いて来ていただいて、おしゃべりやら体操やら食事やらをするということで、介護保険に通って、週１回デイを利用されますと、本人負担が３，０００円か４，０００円だと思うんですけども、そういう額を、サロンなんかに来ていただいたときには本人負担は１，０００円、２，０００円とかにするとか、そういうふうにサロンのほうに引き込んでいくと。それで介護保険の給付費を減らしていくというようなことを、国は今から２９年度まで、平成３０年の３月３１日までにそういうものをつくっていきなさいということになっておりますので、そういうのをいろいろ組み合わせれば、皆さん、今まで以上に使いやすい、行きやすい場所に介護予防として行けるんじゃないかなとは思っております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　議案第１０号、この中の、改正の中の、いじめ問題再調査委員会委員の日額１万円と条例改正されている。いじめの問題はマスコミ等でいっぱいあって、いろんな報道されているわけですけども、別枠、町でいじめ防止対策専門家委員会負担金か、これが一般会計で別枠で三十何万ですかね、あるんですけども、これの整合性と、これはどういうことでこうなってるのかというのを、このいじめ問題調査特別委員会の日額１万円という趣旨を教えてほしい。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　議案の１０号ということですけれども、２０号に関連しますので、教育委員会におけるいじめ問題に関する調査機関ということで、昨年、都城市と三股町でいじめ防止対策専門家委員会を共同設置をいたしました。これに対する負担金で予算のほうで上がってるんではないかなというふうに思っております。

今回は、町長部局のほうで再調査のための委員会ということで、今度は共同設置ではなくて、

三股町が単独で、調査はしたけれども、それに例えば問題があるんじゃないかということで再調査を依頼されたときに、町長部局が、この共同委員会のほうで調査をされたにもかかわらず、また単独で再調査をするということで、町のほうで５名以内の委員を委嘱いたしまして、再調査の事案が発生したときに委員会を開くものでございます。そのための委員報酬ということで１万円をということで、メンバー的には、大学の先生とか弁護士の先生とか心理士の先生たちをお願いしようというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今探してるから、これが一緒かと思って質問したわけですけども。ならば、この問題については町独自にそれをやる。専門委員は配置しないと。どこが事務局になって、何をどうするん。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　専門家委員会は都城市のほうで共同設置ですので、恐らく５名ぐらいだと思うんですけれども、教育委員会部局が連携をとりながら、実質的なところは都城市の教育委員会が事務局となると思います。

今度は再調査のほうにつきましては、町長部局、市長部局ということになりますけれども、市長部局は恐らく都城市はこども課だというふうに考えて、三股町の場合は総務課のほうで事務局を考えております。委員につきましては、専門的な知識を有する者ということで、先ほどの弁護士、大学の先生等に入っていただく予定です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　この辺また、今度は議案の第１７号についてお聞きをいたします。この議案１７号、敬老祝い金の話ですけども、これが一般会計のあとで出てくる中では、これはほかって書いてあるから金額はわからないですが、ほかの金額が幾らなのかわかりませんが、こうすることによっての影響額は幾らになるんですか。敬老祝い金を改正することによっての影響額。

○議長（山中　則夫君）　答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　２６年度の実績が、対象者は変わりませんでしたので、１，００３万円支出しております。２７年度を積算してるんですけども、人数はふえるんですけども、４４８万5,０００円で済むかなということで、約５４０万程度減ということになります。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今まで、昔は全員にやってたというふうに記憶してるんですが、これを趣味にして、最高齢については３分の１以下ですね。最高齢というぐらいだから、多分１人だろうと思うんですが、要するにそれどういう（　　）なったのかということで（　　）

ますので、答弁をお願いします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　対象者はそのままにしたのは、敬老祝い金を持ってまいりますと、次はだれだれさんがもらえるよなとか話をよくされますので、もう期待されてる面もあろうかということで、対象者は変えませんでした。

あと、額を半分程度にさせていただいたんですけども、最高齢の方は今まで１０万円だったんですけども、ここ数年、最高齢者の方も変わりませんけども、１０万、１０万、１０万というふうにお渡しを毎年しているわけですけども、最高齢者の方は３万ぐらいにしていただいて、あと花束とかを一緒に添えてやったらどうだろうかということで、今回３万円にさせていただいたところでございます。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　議案番号第２７号ですが、平成。

○議長（山中　則夫君）　２２号まで。

○議員（３番　堀内　義郎君）　済みません。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　先ほど上西議員のほうから福祉課長のほうに、の関連で質問をいたしますが、先ほど答弁がありましたけども、課長、社会福祉法人における制度のあり方についてということで、抜本的にいろいろと社会福祉、また法人、社会福祉法人に関係する法律が変わったというふうに受けとめてますが、概要でもいいですが、その辺議員にも配付していただければと思いますが。その法制、改正点ですね。その点について、そんなことはないのか、あれば出していただけるようにしていただきたいですが、質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　今回の議案には関係ないわけでございますけども、そういうのがあれば、とりまとめて皆さんに、社会福祉法人がなかなか問題点が多かったということで、国が大分厳しく改正をしているようですので、そういうのがわかる資料がありましたらお配りしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　それで、議案７号から８、９、１０、費用弁償、それから一部改正、給与、職員、これについて質疑いたしますが、関連して、三股町における法改正等ありますが、人事院勧告によるものだということが第一義かなと思いますが、しかし、町長の施政方針、また提案理由関係の中では、２７年度の予算編成に当たっては、予算編成にのっとり、国、県の予算編成の状況、地方財政方針計画と社会情勢の動向を鑑み、予算編成を行ったものであります

ということでありますが、三股町においては、こういう報酬審議会なるものを開きながら、給与関係、一般の関係も討議したはずだと思いますが、その辺一帯が行われて、今年度の当初予算になったものかを質疑いたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今回の人事院勧告については、昨年の１１月の臨時議会の時にもお話しましたけれども、特別職についても期末手当の引き上げということで議案を出させていただきまして、今回は１２月にそれを調整したものですから、新年度は６月と１２月に国が示したとおりの割合に整理したということで、期末手当の月数については、変更が、１年を通せば変更はございません。ですから、変わらなかったと。条例だけを数字的なものをいじったというとこでございますので、先ほど言われた報酬審議会は開いておりません。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　報酬審議会等の、今後も報酬審議会を開く予定はないのか。また、アベノミクス関係のことも、経済効果のことも町長はおっしゃっておりますが、２万５，０００有余の人口を抱える我が当町にとって、ほかの類似団体とも比較して、現給与体制、また町長におかれましても、この人口における、いえば、人口が微増とはいえ、現状で頑張っている市町村において、類似団体においても、その給与体系については何も審議、また、そういうのを比較対象したときには幾らというデータ等はないものか、質疑いたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　必要に応じてという形で今までも審議会を開いていただいておりますし、今後もやはり社会の変化に伴いまして、そういう状況が来たら検討していただくという機会を設けるべきだというふうには考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないので、議案第１号から第２２号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第２３号から第３５号までの予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今年度の一般会計予算説明資料の中で、新規事業として、議案は、説明資料ですね、２７号の一般会計予算の説明資料の中で、今年度の重点取り組み実施事業、１８ページです。１８ページの虫歯予防事業のことと、それからごみ、じんかい収集運搬事業のこの２点でちょっとお尋ねいたします。

虫歯予防事業は新規でありますが、虫歯予防をすることは私も大賛成ですが、このフッ素化、

何ですか、洗口を実施する施設に対して補助を行う、このことに関してどういうふうな審議をされたのか。

フッ素に関してはいろいろ賛否両論あります。あるというふうなことを聞いております。私もちょっと歯医者さんに行って聞いてきたんですけど、フッ素は毒薬だというふうなことで言われた歯医者さんだったんですけど、やはり本当に化学的に安全性が証明された、そういうふうなことがあるのかどうか。

○議長（山中　則夫君）　上西さん、一般質問にならないように。

○議員（７番　上西　祐子君）　いやいや、だから、この事業を導入するに当たってどういう審議をされたのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　これにつきましては、２５年度に、２４年度の１２歳児の１人平均虫歯数、これは県内で最下位であったというようなことがございまして、２６年度にその辺を内部で検討、健管センターへよってですけども、検討しまして、それが新年度、２７年度にそういうことの意見をいただい、そういう内部の意見、あるいは町内の方の意見とか反映する場がこれまでございませんでしたので、そういう協議会を立ち上げて、県の助成事業を活用して、２７年度にそういったこと、協議会の意見を聞いてですけども、方向性が出れば、そういった制度の活用をしようということで、新規事業で計上してるところでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　これは下からというんですか、学校とか保育所とかの要望があってされるということですか。それとも、本当にこう、安全だというふうな証明が化学的にされてるのかどうか、そのあたりと、それと、聞くところによると、フッ素でうがいする時に飲み込むおそれがある、それが一番心配なんだというふうな歯医者さんがおっしゃられたんですが、そのあたりを検討されて、この施策を実行、予算に上げられたのかどうか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　ただいま言われたような直接的な、町民あるいは団体等からの要望があって、こういった形の計上をしたということではございません。「健康日本２１」とか、あるいは三股町の「いきいきげんきみまた」という中にも歯科保健についてうたってあるわけですけども、フッ化物洗口ということにつきましては（「声が小さい」と呼ぶ者あり）、フッ化物洗口ということにつきましては、厚生労働省あるいは宮崎県、日本歯科医師会、こういったところが推奨という形でありますので、そういったことをもとに今回こういった計上しております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　県内でどれぐらいの市町村で行われてるのか、そのあたりをちょっと調べていただきたいと思います。

それともう１つ、じんかい収集運搬事業に１億円、これ委託料がふえておりますが、この前の土曜日にクリーンセンターに行ってきたんですが、立派なクリーンセンターができたことはわかるんですが、１億円の新たな予算というふうなことで、ごみ収集が高くなることはわかるんですが、この事業に対して、どう減量して、予算を減らすかというふうなことを、これから審議、今まで審議されたのか。町長のこの前の施政方針で、電動生ごみ処理機とかコンポストとかおっしゃいましたけど、やはり１億円というふうな金額を聞くと、見る時に、何かもっとこう、ごみ収集、今までどおりじゃなくて、新たな事業ができるんじゃないかと。もう少し紙とかいろいろなものを分別するとか、小林市がしてるようなことをやるとか、やはりそこら辺、少しどういう審議をされてこのことになったのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君）　今ご質問のとおり、前年の予算比に対しまして倍というような計上の仕方をしております。といいますのは、まず単純に現状認識から確認をさせていただきますと、まず、クリーンセンター、山田町に行くことで、まず、今まで清掃工場まで３回のピストン運動が可能であったわけですね。しかし、山田町になりますと、２回というのも厳しい状況もあるかなと見ております。そうしますと、現状のごみ量を消化するに当たりましては、車両をふやさざるを得ない。安全対策のために人員もきちんとした形の方々をつけていただかないといけないというようなことへの配慮がありました。

ごみ量が変わらないんですが、燃える、燃えないが一緒になることで堆積量がふえてまいります。そういったことで、現状の収集について減ずるというのはなかなか厳しい状況でありました。これを今までどおりの燃えるごみの扱いが多くなりましたわけですから、そこを今までのように２回ということも検討したんですが、そうしましたときに、今度はステーションの問題、ごみステーションをこれ以上ふやすということが非常に厳しいと、場所的に。そしてまた、ごみステーションをふやしますと、今度はとまる回数がふえますので、今度はやはり持って行くのに時間を要するというような状況も検討の中に出ました。

今上西議員がおっしゃられました、この予算を今後どうしていくかという１つの対案としましては、やはりごみの減量化しかないわけなんですね。ごみの減量化をするに至って、桑畑議員からも以前から出ておりました生ごみの処理とか、そういったものについても、ほかの自治体等も含めて見させていただいたんですが、やはり生ごみにつきましては、かなりの各自治体設備投資、そして、それに生ごみ専用の収集車なりを配備するようなことでないと、なかなか充足しないということも全国的に出ておりました。

ですから、当然、今後住民の皆さんにいろんなお知らせをしながら、協力等がどういう形でもらえていくのか。モデル地区を設けてやってみることが可能なのか。そういったことで、ごみの減量化対策を今後検討していくということになろうかとは思います。

ただ、現状の今まで出ておりましたごみを速やかに処理していくということを念頭に置きましたときには、この１億円でも非常に厳しいような状況の試算になっております。ですから、今回公民館長さんたちの会議の中でも、ごみ集積場所にペットボトルだとか白色トレーだとか、そういったものも置いていただくような協力体制をお願いし、そして、今後はごみの減量を図るしかないので、１年間いろんなことを検討させていただいて、勉強させてくださいというようなことを各地区を回ってお願いをしてきたとこであります。それで、そういった中で、今の予算の中で検討を進めた予算がこの１億円でございます。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　私のほうで、議案第２７号の、先ほど上西議員が言われましたフッ素について、三股町の場合は、一般質問をする時にはもう委員会で議決をとっています。そうなると、都城市とかほかのところのように、一般質問を受けてから各委員会をせにゃいかんという理屈になってしまいますので、あえて質問をいたします。

町長にお伺いしますが、こういうことがあるのが、ご存知ですかね、日本弁護士連合会は、集団フッ素洗口とその中止を求める意見書を２０１１年２月に関係省庁、行政団体側に提出。日弁連は１９８１年１１月にも、虫歯予防へのフッ素利用に関する意見書を提出しています。意見書では、安全性、有効性に問題があり、必要性、相当性に重大な疑問がある。試薬が使用される点で、薬事法の趣旨、目的に反した違法行為が認められ、否定的見解の情報提供されず、政策遂行には違法の疑いがあると強い懸念を示している。これ日弁連ですね。私が言ってるんじゃありません。

ということがあるすれば、フッ素洗口をするということであれば、推進じゃなくて、検討ということにして、それを本当にそれがいいのか悪いのか、賛否両論、これは推進をするとすれば、それはこういう意見もありますよというふうに懐疑的な意見も通した上で同意書に書かせるのか。同意書をとるということは、相当性の危険性があるということを指すわけですね。あえて質問をいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ただいまの日弁連のそういうふうな提言というか、それがあったというのは承知してます。ちょっとインターネットで調べさせていただきました。また、それに対する、厚生省とか日本歯科医師会の回答等も見させていただきましたけども、これは専門的な話でござ

いますんで、どちらが正解なのかというのはよくわかりません。ただ、そういう専門家の中の治験では、厚労省としてはフッ素化物洗口に対しては安全というような立場で推進しているような状況、そしてまた、県もそういうふうな立場でやってるという状況でございます。

ただ、言われるように、このフッ化物洗口自体が議論があるというのは本当言われるとおりではないかなというふうに思います。

今回このような形で予算措置をさせていただきました。ただ、ここにありますように、歯科保健推進協議会というのを設置しましたので、その中で、上西議員も言われますし、いろんな形で、そしてまた推進の立場の方もいらっしゃいますし、議論のあるところということを踏まえながら、取り扱いについてはその中で議論させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　私は一般質問でもしておりました。椅子が飛び上がるほどびっくりしました。要するにこういうことがあるのでということを言うつもりでした。一般質問でまた取り上げさせていただきたいと思います。

次に行きます。一般会計の平成２６年度一般会計補正予算の議案第２３号についてお伺いをいたします。

この中の１１ページのプレミアム商品券発行事業補助金というふうに、額も大きくて、６,８００万というふうに書いてあります。この問題については、先行して採決してほしいということですから、もう少し詳しく、これについてはこういうことですよと。ただ、委員会付託も省略するわけですから、もう少し詳しく教えてほしいと思います。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　プレミアム商品券について、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

今回の地方創生の中の消費喚起型という補助項目がございまして、その中で、三股町、全市町村に対して、その人口割合、財政力指数等を勘案して、補助金が参っております。その地域消費喚起型の中で使える内容がプレミアム商品券であったということから、このプレミアム商品券を出しております。

プレミアム商品券につきましては、今回行いますのは、１冊が５００円券を２６枚入れて１万３,０００円分になりますが、それを１万円で販売する。いわゆるプレミアム率が３０％という形になります。県内を見てみますと、ほとんどの市が２０％、町村になると３０％という数字が上がっております。これにつきましては、２０％にすると多くの人に渡る、３０％にすると若干冊数が少なくなっていくんですが、２０％だと、町村では販売し切れないほどの金額になってくるということがございます。

それから、今回の販売冊数は２万冊、発行総額になりますと２億６，０００万規模になります。販売は、現在のところ１人５万円までの予定でおります。

これは、後の使い方になりますが、町内の商工会加入店舗で使用可能という形をとっております。事務局は商工会に持っていただき、７月１日に発売し、７月から１２月までの６カ月間で使用していただくというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　隣の都城市は捉えられているのかなと。それと、商工会に加入してるというのは、こう言われてますけれども、例えば大型店舗がありますね、三股町に。例えばトライアルがありますか。例えばサンキューがありますか。というところを抜いて、答弁をしてください。そこは利用できるんですか、できないんですか。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　都城市は当初２０％ということで出しておりましたが、三股町が３０％ということで、急遽３０％に変更された模様です。隣の市と町でその割合が違うということから３０％に上げられたということですが、聞いてるところによりますと、三股町は２億６，０００万の事業になっておりますけれど、都城は２０％の時に１９億の予定で出しておりますが、それが３０％になったために１５億ぐらいに落ちたというふうに聞いております。

そして、商工会加入店舗ということになりますが、商工会加入店舗になりますと、当然トライアルも入ってきます。エルも入ってきます。そしてＡコープ等も入ってきます。大型店舗も入ってきます。今回は２億６，０００万という高額になったために、商工会加入店舗ということで考えております。

前回、例えば２３年度あるいは２４年度にもやっておりますが、特に２３年度の時には、口蹄疫復興プレミアム、口蹄疫復興の事業を行っておりまして、その中の事業項目は中小企業応援ファンドということでしたので、中小企業ということから、線を引きまして、大型店舗というのは組み込んでおりませんでした。今回は２億６，０００万まで、その時は当時は６，０００万ほどの規模だったんですが、今回２億６，０００万という大きくなったということから、商工会全加入店舗という形で取り組む予定にしております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　都城市も三股町もやる。大きなところに、大型、例えば家電品というところに流れていきそうな気がする。５万円でしょ。１人５万円ですか、１世帯５万円ですか。そしたら、１人５万円なら、２人いたら１０万ですか。世帯が単体で１つの屋根の下に２世帯が分かれてれば、それは世帯やったら得するんですか。いろんなことが想定できるんですが、

もう少し詳しくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　前回の２４年の時の資料をちょっと見ますと、これ、規模的には５，５００万の事業になったんですが、その時には、これは商工業等経済復興支援事業という事業名、補助金が入ってましたので、この時にはある程度のところまでは入っております。その時、例えばタイヨー・サンキュー広原、そういったところも出ておりますが、もちろんそういう大きいところについては、サンキューであったり、ミートショップながやまであったり、Ａコープであったり、そういったところは大きな金額を確かに販売されております。それ、あっても、町内のもともとのところでもやはり似たような、１００万円を超す販売額、実績が今までもございます。すべてがその大型店舗に行くという考え方ではなくて、２億６，０００万分ございますので、町内のほうへも十分回るんではないかというふうには考えてるとこです。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　再度聞きますね。昔プレミアム商品券があった。商工会にプラスには、こうならないんです。要するに、商品券を買った人にはプラスになるけれども、商工会の人にはプラス要因があるんですか。答えてください。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　商工会の会員につきましては、要するに販売、自分のとこのお店の、事業所の販売が上がるという見込みがございます。その点は次のような理由です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　その件でも言いますね。例えば大安売りしてました。それを買った。そしたら、いや、これはききませんよと。実際私言われたことあるんですよ。わかります。身銭切って、要するに客を寄せるためにいろんな安売りやってます。いや、これは定価で売らなきゃいかん。要するに、その店の売り上げは上がるけれども、売り上げは、その店に来てもらうために、ある一定、要するに採算度外視みたいな形でやっていると。それを、例えばプレミアム商品券をすると、例えば商工会は、その時は商工会に手数料を払うんやったかな。何か、要するに、持って来て、例えば５００円を持って来て、そのまま持って行って、また５００円に換金されるかどうかちゅうことを聞いてるわけで、もしそこが、いや、４９０円ですよと、売り主に返ってくるのは。例えば４９８円ですよ。そしたら、その店側にとっては、売れるけれども、額が下がって、要するに現金化になるわけですね。そこのところを聞いてるんです。要するに、売るほうについて、それは何かメリットがあるんですかということ。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　おっしゃるとおり、前回、前々回ですかね、手数料を取ってお

りました、各小売店舗においてはですね。今回はその手数料を取る予定ではございません。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　よかですか。これは議決要件だから。この２６万円については議決要件、２３号の議決要件のとこ。

○議長（山中　則夫君）　だから、今、もう５回で終わりです。５回。５回やから。（発言する者あり）ほかにありませんか。堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　議案番号第２７号ですが、平成２７年度三股町一般会計予算書の中の４１ページ、議会費の需用費の中の印刷製本費ですが、１１３万４,０００円ということで組んでありますが、これは「こんにちは議会です。」の予算だと思いますけども、担当者によると、２６年度に３年間の契約をしているということと、あとこの予算でいくと１４ページしかつくれないということで、今までは１６ページで進めていた。前年度比に比べて約１割、１２万５,０００円のカットであるということでありまして、今回の一般質問でも８人の方がされております。できれば１人１ページの確保をしたいんですが、この予算だとちょっと厳しいかなということで、このまま支障のないように配慮できないか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（山元　宏一君）　ただいまの議会費の一般印刷製本費について減額になったということでありますが、予算要求の段階で、予算というのは今９２億４,０００万なんですが、要求の段階ではかなり多く要求されるんですね。その中で全体的に考えていきますと、ほとんどのもんが削られるというような状況になっています。

ちょっと詳細を持って来てないのでここではお答えできませんけど、内容についてはですね。状況についてはそういうことでありますので、内容については、予算決算委員会の中でよろしいですか。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　議案番号２７号、資料説明の１９ページの上から３番目で、都市計画整備課長に質問いたします。

これは社会資本整備総合交付事業、橋梁点検事業新規ということで８００万の中に委託料が８００万のうち、国庫支出金４８０万となってますね。これを義務づけられたということの観点から取り組むということですよね。初年度は２５橋、全体は１３２橋ありますということで、これ義務づけですよね。せんならせんでいいわけですかね。絶対的なもんじゃない。だから、新規に取り組まれた理由の、求めます、説明を。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　この橋梁点検と診断書までということで、昨年、平成２６年

７月１日に道路法の改正によりまして義務づけられましたということは、しなければならないということになりました。

この中に１３２橋ということで、町内の、町道で管理している橋でございますが、５年に１回ということで、２６年度、もう１年たつわけですね。あと残りが２７年度から４年間しかございませんので、４年間の中にこの１３２橋をすべて点検して、診断書まで作成しなければならない。ここにもありますように、２メートル、延長を２メートル以上の橋ということで、その中には既成品ですね、ボックスカルバート等もあります。

うちの職員もエキスパートということで研修にも行っておりますので、小さな橋等につきましては直営で、うちの職員でやる部分もあります。大きな橋につきましても、橋の長さ、橋長等とか橋の幅、それによって、１橋が単純に幾らという形にはなりませんので、架設年度の古い順に、緊急度の高い順に点検を行っていくつもりでおります。

先ほど質問ありました、これは義務でございますので、絶対しなければいけないということです。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　その中で、岩下橋の下流にかかってる歩道橋ですよね、自転車が。あれも対象になっていると思いますが、いかがですか、対象としてますか。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　この対象となる１３２橋につきましては、うちの町道にかかっている橋でございます。岩下橋の橋と歩道橋につきましては県道の橋でございまして、これは県の都城土木事務所のほうで実施する部分でございます。本町の中には入ってはおりません。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　町で、国が義務づけ、４８０万の国庫支出金と。当然主要道路にかかっていて、県道だとはいえ、調べようがないちゃ調べようがないわけか。その点について、よかったら、主要道路ですので、担当課長に、県道も調査対象に入ってるか質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　これは県道でございますから、県の管理橋梁でございますので、県は必ず点検をしなければいけないということで、その実施年度が何年になるかはちょっとまだ把握しておりませんけれども、今市橋と三股橋、橋が県道の部分になりますので、その部分についても５年以内に必ず点検をしなければということになっております。

○議長（山中　則夫君）　最後ですよ。重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　先ほど２７号資料、説明資料の１８ページの虫歯予防で新規で取り組まれたということの質疑の中と、それから提案理由説明書の中にも、提案理由の２ページ、

虫歯予防としてフッ素化物を実施する施設に対してということで書いて、答弁も町長はしております、提案理由書で。こうなると、三股町は取り組むんだと、実施するところがあれば進むほうで出すんだと、非常に前向きなことで、また新規に取り組むし、文書化にもなっております。

これであると、もう事業所はもううちはやるんだということになったら、もう、はい、三股町もバックアップしておりますよという裏づけをしたようなもんに私は受け取るんですが、これは行き過ぎの文書じゃないかと、質疑いたしますが、行き過ぎでなければ行き過ぎでないと。どうなのか、答弁を求めます。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　予算に計上いたしましたので、行政としては、国なり、先ほど申し上げましたけども、そういった推奨されておりますので、そういう方向性での提案理由、そして計上という位置づけで考えております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　課長がそう言われるのも、結局は「いきいきげんきみまた２１」における何かに取り組むという姿勢を出したいということのあらわれでしょうけど、町民がこのことにも、ＰＴＡ会とかそういうのが動いたのであればまだしも、まず町民も望んでいない。２１世紀の計画の中で、国、県全体を見渡したときに、こういう所管のもんではあると、それを着目されたのは大変よろしいかなとは思うんですが、私がこの文書を見る限り、課として新規としてやるにはもう少し慎重でなければならないかなと思うし、これは先ほど答弁の中にもありましたとおり、まだ全体的に審議過程の段階に予算づけするのは甚だ疑問ですが、もう少し視点を変えた表現でもいいんじゃないかという疑問で、もう１回答弁を求めますけど、いかがですか。全然考えてないですか。この文書、実施するという言葉。三股町は推進するということの、以上の言葉ですよ、これは。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですが、歯科保健推進広域協議会という名称でこれ出しておりますけども、実際的な動き、２７年度に取り組もうとするときに、まずこの名称は、この名称は母子保健推進協議会と、新たにまた、この歯科保健だけに限らず、母子保健についてすべて全般についていろんな意見の場を設けよう、いただこうという場を推進協議会で諮りたいというふうには思っております。

先ほどいろいろ言われましたように賛否両論ございますので、こういった協議会の意見を踏まえて、予算についての執行は、一応それを尊重した形で進めていきたいというふうには考えております。

○議長（山中　則夫君）　それでは、質疑もないようですので、議案第２３号から第３０号までの

予算に対する総括質疑を終結します。

ここで本会議を１１時２０分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案第３６号から第４１号までの委員の任命等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ないようですので、議案第３６号から第４１号までの委員の任命等に対する総括質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．常任委員会付託

○議長（山中　則夫君）　日程第２、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、各議案及び請願はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出ください。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第２３号、議案第３６号の質疑・討論・採決

○議長（山中　則夫君）　日程第３、議案第２３号、議案第３６号の質疑、討論、決を行います。

質疑の回数は、１つの議題で５回までといたします。

まず、議案第２３号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第７号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　さっきのあれですけども、もう１個教えてくださいね。１人５万円、１世帯５万円、要するに５人家族がおれば、５人つくっていったら、２５万円買うことが可能。それは年齢制限等々あるわけですか、教えてください。

それと、先ほど商工会に交付する、もしくは換金むら、買ったけれども、換金してなかった。だから、そういうことはありますよね。期限が多分つくんでしょうから。そうすると、それにつ

いての事後処理についてはどういうふうになるのか、２点教えてください。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　まず、購入者ですが、１人５万円ということで、その年齢制限等は特には設けておりません。ただ、子供、赤ちゃんの名前というあたりでいきますんで、そこは今後ちょっと検討させていただきたいと思ってます。

それから、もう１つ何やったっけな。未換金分ですね。未換金分については、その分をこちらのほうで、今までの口蹄疫ファンド等を使った場合には、返金という形で、県のほうに返金するという形でやっておりました。今回についてもそのあたりが出てくると思います。今回の６，８００万円の総支出の中には、国が５，４００万ほど、そして県が１，２００万ほど入っております。残りが一般財源という形になります。その一般財源をつけたもの、未換金に対応するための部分と事務費の部分ということで見込んでおります。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　最後のところがちょっと聞き取れなかったんですが、６，８００万円というのは国からのものですよと。そして、その未換金があるものを見越して、ある一定のところは、例えばいっぱい、例えば１００万円、１，０００万円わかりませんが、その分をここに出すというふうに理解していいですか。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　未換金も考えた上で、国が５，４５５万５，０００円、県が１，２００万の補助金がございます。残りが１４０万ほどになると思いますが、町の一般財源ということになってます。このために見込んで、事務費と未換金分の処理を見込んで一般財源をつけております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　その今度は結果ですね。その収入は、売ったわけですよね。売ってるわけですよね。それはどこの利益に、商工会の利益ですか、それとも町の利益。要するに受託するわけでしょ。商工会が売るんでしょ。だから、そうなった場合は、商工会がそれを受けてやって、そこから先、どうなんですか。それと、人件費の話、それを全体をとりまとめると相当の人件費が要ると思いますが、それについて。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　売った場合、結果的に、一番いいのは、その商品券で購入をしていただく販売店ということになりますが、販売店はその分の収入がございます。商工会を事務局にお願いするわけですが、商工会については、特に事務手数料を今回取るわけではございませんので、この全額の６，８００万の中から事務費を支出していくことになります。６，８００万の

中には事務費が入っております。その事務費の中に、賃金とか印刷製本費、役務費とか、そういったものが入っております。（「この６，８００万に入ってるの」と呼ぶ者あり）その中で人を雇用するということ、その商品、プレミアム商品券のための雇用が生まれるということになります。（発言する者あり）続けて、換金されなかった部分については、商工会の益金に入るということではございません。（「そうではないわけね」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　６，８００万円のうち、ほんならば、商工会の手数料ちゅうのは、この補助金ですよね、補助金。予算の補助内容というのはこうあると思うんですが、それについて、要するにそのうちの支出、確実に商工会に影響する金額はいかほどになる。要するに賃金やったら、その分は商工会には還元されないちゅうことですね。そういうことですね。だから、それはどういうふうになるんですか。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　事務費賃金というのは、もうそれはこのプレミアム商品券の販売のための雇用になります。販売した後もその換金作業とかございますので、その方についてはもうプレミアム商品券のための雇用ということになります。商工会のほうに特に入っていくお金というのは特にはございません。

ただ、商工会のほうでも、今までの例を見てみますと、販売日には商工会の職員さんは総出で販売に当たると。会議室を使って総出で当たるというような形も今までも多分、今までも見受けられております。今回はその事務費の中で警備費といいますか、整理していただく警備員も一応私どものほうでは考えております。そういったふうにしながらやっていって、換金そのものも１月、２月までかかると。そういったことで見込んでおります。その間は商工会のほうにご迷惑をおかけするということになります。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。ありませんか。池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ウッドスタート事業関係、説明の中では最初は木製のスプーンというふうに話を聞いて（　　）。それと、このウッドスタートは単年度に組んでるのか。それとも、今後も考えてあられるのかというふうなこと。

それから、フードビジネスマッチングの創生事業のほう、それは今後どういうふうなものを今回考えられているのかというふうなことです。お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　ウッドスタート事業についてでございますけども、対象が生後３カ月児を対象にして、地元産の木を使った木製スプーンということで考えているわけですけれども、現行、戸籍の窓口で出生祝いという形で歯固めを今贈呈してるんですけども、里帰り等で

町外で出生届をした人には配付できなかったところです。

それで、今回は健管センターでの、出生児を対象に誕生祝いとして各家庭に送るというような趣旨から、出生数約３００名を予定しております。現在のとこ、単年度ということではなくて、複数年度で考えております。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　高校生かけるフードビジネスマッチング創生事業ということでご説明申し上げます。

ご承知のように、特産品を目指すゴマとアーモンド、国内生産率が極めて低くて、希少価値がある品物でございます。これを使って６次産業の基礎づくりを行い、地域の活性化につなげていこうということですが、今回、まずゴマにつきましては、収量計画あるいは販売計画、販路拡大の計画、そういった、そしてまた企業とのマッチング、そこまで含んだコンサルティングの経費も含めております。そして、アーモンドにつきましては、今、実際アーモンドはオイルをとってエステサロンに出されておりますが、今まで捨てていた果肉の成分も非常にいいものがあるということを言われておりますので、その果肉の成分分析を行って、次につなげていこうということで分析表を見ております。

それから、高校生を使ったところといいますと、ゴマの使った料理の試作品開発、調理科になりますけれど、そして、今まで４回ほどＭＲＴが主催していましたが、市町村グルメコンテストというのがございます。そちらのほうを思い切って高校生とともにやりたいということでこちらで考えておりまして、東高校の調理科のほうにはちょっとお話はさせていただいたところです。

それから、今後のことを考えて、今後、東高校の調理科を生かした、せっかく調理科がございますので、フードビジネスの基盤づくりができないかというところを検討するための事業となっております。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。佐澤君。

○議員（２番　佐澤　靖彦君）　５ページの１番目の公共施設多目的、第３表の、５ページですね。それの１番総務費の中の公共施設多目的トイレ改修事業ということで、どこの施設を具体的にやるのか。それと、例えば便器等も変えるんであれば、今時代の流れでいろんな形で、ウオッシュトイレというのが流行といいますか、それがどこでも施設はついてるんですけど、そういうのを対応するのかどうか。質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　公共施設の多目的トイレ改修事業ということで１５０万円予算化しておりますけれども、こちらにつきましては、庁舎の１階と４階のトイレの改修でございます。子育て支援という観点から、ベビーカーが入るような形で改修をしようというものでございまし

て、そこにおむつ交換とか、いろんな形でまた機能を追加して対応するものでございます。

○議長（山中　則夫君）　ほかに。大久保君。

○議員（８番　大久保義直君）　くいまーるの問題でちょっとお尋ねしますが、今度。

○議長（山中　則夫君）　２３号だけですよ。

○議員（８番　大久保義直君）　ごめんなさい。

○議長（山中　則夫君）　質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号「教育委員会委員の任命について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第３６号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり同意されました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時35分休憩

〔全員協議会〕

午前11時45分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時45分散会

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第３日）

平成27年３月10日（火曜日）

議事日程（第３号）

平成27年３月10日　午前10時00分開議

日程第１　追加議案の取扱いについて

日程第２　議案第４２号一括上程

本日の会議に付した事件

日程第１　追加議案の取扱いについて

日程第２　議案第４２号一括上程

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君	書記　久寿米木和明君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君

税務財政課長 ……	山元　宏一君	地域政策室長 ……	鍋倉　祐三君
町民保健課長 ……	上村　陽一君	福祉課長 ……	岩松　健一君
産業振興課長 ……	丸山浩一郎君	都市整備課長 ……	兒玉　秀二君
環境水道課長 ……	内村陽一郎君	教育課長 ……	山元　道弥君
会計課長 ……	財部　一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．追加議案の取扱いについて

○議長（山中　則夫君）　日程第１、追加議案第４２号の取扱いについてを議題します。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　福永　廣文君　登壇〕

○議会運営委員長（福永　廣文君）　おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る３月６日の９時半から議会運営委員会を開催し、本日、追加提案されます議案第４２号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第８号）」の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、議案第４２号については、本日上程し、一般会計予算・決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（山中　則夫君）　お諮りします。議案第４２号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日上程し、一般会計予算・決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第４２号は、本日上程し、委員会に付託することに決しました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２．議案第４２号一括上程

○議長（山中　則夫君）　日程第２、議案第４２号を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。本日、追加上程いたしました議案第４２号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第８号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成２６年度の会計年度末を控え、その決算に備え各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額１０５億９，０３０万１，０００円に、歳入歳出それぞれ８，５４１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０６億７，５７１万２，０００円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

地方交付税は、調整率の変更により増額補正するものであります。

国庫支出金は、国庫負担金において障がい者福祉費負担金を交付決定により減額補正するものであります。

また、国庫補助金においては、臨時福祉給付金補助金などの社会福祉費補助金、社会資本整備総合交付金、がんばる地域交付金などの補助金を実績見込み及び交付決定により増減額補正するものであります。

県支出金は、県負担金において障がい者福祉費負担金を交付決定により減額補正するものであります。

また、県補助金においては、浄化槽整備事業に係る環境整備費補助金を交付決定により減額補正し、森林整備加速化・林業再生事業に係る林業費補助金を増額補正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税による指定寄附金を増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金からの基金繰入金を減額補正し、ふるさと未来基金からの基金繰入金を増額補正するものであります。

諸収入は、過年度清算に係る民生費過年度収入を増額補正するものであります。

町債は、道路整備事業等に係る土木債をがんばる地域交付金を充当したことにより減額補正するものであります。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費の総務管理費は、一般管理費において時間外勤務手当に係る職員手当や報償費を、企画費においては、ふるさと納税推進事業業務に係る委託料を増額補正し、臨時福祉給付金支給事業費おいては、負担金補助及び交付金を実績見込みにより減額補正するものであります。

また、徴税費においては、償還金利子及び割引料を減額補正するものであります。

民生費の社会福祉費は、社会福祉総務費において障がい者福祉サービス利用等に係る扶助費を実績見込みにより減額補正し、償還金利子及び割引料を増額補正するものであります。老人福祉費においては、後期高齢者医療に係る連合会負担金を増額補正するものであります。

衛生費の保健衛生費は、保健衛生総務費において都城地域健康医療ゾーン整備事業に係る負担金補助及び交付金を、予防費においては、がん検診等の委託料を、環境衛生費においては、浄化槽設置に係る負担金補助及び交付金を、それぞれ減額補正するものであります。

また、清掃費は、清掃総務費においてクリーンセンター管理業務に係る委託料を、し尿処理費及びじんかい処理費においては、工事請負費を実績によりそれぞれ減額補正するものであります。

農林水産業費は、森林整備加速化・林業再生事業に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

土木費の道路橋梁費は、橋梁修繕設計に係る委託料を、島津紅茶園切寄線道路整備に係る工事請負費をそれぞれ実績により減額補正するものであります。

また、都市計画費は、公共下水道事業に係る繰出金を減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立のため積立金を増額補正するものであります。

次に、第２表、繰越明許費においては、保育施設整備事業ほか２事業を合わせて４億５，１９９万８，０００円繰り越すものであります。

最後に、第３表、債務負担行為補正においては、都城地域健康医療ゾーン整備事業（移転費用分）の限度額を３５０万３，０００円に変更するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで、補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（山元　宏一君）　ただいまの平成２６年度一般会計８号補正につきましては、この後、一般会計予算・決算委員会の中で各課、詳しく説明いたしますので、補足説明については省略させていただきます。

○議長（山中　則夫君）　ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時08分休憩

〔全員協議会〕

午前10時09分再開

○議長（山中　則夫君）　それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時09分散会

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第４日）

平成27年３月13日（金曜日）

議事日程（第４号）

平成27年３月13日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君	書記　久寿米木和明君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君
税務財政課長	山元　宏一君	地域政策室長	鍋倉　祐三君
町民保健課長	上村　陽一君	福祉課長	岩松　健一君

産業振興課長 ……	丸山浩一郎君	都市整備課長 ……	兒玉　秀二君
環境水道課長 ……	内村陽一郎君	教育課長 ……	山元　道弥君
会計課長 ……	財部　一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（山中　則夫君）　日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位１番、内村君。

〔４番　内村　立吉君　登壇〕

○議員（４番　内村　立吉君）　おはようございます。３月に入りまして、寒暖の差がある日が続いております。あの日からことしで４年目が過ぎました。東日本大震災から４年が過ぎまして、今では「３・１１」と言われております。地元の人たちからは非業化されるのは嫌いだと言われております。つらく苦しい状況でも前を向き、再び歩み始めている人々がいる中で、報道する側は、被災地に寄り添った気配りが欠かせないと言われております。被災地を日本国中が応援しています。国や世界中が応援していると思います。これまで追悼や防災の催しが数多く行われております。

また、春到来ということで、ことしも本県に野球、サッカー、陸上、そして、それぞれ合宿に訪れています。スポーツ選手、関係者の話を聞きますときに、設備もさることながら、宮崎はとにかく牛肉、豚肉、鳥肉、食べ物がおいしいという話を聞きます。スポーツ選手にとっては、まず体づくり等やられております。大いに宮崎の食べ物をアピールする場でもあろうかと思います。

少子高齢化に伴って、人口が急速に減少する中で、地域の未来をどうつくり上げるか、中央と地方の関係、官と民の関係、地方創生ということが言われております。地方創生の主役は市町村、特に農業、漁業、林業、勧業、観光を初めとするサービス業、地方にある産業の潜在力を最大限に発揮させるために何をするかと言われております。

そのような中で、地域の活性化、雇用促進にふるさと納税が注目されております。例えば、北海道のある町では、税収７億円にもかかわらず、全国からのふるさと納税でその額を上回る８億円もの税収が得られているとあります。さらに、長崎県の平戸では、今、ふるさと納税日本一になったちゅうことで、まちが大にぎわいであるということであります。

安倍政権が掲げる地方創生では、出身地や応援したい自治体にお金を寄附すると、税金が軽減されるふるさと納税を拡充し、寄附をふやして、自治体財政の改善につなげると言われています。そのために、今後もますます特典競争は過熱するんじゃないかとも言われております。

そのような中で、本町におきましても、ふるさと納税に取り組んでおられるわけですけども、町長の施政方針の中にも組まれていたわけでありますけども、改めて現状のふるさと納税、今後のふるさと納税について伺いたいと思います。

後は質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。ふるさと納税について、内村議員からのご質問でございます。

ふるさと納税については、ご案内のとおり、本町では平成２５年１０月から本格的に参入したところでございます。施政方針の中でるる述べましたが、今後も寄附金の増額とともに、町及び町の特産品をＰＲする絶好の手段として、さらに充実、発展させたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　ふるさと納税の現状と今後についてのご質問でありますが、まずふるさと納税制度について説明させていただきます。

一般的に、ふるさと納税というふうに言っておりますが、これは納税ではなくてふるさとへの寄附金ということになります。そして、個人で２，０００円を超える寄附をした場合に、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。また、ふるさとと言っておりますが、ふるさとには定義がなくて、出身地以外でもお世話になった自治体とか、これから応援したい自治体など寄附する自治体を自由に選ぶことができます。

この制度は、税制改革によりまして、平成２０年に開始されまして、平成２３年に５，０００円を超える額が現在の２，０００円に改正されて、今年度に至っております。

平成２７年度、来年度の税制改正で、さらなるふるさと納税の促進と地方創生を推進するために、特例控除額の上限が個人住民税、所得割の１割から２割に拡充されるとともに、申告手続の簡素化、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設される予定でございます。

これによりまして、今後、さらに寄附者がふえるものと思われますが、一方ではお礼の品として特産品の送付を新たに始める自治体もかなりふえる見込みでございます。

今後、いかに効果的な町のＰＲができるかが重要になってくるというふうに考えているところ

であります。

なお、本町における２６年度の寄附総額は、２月末現在で１億３，５９６万５７０円となっております。一応、現状ですね。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　今、説明をもらったわけですけども、この前の説明の中でもいろいろ説明をしてもらったわけですけども、本町では町内事業者の協力もありながら、本町特産品のＰＲを図るとともに、対応に一人でも多くのファンをふやせるように、直営でのきめ細やかな対応に取り組んでいくということでありました。そんな中で、ふるさと納税につきましては、景気対策、地域の活性化、地域の活気ですかね、そういうことにつながっていくんじゃないかと思います。

そんな中で、このふるさと納税につきましては、最初、副町長が地域政策室長におられた時に、たしかいろいろ説明があったと思います。宮崎県の綾町が行って成功してるというような説明を聞いた記憶があります。そんな中で、いろいろ審議をなされて、本町のふるさと納税につくられてたものだと思っております。

最初から現在の状況まで、この取り組みについていろいろと実際的なことをつかんでらっしゃるんじゃないかと思っております、いろいろと状況の中でですね。そんな中で副町長が今までこのふるさと納税を始めてから現状の中でいろいろとつかんでらっしゃるといいますか、そのようなことに際して、気づかれた件、自分のご意見といいますか、そういうことがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　ご承知のように、三股町のふるさと納税というのは、平成２５年１０月に開始しております。今、内村議員からありましたように、県内では綾町が、もう既にトップを走ってると、綾町の場合は全国でもトップ１０に入るぐらいのすごい勢いでやられてます。

三股町としても、ほぼ２番手ということで県内では、取り組めたことは非常によかったと思います。これも一番重要といいますか、こういうのになったのは、町内の事業者の方が協力いただいたと、これが一番の成果じゃないかと思っております。決して、これは役場だけではできるもんではありません。地元の商工業者含め、参加される方がこの趣旨に乗っていただいて、当初は、例えば１万円寄附もらった場合に、今大体５，０００円相当なんですが、送料とか、そこを含めた上で魅力ある商品をお願いしますということで、この協力をいただいた、そこがやはり一番大きいんじゃないかということで、官民一緒になって取り組んだ成果が、やはりこういうふうにつながってると思います。

今後も、そういう協力していただく事業者の方っていうのをいっぱい集めて、三股町の魅力を

発信していくことが大事じゃないかというふうに感じてます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　行政だけじゃなくて、いろいろ町内全域でやってると、そんな中で、また上演会を盛り上げていく、やっぱりこういうことが地域の活性化につながっていくんじゃないかと思います。

二、三日前に、企画政策室ですかね、今度、新しく課が設置されましたわけですけども、そん中でふるさと納税につきましても、いろいろ変わってきてるというような話を伺いました。そんな中で、今のこのふるさと納税というのは、今の時代に合ってる、今の時代の流れに合っとるんじゃないかと思います。これからどういうふうに変わっていくか、それ状況はまだわからないと思います、今後ですね。今どんどんどこの地区もやってらっしゃいますから、今後ですね。

そんな中で、本町におきまして、メインにきている特産品っていいますかね、そして県内、県外っていいますか、そこ辺の状況があったら教えていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　まず、ふるさと納税の内訳というご質問がありましたので、そこをまず説明したいと思います。

本町では使途、事業を選ぶ６つの事業から選べるようになっておりまして、物産館支援のための事業に約１，３００万円、産業・観光を振興する事業に約２，０００万円、教育・文化振興のための事業に約１，３００万円、子育て・高齢者福祉事業に約３，４００万円、自然・環境保護に関する事業に約１，７００万円、そして、その他町長が必要とする事業に約３，６００万円という形で寄附が集まっております。

また、これは寄附者の目的別の内訳ですが、お礼の品を送ってるほうで言いますと、特産品の発送では、やっぱりお肉が全体の約７割を占めております。

次いで、三股町にしかないということで、黄金イクラとヤマメのセットが多くなっております。ただ、これの特産品が牽引役となりまして、ほかの商品も結構注文がありまして、最初、第１弾のよかもんセットというのをやりましたが、これが町内の約２０社の商品を入れてますが、これが１００セットですね。あと秋にやったやつが第２段が１４社の商品があります。これが１２０セット、この二つのよかもんセットで約２，２００万円寄附がきましたので、この２０社と１４社の方々の商品というのが一緒にＰＲができたんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　県外が幾らということはわからないわけですかね。そういう県内、県外、件数的にはわからないですかね。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　集計をすれば出ると思いますが、現在のところ地域別とか、そういうとこまでは出してないです。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　いろいろな話が出ましたけども、県外から本町の特産物に注文がある人もいらっしゃいますし、町内から、県内からもどこかのところに注文もする方もいらっしゃるわけですから、お互いにそういうどっちかっちゃ戦略ですよね、攻めの戦略っていいますかね、そういうことになってくると思いますよね、結局ですよね。いかに特産物をアピールするか、売り込むか、お互いに競争になってきてるわけですよね、そんな中でですね。

去年、建設文教のほうで飛騨の高山に研修に行ってきました。飛騨牛視察ですね。行った時に、まず一番最初に気づいたところは、とにかくＰＲがすごい、宣伝効果がですね。第一印象でした。中で、やっぱり宣伝というのは、今ネットでいろいろ販売されてるんじゃないかと思いますけど、それが一番大きいんじゃないかと思いますけども、やっぱり三股町というのは、和牛日本一といいますか、肉が先ほど７割占めてるというようなことを言われましたけども、そういうことをするためにも、やっぱり記念碑といいますか、２連覇しました記念碑といいますか、そういうこともこういうどこか町内の１カ所にもこうして建てたらいいんじゃないかとも思いますけども、そういうことに取り組んでいってほしいと思います、そういうことにですね。ちょっと伺います。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　今、三股が日本一の牛ということでＰＲしてますが、これは宮崎県全体が日本一宮崎牛というので売ってますので、なかなかその辺の差別化というのは難しいんですが、唯一、三股町はもうホームページでもうたいますので、それを最大限に生かしながらやっていってるところでございます。

ただ、おっしゃったように、納税のほう、うちのほうで記念碑とかいうのは、今のところは考えていないところでございます。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　なかなか統一ということは難しいという状況はわかってます。いろいろと和牛が今、いろいろなところで実施されています。その統一を図ろうというようなこともわかっています。そういう銘柄的なこともですね、そこ辺はなかなか難しいということでわかっておりますけども、大いにそのような中でＰＲをしてほしいと思います。

次に行きます。都城の緊急医療センター経費について、新聞を見まして気づきましたので、こ

のことに対して質問をさせていただきます。

同センターは、経営赤字が続いておりまして、都城圏域の３市１町の協定に基づき、収入不足は利用者数に応じて負担していると聞きます。昨年度の赤字が２億６，７７４万で、都城市が９，１４８万支払っていると聞きます。本町の負担額は幾らか伺いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　都城救急医療センターについてのご質問ですけれども、その運営についてのご質問ですが、まずこの前、三者共同で事業として整備進めてきました。この新設、そちらのほうが３月８日に竣工式がございました。これは新聞等でご案内のとおりでございます。そして、４月上旬に、４月２日というふうに聞いてますけど、開院の予定でございます。

この３施設の一つ都城救急医療センターは、夜間の急病患者のための受診施設で、４月から名称が都城夜間急病センターとしてスタートいたします。同センターは、都城市が設置し、市郡医師会が指定管理者として運営されているところでございます。

また、本町は都城市と利用協定を結び、町民の利用に供するとともに、管理運営の経費の一部を負担しているところでございます。その運営について２運営費に対する支払い額についての質問でございますので、担当課長に回答させます。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　それでは、平成２５年度の支払い金額についてお答えします。

当センターは、午後７時から翌朝７時までの診療時間というセンターの性格上、運営費を診療報酬で賄えないということで、赤字運営が続いております。収入ですけども、収入が２億７０万円、支出が４億６，８４４万４，０００円で、差し引きの赤字額が２億６，７７４万４，０００円となったところでございます。これを利用者数割に応じて負担することになっております。全体の利用者数１万５，９３０名中、三股町は１，７９８人、割合にして１２．３％ですけども、そういうことで負担金が３，０７５万９，０００円の負担金を支払ったところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　３，０７５万円ですかね、下がったということですけども、都城市が２００８年から西諸県２市１町に対して、負担のあり方について協議をするよう要請してるということが言われておりました。県によりますと、西都市と児湯郡３町が、宮崎市の夜間救急センターの運営費の一部を負担してると言われております。西都市に夜間緊急施設はありますけども、住民の一部が宮崎市の同センターを利用するためでもあると言われています。

現在、鹿児島県境にあるわけですけども、今度は、先ほど町長が話の中でありましたですけども、インターチェンジの近くに移転するわけですよね。その中で、西諸県２市１町の行政がふえ

る可能性があると言われています。

このようなことに対して、いろいろ状況的につかんでいらっしゃるようなことがあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　それでは、都城市さんが、都城救急医療センターの西諸地区の利用者負担について取り組んできたこれまでの経緯ですね。これは、概略、市の健康課資料をいただきましたので、これによって報告させていただきます。

平成２０年に、まず西諸２市１町との負担金交渉及び文書による通知がされまして、それに対して平成２２年にこの西諸２市１町連名で文書、回答がされております。これは、負担には応じかねるという内容のもので、それを受けまして、都城市さんのほうが個別に小林市さん、えびの市さん、高原町のほうと負担金の交渉をされたと。そして、それに対する回答は、前年同様、西諸の整備が先決との共通回答があったところです。

２４年度に入りまして、再度、西諸２市１町へ文書により通知がされたんですが、この内容は利用者数と負担案を示して各自治体それぞれ抽出されたわけですが、これも西諸整備が先決という回答があったようでございます。

そういう進展のない中で、２４年９月、都城市議会において、意見書、要望書が決議されております。その内容を見ますと、この施設は都城市の施設であり、３市１町、曽於市、志布志市、三股町ですが、協定を結んで負担金を出し合っているということ、それと医師の確保の件、それから新施設が都城インター圏に移転し、西諸地区住民の利用がふえてくるだろうと、予想すると、そういったようなことで経費を負担されるよう強く要望しますといった内容のものを都城市の議長と議長団が訪問し、それぞれ提出されたとなっております。

そして、平成２６年に入りまして、また西諸２市１町との協議が５日ほど設けられたんですけれども、なかなか進展しない、共同運営について理解を求める交渉を行っているということです。平成２７年に入りまして、１回は協議を持たれているようです。

それで、今後についてですが、新年度に入りまして、また４月以降に顔合わせを兼ねて協議を行っていくと、新施設移転後の西諸からの利用者数の推移を示しながら、引き続き交渉していくというようなことを報告をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　私もいろいろと状況は、ある程度の状況は把握をしております。そのような中で、仮に西諸地域の２市１町が負担するとなった場合は、さっきの昨年の実績を踏まえて、都城市の試算では小林が６９４万、えびの市が１５３万、高原町は１７３万円とありま

す。結局、この話し合いはお互いに言い分があろうかとは思います。３市１町で定住圏構想でつくられているというような小林市の担当課の方は言わっしゃる、だけどこちらのほうは要請を申し述べてるというような話もあると思います。

県の医療薬務課の主幹の方は、議論や交渉を見守ろうとして、十分に話し合い、住民や患者にとって、一番よい医療体制を築いていくことが一番いいじゃないかと言われております。その中で、都城市が主体となっておると思いますけども、努めてこういうことを今から先はインターのほうに近くに移動されたわけですから、そういうことを前向きなほうに検討してやっていただければ、本町の負担額も少なくなってくるんじゃないかと思っております。そういう中で、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

そして、次、行きます。農業についてです。畜産都城北諸地区、これは農地プランじゃなくて、「人・牛プラン」ですが、平成２６年に作成されているわけですけども、状況はどうであるか。また、和牛の子牛の価格が右上がりを続けております。

以前は、長期的な低迷でやめる人が非常に多いでした。高齢化、後継者不足であります。それを踏まえて、行政として何か新たな試みといいますか、つかんでいらっしゃるところがあれば伺いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　畜産について、特に、「人・牛プラン」等、子牛価格の高騰に関する具体的な施策についてのご質問でございます。

それぞれの状況対策について、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　それでは、「人・牛プラン」、そして子牛価格の高騰について、私のほうから回答させていただきます。

都城・北諸県地区「人・牛プラン」と申しますが、これは当課内におきまして、ここ数年、年間１００戸を超える繁殖農家の戸数の減少が続き、肉用牛生産基盤が揺るぎかねない状況にあるということから、全国における肉用牛産地の維持と収益性の高い肉用牛経営の確立ということを目指しまして、昨年２６年７月に策定されたものでございます。

この「人・牛プラン」には、最重点項目が７課題、重点項目が３課題の合計１０の課題が盛り込まれております。

まず、その最重点項目につきましては、生産基盤のプロジェクトとしまして、繁殖雌牛頭数の維持です。維持、そして飼料供給体制の構築、それから技術改善プロジェクトとしまして、分娩間隔の短縮、子牛の事故頭数の低減、そして子牛出荷日齢の早期化、去勢牛の枝肉重量の増加というのを上げております。また、人材育成プロジェクトとして、担い手の育成というのが上げら

れております。

重点項目の３つにつきましては、家畜防疫取り組みの強化、それから新規種雄牛の早期造成と共進会対策、そしてＰＲによる販売戦略の展開というふうになっております。

都城・北諸県管内では、これらの課題を解消するために、行政、そしてＪＡ、それぞれの立場において、あるいは一緒になった共同の中で具体的な施策や対策を協議しております。

本町におきましては、この「人・牛プラン」策定前から、優良家畜導入事業、あるいは新生産技術推進事業、乳牛能力向上対策事業などを展開しておりまして、最近では「三股町で育む日本一種雄牛造成事業」を行っております。

人材育成の支援といたしましては、新規就農支援事業や青年就農給付金事業を積極的に活用しまして、本年度は１戸の若い新規就農者が和牛繁殖経営を開始しております。

また、高齢者が経営を維持できるよう、和牛ヘルパー制度の充実、地域の若い担い手で組織しております和牛研究グループの積極的な活動などが「人・牛プラン」の推進に役立つというふうに考えておるところです。

そしてまた、子牛価格の高騰についてですが、現在、平均的に５０万を超える子牛価格になっております。そのことで繁殖農家の取得増加というのは喜ばしいことですが、肥育農家のご苦労というのは耳にしております。

「人・牛プラン」でも、具体的な取り組みとして重点項目に入っておりますが、最近では肥育専業農家においても一部、和牛繁殖を手がける農家がふえてきておりまして、繁殖から肥育まで行う一貫経営の移行が注目されてるようです。また、酪農から肉用牛繁殖にも取り組む乳肉複合経営体も見受けられます。

これらの経営改善につきましては、産業振興が畜産振興係の職員、そしてＪＡの技術員及びＮＯＳＡＩが協力し合い、農家のご相談にお答えしているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　いろいろと取り組みはなされるというようなことですけども、子牛の高値は繁殖農家は潤されますけども、長期的に見たらより和牛生産の弱体化をまねくというふうなこともおそれがあると強いと言われております。今、課長のほうからいろいろ説明がありましたけれども、今、南九州は畜産地でもあります。３市１町ですね。このようなことに対して、定住圏構想の中で、このようなことに対しての取り組みといいますか、することはできないものか、やっぱり一緒にやっていくというような形の中でできないものか、今非常に去勢もさることながら、雌牛も上がってきております。例えば、雌牛を市場に持って行ったときに、売らないつもりでも値段が高く上がったら、ついつい売ってしまう。だから、その中で、地元に、また特に

今度は残らなくなってしまう、そういうふうなことを言われております。

そのようなことに対しても、２７年度の正規の価格の提示もありました。このようなことに対して、何かしなくちゃいけないと思いますけども、このようなことに対して補助金とか出せないものか伺いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　まず、先ほど申し上げました優良家畜導入事業、それが今議員がおっしゃられた部分で、例えば自家補充する場合の補助金であったり、そういったものは出しております。そしてまた、新生産技術推進のほうにおきましては、畜産振興会のほうに補助金を出しておりますが、そういったところで３年前まで２万円だった移植技術料が現在１万円に値下げしております。また、受精卵の供給につきましては、２５年度から２万円でしたのが無償になっております。

こういった取り組みというのは行っているところです。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　先ほどからいろいろ説明がありますけども、そのようなことを踏まえた上で、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、田畑の不法投棄について伺います。農業を取り巻く諸状況は極めて厳しいものがあります。農作業をする中でも、いろんな苦情も出ております。例えば、規模が大きくなれば機械なしでは作業できません。忙しい時には、機械は休む暇もありません。そして、天候にも左右されます。予定を立てることも難しいです。農家は、それに対して対応をして仕事をしております。稲刈りの時期には、田んぼの中に瓶や金属類が投げ込まれていたり、機械で刈り取るときに、その機械がそういう瓶とか金属類を巻き込んで、故障が出たりすることもあります。今の機械というのは、密に機械がつくられておりますから、修理をするときにも、時間や高い修理代がかかると言われております。また、畑転作等の飼料を刈るときも同じことが言えます。金属類が出たときに、牛が食べたときに死亡する可能性もあると言われております。

このようなことに対して、対策的なことはできないか伺います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　不法投棄について、こちらのほうについて町としてはどのような対応をしているかということで、環境保全の立場から担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中　則夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君）　今、ご質問にありました関連という形で、現在も不法投棄についての本町の対応について説明をさせていただきます。

不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、５年以下の懲役もしく

は１，０００万円以下の罰金、またこれの併料といった罰則規定の設けられた違反行為でございます。

町は、不法投棄に関する通報を受けますと、まず職員がその現場に出向き、投棄物の確認を行います。そこで、不法投棄を行ったものが特定できた場合には、本人に連絡を取り、適正に処理するよう指示をいたします。このとき、産業廃棄物の可能性がある場合には、保健所にも連絡をし、指導をお願いするというような形でございます。

また、本人が特定できない場合などは、必要に応じて警察に連絡し、事件性の有無や捜索及び指導をお願いしているところでございます。

ただ、役場が不法投棄を行ったものの特定とか責任の追及を行うことなく、容易に不法投棄を処理する、投棄物を処理することは不法投棄の助長につながるおそれも逆にございます。関連機関との連携を図りながら、ケースに応じた対応を行っているところでございます。

それから、また、このほか不法投棄に関する活動といたしましては、町の河川をきれいにする条例に基づき設置しております河川浄化等の推進の委員の皆様に、不法投棄の点検、撤去活動を年に５回程度、ご協力をお願いしております。この活動は町内の河川を中心に行う作業ではございますが、河川に限らず、周辺の田畑の不法投棄の情報も寄せていただいており、その都度、状況に応じた対応をしているところでございます。

可燃ごみの焼却施設が山田町へと移転するというようなことで、大型の可燃ごみ等の不法投棄がふえるんではないかというような懸念もしております。

今後は、不法投棄防止に向けた啓発活動を行い、ごみの適正な処理についてご協力をお願いするというようなことでございます。

ただ、今、議員からご質問がありましたような農地における細やかなとこまでなかなか行き届かない部分がございますが、現状として不法投棄に携わる係としてできる範囲のことが今のようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　今、環境水道課長のほうからいろいろと詳細的に説明がありましたけども、クリーンセンターが山田にオープンするわけですけども、これからはまだまだ不法投棄が多くなっていく可能性があるんじゃないかと思います。なかなか取り締まりも厳しいというような話ですけども、このようなことに対しても、今まで以上のいろいろとなかなか目が届かない、物を捨てる人は見てるところでは捨てなくて、見えないところで捨てるわけですから、そこ辺あたりはなかなか難しい状況ですけども、できるだけそういう難しい状況ですけども、そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次、行きます。川崎市で中学１年生の遺体が発見されました。学校教育委員会、警察などの連携が不十分じゃなかったかと、再発防止を考えていかなければならないんじゃないかと言われております。このことにつきまして、いろいろと新聞、テレビ、いろいろ状況で流れたわけですけども、その中で本町におきましても、全国の緊急調査を実施に向けて、そういう文書が来てるんじゃないかと思っております。

中学生の殺人事件を受けて、本町の教育情勢について伺いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　神奈川県川崎市において、中学１年生が殺害されるという痛ましい事件が発生しましたが、被害生徒に対して学校の対応によっては、事件を未然に防ぐことができたのではないかというような指摘もなされているところでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、本県の被害者と同様の危機にさらされている可能性のある児童生徒がいないか、学校において的確に把握し、組織として迅速に対応していくため、児童生徒の安全に関する緊急調査を行いました。

調査内容は、学校において７日間以上、連続して連絡が取れなかったり、学校帰りの集団とのかかわりの中で生命、または身体に被害が生ずるおそれがあったりする児童生徒がいないかというものです。結果は、３月４日現在、町内小中学校には連絡が取れない児童生徒はおりませんでしたが、他校生など学校帰りの集団とかかわりのある生徒が見られました。

今後は、このような事件を未然に防ぐためにも、学校と家庭がより情報交換を密にし、連携して指導に当たるなど、子供たちの安全確保に努めるよう、学校を指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　なかなか難しい状況ですけども、今もなお問題になっておりますいじめですね。教育につきましては、いろいろといろんなとこに委員の中で自分なりに出させていただいております。学校長とか教育長、教育課長、いろんな人たちと話をさせて、私もいろんなことを学ばさせていただいております。そんな中で、改めて教育につきましては学校、家庭、地域が一体となって、伝統教育を軸として、なお一層、連携、協力して教育に携わることは心豊かでたくましい力を持った子供に育っていくんじゃないかと思います。こういうことは、本町からも起こらないように、全員で努めていかなければならないと思います。

それでは、次に行きます。県内の土曜授業ですね。このことにつきましては、いろいろと教育長のほうからも説明があったときもあります。その中で、改めて議会の中で質問をさせていただきます。

今、県内の土曜授業、本町の土曜授業ということで、土曜授業を始める小中学校が出てきてい

るわけですけども、本町において土曜授業について、土曜授業、その内容についても伺いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　県内の状況、あるいは本町の今後の取り組み状況ということなんですが、学校週５日制は、学校、家庭、地域が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念から、平成１４年度に完全実施されたところであります。

しかし、１２年が経過した現在、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちがいるとの指摘や、世論調査において土曜授業実施を指示する保護者等の割合が高いという調査結果が示されるなど、土曜授業への関心が高まっているところでございます。

国においては、平成２５年１１月に、学校教育法施行規則が改正され、教育委員会の判断で土曜日に授業を実施することが明確化されました。文部科学省は、土曜授業のタイプを３つに分けており、１つ目は通常の授業を土曜日に行う教育課程内の土曜授業、２つ目は学校が主体となった教育活動であるものの体験学習など、通常の授業ではできない取り組みを行う教育課程以外の土曜の課外授業、３つ目は地域、保護者、民間、企業などと連携して、多様な活動を行う土曜学習です。

県内の土曜授業の状況につきましては、平成２６年度より延岡市立北方学園１校が昨年６月から３月までに計１０回、月１回のペースで試行的に取り組んでおります。農業体験、地元イベントへの参加、ふるさとの特色を学びながら地域住民との交流を深める内容となっております。平成２７年度からは、延岡市立の全小中学校３９校で、試行として実施される予定であります。

三股町におきましては、学校による教育課程内の土曜授業ではなく、学校支援地域本部を活用した地域のボランティア等による土曜学習を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　地域を連携した授業をやるちゅうようなことですけども、私はいろいろと今、土曜授業につきましては、スポーツ少年団関係とか、いろいろそういう地域の行事とか日程的なことが混乱は生じないか、そういうようなことも大会とかありますから、スポーツ関係とか、そのようなことに対しましても、いろいろ説明がありましたから地域の中で一緒に取り組んでいくというようなことですので、支障ないということで私は受け取りますので、そういうことですね。お互いに話し合いの中で、そういういろんなことが難しい状況が生じないような形でやっていけたらと思います。

教育につきましては、なかなかいろいろ難しいことがありますけども、きょうの新聞にも載ってましたけども、教職員の脅迫状が入っていたというような見出しが載ってました。なかなか難

しい状況じゃないかと思います。

いろんなことに対しも、町民全体で取り組んでいくことは努めていっていかれれば、どこもですけども、ある一部の人だけじゃなかなか難しい問題じゃないかと思います。また、町全体でいろいろと何事も取り組んでいけば、すばらしいまた町ができていくんじゃないかと思います。

質問を終わらせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　ここで本会議を１１時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位２番、上西さん、上西さん。

〔７番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（７番　上西　祐子君）　おはようございます。通告に従いまして質問していきます。

まず、最初の高齢者福祉について質問いたします。

安倍自公政権は、先の通常国会で医療介護総合法の可決を強行しました。この法律は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外するものと言われております。介護保険は、第５の社会保険として２０００年にスタートをしました。

介護保険法第１条では、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保険、医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うとしております。

介護保険の加入者は、６５歳以上１号被保険者ですが、と４０歳以上の医療保険加入者に２号被保険者で、運営は市区町村が行っております。保険料は、１号被保険者は３年ごとに自治体の条例で決められ、２号被保険者は加入医療保険の保険料に上乗せして徴収されております。

今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで、介護の責任を再び家族や地域に押しつける、いわば介護の自己責任化というべき方向に決定させる内容と言えるものです。

医療介護総合法の可決で、これまでの介護保険がどのようになるのかお尋ねいたします。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　高齢者福祉について、医療介護総合法の可決で、これまでの介護保険はどのようになるかについてのご質問でございますが、急速に少子高齢化が進む中、国民一人一人

が医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが喫緊の課題であります。

このことから、医療介護総合確保推進法が成立し、介護保険法関係は平成２７年４月以降に順次施行されることとなっておりますが、国の介護保険制度改正で、要介護度が軽い要支援１、２の高齢者向けサービスの一部が、全国一律給付から市町村の事業へ移ることとなります。２７年度以降、市町村が通所、訪問型の生活支援サービスや介護予防などの事業主体となり、これまでの国が定めた人員基準や利用料をもとに、指定を受けた事業所がサービスを提供する現在のやり方と異なり、自治体が地域の実情に応じた基準を設けることで、地域住民、ボランティアを担い手としたサービスも可能ということになります。

利用者の方々には選択肢が広がることとなりますが、町では制度構築が必要となりますので、経過措置の３年間で種々検討をしてまいる予定でございます。

以上、回答とさしていただきます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　高齢者が要支援状態に至る原因は、病気、けが、障害、認知症、そういうことがありますが、この今の回答で、国が定めた要支援１、２が介護保険から外れるというふうなことになって、その受け皿として町が地域支援事業で行うというふうなことでありますが、その町としてどのような、今までの人たちを受け皿として扱っていかれるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　要支援１、２の方々も現状の介護保険制度が全く使えないという状況になるわけではございませんが、軽い方、要支援１、２を持ってらっしゃっても介護保険制度を利用されてない方とか、介護保険制度の利用をしているけども、別段、特別なサービスがあれば、そちらにも移行できるよというような方々は、市町村のほうが受け皿となってサービスを提供していくという流れができますので、それに伴って、介護保険を少しでも給付費を少なくしていこうという取り組みだろうというふうに考えておるところでございますので、そういう介護、軽い方々とか特定高齢者の方々、それも一般高齢者の方々もですけども、さっき要介護状態にならないように、早めに予防していくという形を取りまとめて、そういう人たちを集めて介護予防事業を進めていきたいというふうには考えておるとこでございます。

そのためには、そういう受け皿をつくる必要があります。よく言われますけどもサロン事業というのを言われるんですけども、歩いて行ける場所にそういう方々に集まっていただいて、お茶会やレクリエーションや予防運動とかなどを行いまして、認知症対策にもなりますし、介護予防にもなりますし、閉じこもりも防止できますしというような形で展開していければいいがなとい

うふうには思っておるところでございます。

現在の通所介護事業というのは、デイサービスですけども、各事業所も遠方から、までにも迎えに行って、連れてこられて、そこで２０名、１０名という形でサービスを提供されてますが、全然知らない方々と一緒にサービスを受けられるというよりも、身近なとこにできれば、ご近所の方、今までの顔見知りの方々と一緒にそういうサロンの中で時間が過ごせるという状況ができますので、そのような方向を目指していこうというふうには考えております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　国の今度の介護の改悪は、国が介護給付費の抑制を図るように市町村に要求したものだと言われております。ところが、今の要支援者、訪問介護、通所介護の人たちは、大体どれぐらいいらっしゃいますか。要支援１、２の人たち。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　要支援１の方が１２０名、要支援２の方が１７７名ということでございまして、そのうちサービスを利用されてる方ですね、現在、要支援１の方が９４名、要支援２の方が１３３名ということになります。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　いままでされてる人たちは、いままでの通所介護とかには行けるということですね。

これからの人、これから悪くなる、悪くなるとあれやけど、受けたいというふうな人たちは、何か新しく認定される人が、何か多様なサービスに転換させられるんじゃないかと、そのサロンとかそういうふうな。なるべく認定を受けさせないような方向に行くんじゃないかというふうなことを介護事業者の人たちとか、高齢者の方が言われておるんですが、そこら辺は、町としては今までどおりの認定でいかれるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　介護認定を厳しくするとかそういうことは全く考えていないわけでございまして、現状のまま進むというふうに思っておりますが、要支援１、２の方もその方々の中では、介護事業者、ちゃんとしたスタッフがそろってらっしゃるとこでしか、そういうところでサービスを受けなければ機能低下につながるというような方々は、従来どおり介護保険制度のほうを使っていただければというふうになると思っております。

今、国が進めているのは、軽くてもデイサービス、介護保険を使ってらっしゃる方々を、地域のそういうサロンのようなとこに移行してもらえんかというような考えだというふうには思っているとこでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　その地域支援事業費はどこから出るんですか。介護保険から出すのか、それとも市町村が出すのか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　地域支援事業も介護保険のほうからはお金がでます。本町で、大体５，０００万ほど予算化しておりますが、１９．７５％ですかが町の負担ということになっております。あと国、県がもちます。そういうことです。と保険料です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　ボランティアでやるとかいうふうなことなんですが、そのボランティアというふうな人たちが集まるのかどうか。そして、介護状態になりかかっている人たちの相手をするというふうなことに対しての不安とか、そういうふうなことにはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

ボランティアが公的保険サービスの代替を求めることに関しては、私、誤りだと思うんですが、そのあたり国はボランティア、ボランティアとおっしゃいますけど、もし何か起こったときはどうなるのかとかそういう不安もあると思うんですけど、そのあたりボランティアに対する考えをお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　確かに、ボランティアの方々に責任を、大きな責任を持っていただくというのは大変でございますので、よく現在、全国各地で行われているサロンのボランティアの方々というのは、会場に行って、まず鍵を開けたり、お茶を沸かしてあげたり、お菓子を提供してあげたり、そして帰りには施錠して帰ってというような形のお世話役をされるような方々がボランティアになられているようでございます。

それで、ご近所を回って、こういうサロンをやっておりますけど、お宅は参加されませんかとか、そういう勧誘も行っていただくのもボランティアさんの役割だろうというふうに思っておりまして、そういう推進員、まだ正式な名称ではないんですけども、地域支え合い推進員というような形でなっていただく方が、必ず必要でございますので、そういう方々をまず募集するために、町としては説明会とか、いろいろなものを開催して、そういう方々がたくさん会員になっていただくような施策から、まず取り組まなきゃいけないのかなというふうに思っておるとこでございます。

そういう方々が来て、皆さんが集まれば、そこに作業療法士がたまには来てみたり、そして運動士が来てみたり、レクリエーション専門の介護師というのも昨年からできたようですので、レクリエーション介護師が来たり、そして病院の先生がお話に来てくださったりとか、そういう形で行っていって、どうしてもこの方は足腰が弱くて危険だなという方々は、介護保険制度のほう

の事業所のほうに行っていただくとか、お風呂が必要な方々というのは、今までのデイサービスでお風呂を利用しながらとか、そういうふうに区分けしていくというか、サービスの提供になるのかなというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今までと、町の高齢者福祉計画をこの前渡されて、これですね。読んでみましたけど、立派なことが書いてあるし、これが本当にきちっと実行されたら、またすごいなと思うんですが、これからすごく高齢化率が上がってきますよね。その中で、ほんとに町長は、いろいろ介護保険で国がなるべく福祉サービス、介護サービスを落とそうと、削減しようとしている中で、自治体サービスを切り捨て、給付費を削減に駆り立てるようなことが、これからまたいろいろ言ってくるんじゃないかなと思うんですが、本町の場合は介護認定を受けたいという人は、きちっと今までどおり受けられるようなことで約束していただいてもよろしいんですね。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま福祉課長のほうが説明いたしましたけれども、ほんと誰でも、どなたでも高齢者になっていくわけですから、その高齢化に対する取り組みというのは、非常に重要だ。そのためのサービスの提供のあり方はどうあるべきかということで、介護保険制度もこう変わっておりますけれども、私は、そのサービスを受けられる方々に対する対応というのはこれまで同様といいますか、またこれまで以上に、先ほどありましたようにサロン的な部分を充実させて、近いところで、そして健康寿命を伸ばすというやり方がこれから大事だろうと。

　介護保険を切り捨てるんじゃなくて、介護保険に頼らなくても健康で長生きできる環境づくりというのは大事だろうと思いますんで、そういう施策は大いに推進していくというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　私もそういうサロン的な、そういうボランティアにかかわりたいなとは思ってるんですが、その地域、地域でこうしていく、近場でしていくのが大事だと思うんですが、その場所なんかのことも考えてらっしゃっておられますか。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　現在、サロンとして各地で自主的にされている方が、もう９カ所ほどでされております。その方々は、自宅を開放されたり、公民館を利用されたりしておりますが、今回、また新たに山王原の福祉センター、旧山王原児童館です。そこを貸してくださいという方々が来られましたので、そこへまた環境整備を行って貸し出していきたいと思いますし、児童館は月曜日から金曜日は２時以降を児童館として使いますので、各児童館も２時ごろまでは使え

るよなというふうに思っておりますし、空き家対策でこの前調査回りましたが、この空き家は借りたいがといえば、その借主の方々と交渉したりしながら、なるべく数多くつくるということが、歩いていけるという環境整備になるんでしょうから、そこを考えていかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　ぜひ、介護支援、介護状態にならないような施策を進めていってほしいと。それと、また介護状態になっても、介護認定を受けさせないようでは困るわけで、きちっとそのあたりは、認定を受けるのは被保険者の権利でありますので、自治体が妨害をしないように、ぜひ約束をしていただきたいと思います。

次、今度、今年度から、２７年度から介護保険料も大幅に上がりますが、今までの徴収率はどのくらいなのか。また、滞納している人たちの状況はつかんでらっしゃるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　まず、３番の介護保険料も上がる計画だが、今までの徴収率はどのくらいか。また滞納している人の状況等はつかんでいるかの質問でございますが、介護保険料は年間１８万円以上の年金受給者の方々は、年金からの天引きされる特別徴収となり、それ以外の方が納付書により納めていただきます普通徴収ということになっております。

特別徴収についての徴収率は１００％でございます。普通徴収につきましては、平成２４年度の現年度分で８８．４％、過年度分で２８．２９％。２５年度の現年度分で８９．１５％、過年度分で４２．６８％でありました。

滞納されてる方々は、平成２４年度の現年度分で１１３名。平成２５年度で１１６名でありますが、その大半が支給年金額年間１８万円未満の方で、払いたくても払えない方々というのは承知いたしております。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　年金が年間１８万円以下の人からも介護保険料を取ること自体が、私は、ほんとにおかしい。無慈悲だと思うんです。年間１８万ちゅうたら月に１万５，０００円ですよね。１万５，０００円で生活できるはずもないし、それは誰か扶養者がいる、養っている人がいるのかもわからないけど、ちょっとおかしいんじゃないかなと。この介護保険の制度に対して、私、すごく憤りを感じるんですが、こういう人たちの保険料、利用料の減免制度は考えてらっしゃらないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　保険料の減免につきましては、介護保険条例の第９条に規定されているんですけども、世帯の生計を主として維持する者が、災害、死亡、重大な障害、長期間入院、倒産、失業、天災による農作物の不作などにより、著しく収入が減少した場合に適用するという規定を設置しております。

また、特別な事情に対応するために、第６号に町長が特に必要と認めたものというのを設けているとこでございまして、これに加えて、さらに新たな減免制度を制定するということは、現段階では考えてはいない状況です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　町長にお尋ねいたしますが、年金１８万の以下の方々、そういう方々が滞納が多いわけですが、そういうふうな人たちに対してのほんとにこう、どういうふうに思ってらっしゃるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま質問の部分につきましての特別徴収、普通徴収という形での中に、普通徴収、年金だけだったら１８万円以下、これは特別徴収はできませんよというお話でございます。

ですから、普通徴収自体が、それで生活されてるかというと、これもなかなか言われるように、月１万５，０００円生活できるわけありませんから、そういう意味合いではそこのところの徴収、生活の実態等を踏まえながら、町としては対応しているつもりでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　とにかく、そういう先ほどおっしゃったいろんな病気だとか、いろんな関係で滞納がふえていくわけですけど、特別な事情というふうなのを考えて、きちっとしていただきたいなと。それが福祉のまちづくりだと思うんです。

とにかく、今度、介護保険料も３万、第１と第２段階の人が３万１，２００円が３万５，４００円になるわけです。この人たちは、年金が８０万以下ということで、月に直せば約６万６，０００円ですよね。この介護保険料を引いたら、引かれますと、国民年金でも最高にもらっている人でも、介護保険料３，０００円引かれますと、月に６万３，０００円ぐらいしかないわけです。

とにかく、私、いろいろお年寄りと話すと、農家の人、それから商店の人たちは、ほとんどが国民年金で、６万ぐらいの年金で生活している人が多いんです。だから、ほんとに介護保険ちゅうのは、保険料あって介護なしちゅうことでやってきてるんですけど、国の支援、今、少ないんですが、あと１０％ぐらい介護制度に投入すると、大分よくなるというふうなことも聞いておるんですが、とにかくそういうふうなことを含めて、もう少し国に対しての要望なりを働きかけていってほしいなというふうなことを思います。

とにかく、今、そういうふうな人たちに対して保険料、利用料の減免制度も含めて考えていってほしいなというふうなことを思うんですが、そこらあたりは、町長は全然考えてらっしゃらないわけですか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　介護保険制度、この制度でこの際、町民の負担額がどうなっていくのかなということで試算をしました。大変、厳しい環境でございます。ほんとに年金からの天引き含めて、これでほんとに皆さん方生活できるのかなというふうに不安になるような額になりつつあります。

これが、国のほうでも、そのあたりは十分考えていただきたいなと。町村会として、我々はいつも行動しておりますけども、この介護保険のこの保険料というものについても、大いに声を上げたいというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　５番目の認知症対策について、どのような施策を考えていらっしゃいますのかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　認知症対策についての施策ですけれども、２０１２年に約４６２万人と推計されております認知症の人の数は、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には約７００万人前後になると言われておりまして、認知症の人を単に支える側と考えるんじゃなくて、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備を行っていくことが求められているというように考えています。

そこで、本町では平成２１年度から、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする認知症サポーターの養成講座を開催しており、平成２６年度から認知症地域支援推進員１名を配置しまして、認知症の人と家族への援助を行うサポーターリーダーの養成を行いましたが、次年度以降は、サポーターの養成講座の継続とサポーターリーダーの活動の場を企画をしてまいりたいというふうに思っております。

また、平成２７年度からは、認知症が疑われる高齢者等を早期の段階から家庭訪問し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療、介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置に取り組む予定でございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　ほんとに認知症というのは、私も母を介護した経験から、人ごとではないんですが、最初の段階、私なんかは１５年ぐらい前じゃったから、今みたいに情報がな

くてほんとに悩んだり、苦しんだりしたわけですが、最初の情報、おかしいなというふうなことを気づく、そのあたりの情報をもっともっと行政も発信していただきたいし、それと、もう今は誰がなってもおかしくないような５人に１人とか、６人に１人とかいうふうなこと言われておりますので、ぜひいろんな面で認知症予防、そしてみんなで支え合って１人でも暮らしていけるような体制をしていただきたいなと。

本町の場合、介護予防の係の方々が、ほんとに私なんか相談すると、すぐ対処していただきますので、そのあたりをもっともっと地域にも発信して、そういうわかる形で誰が介護サポーターなのか、そのあたりもしていただきたいと思うんですが、そのあたり考えていらっしゃるんですか。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　先ほど町長のほうからございましたように、平成２１年度からは認知症サポーターという方々を養成していく手続きができております。リーダーを昨年度養成講座を行ったんですけども、演劇とかああいうもの含めて児童館でも子供さんを集めて、認知症の方々に対する対応の仕方とか、そういうのをやってまいりました。

だから、まあ学校でもそういう認知症というあれを、またしていただくとありがたいがなと思ってるんですけども、昔は認知症を昔はぼけといってましたが、ちょっと恥ずかしいといって隠すような感じでしたですけども、もう今は、先ほど議員が申されましたように、誰がなってもおかしくないという病気でございますので、早期の段階から取り組めば、まだ画期的な薬というのはございませんけども、進行をおくらせるとか、いろんなことができるだろうというふうに思っておりますので、そういうことに対応するため、町民の方々に正しく認知症を理解していただくという啓発のほうを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　ぜひそのように、本町の場合は大悟病院で、また専門の先生もいらっしゃるわけですから、そういうふうな人たちのご協力のもと、ぜひ、そういう認知症対策に対しても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

２番目の町長の政治姿勢についてお尋ねいたしますが、正規職員の採用計画と委託職員の雇用配置についてお尋ねいたします。ちょっと原稿書いてきましたので読みます。

労働者派遣法を始めとする労働法制の規制緩和によって、非正規労働者が労働者全体の４割近くにまでなっております。約２，０００万人です。公務員も例外ではありません。

近年、国が推し進めているさまざまな行政改革では、国から県、そして国、県から市町村へと行政の委譲という形で、その業務が市町村へ移行されてきております。しかし、委譲を受けた市

町村は財政状況も厳しい中、果たして業務を担う職員体制は十分なのか大変心配されるところです。

市町村の業務は、直接に住民の利害とかかわる案件も多く、昨今では多くの自治体で、業務上のストレスが原因で精神的治療を要する病気を患う職員がふえてきているとも言われております。

さて、本町では、自立の道を選び、大胆な行政改革を行って１０年。正規職員も大分減らされました。その反面、委託職員やパート職員を多数見受けます。どちらの雇用体系も期間の差こそあれ、短期的な雇用と思われますが、果たしてそのような体制で十分な業務の遂行ができるものかと危惧するところです。

これからの三股町の未来を支える正規職員数の確保と業務効率を上げるための委託職員等の雇用のあり方などについて、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　質問の要旨に沿って回答さしていただきます。

過去５年間の退職者数と新規採用者数を聞くという質問に対して回答さしていただきます。少子高齢化やＩＴ化の進展、環境問題の顕在化など行政を取り巻く社会環境の急激な変化により、住民ニーズは多様化、専門化してきており、市町村の職員は住民ニーズを的確に把握し、そのニーズにあった施策を迅速に展開することが求められています。

一方、財政状況は依然として厳しい状況にあり、行政運営の効率化が重要な課題となっています。今後も限られた予算と職員で、行政サービスの水準を維持・向上することに努めてまいりたいというように考えています。

質問についてお答えします。平成２２年度から平成２６年度までの退職者は２０人、うち定年退職１３人であります。そして、平成２３年度から新年度までの採用者は２０人。教育指導主事を含んでおります。ということで、そういうふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　これでは５年間、退職者数が２０名と５年間で新規採用者が２０名ちゅうことですね。これでいけばとんとんなんですが、平成１７年の４月では、職員は、調べたところ２０４名いらっしゃったんですよね。現在は１７２名というふうなことを聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　議員の言われるとおり平成１７年が２０４名、平成２６年の４月時点で１７２名と、大きく差がございますけれども、途中で町立病院を指定管理に出したというところもございますので、これが１７年の取り組みでありましたけれども、その影響が非常に大き

いのかなというふうに理解しております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今後、５年間の退職者見込み数と採用計画を教えていただきたいんですが。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　平成２７年度から３１年度までの５年間の６０歳定年での退職見込み数は２４名となっております。採用につきましては、退職者数を基本とするものの、事務事業の遂行状況、財政状況及び類似団体職員の状況等も踏まえて、計画的に実施してまいります。

また、今年度から再任用制度を実施しておりますが、再任用職員も正規職員と同様の身分となることから、職員の採用については、このような状況もみながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　委託職員が、今、８７名いるとお伺いしましたが、それとパートの人が３０名。１００名以上の、１１０名以上の方々が委託職員、パート職員なんですが、この方々のその任用期間ですか、そういうふうなことの決まりというのか、そういうふうなのはあるんですか。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　まずは委託職員数を伺うということで、３番のを答えさせていただきます。平成２６年４月時点の委託職員数が８７名です。職種につきましては、一般事務補助のほか小学校の特別支援員、複式解消のための教職員、介護保険事業にかかるケアマネージャー及び図書司書など専門的な業務をお願いしておるとこであります。

なお、今年度で言いますと、臨時福祉給付金の支給やふるさと納税の対応など、新たな事業への取り組むことによりまして、また高齢者福祉対策や学校現場における事業などの拡大により委託職員は増加傾向にあるところでございます。

契約期間ということで質問がございましたけれども、こちらにつきましては基本１年の雇用契約ということになっております。１年１年、単年度契約です。そちらにつきましては、専門職につきましては、各課の状況をみながら複数年契約という形もございますけれども、基本、どの職種につきましても基本１年ということでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　派遣労働というのは、いわゆる今、派遣労働が言われておりますが、町の場合も委託職員は、そういうふうな一時的な採用だと思うんですが、国の派遣労働法では、派遣、臨時的な人たちは一時的業務に制限するというふうなことが言われております。それ

と、恒常的業務は正社員が行い、正社員が行っている業務を派遣に置きかえないというふうなことが法でなってると思うんですが、町の場合は嘱託職員は１年と言われましたけど、専門的な業務、福祉関係とか、学校の支援教諭とか、そういうふうな人たちは一時的業務ではないですよね。恒常的な業務だと思うんですが、その方々を臨時的に１年、１年採用していくちゅうのは、ちょっと私としてはおかしいと思うんですけど、町長、そのあたり見解をお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　あくまでも事務補助という位置づけをしておりますので、そこに正規職員の主務者がおり、それに対しての事務補助という形を取っております。恒常的な委託職員がいるのではないかというご質問ですけれども、先ほどの学校現場の話をしましたけれども、複式学級の解消のために教職員を入れるということであって、場合によっては解消されることがございますので、その時には、そういう委託、契約職員の方は入れないと。

　今、学校においても特別支援学級のほうが生徒さんが多くなってきた、児童が多くなってきているということでクラスをふやすために、一時的ということでふえておりますけれども、そういう形でその事業の遂行状況によって、取り組み状況によってその人たちの数が変わってくるというところでは、臨時的だというところで解釈しております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　そういう臨時的な職員の方々の給与体系はどうなってるんですか。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　委託契約に基づきまして、契約額をそれぞれ提示しております。職種によって金額は異なるということでございますけれども、町のほうの給与表に基づきまして、そこの位置づけのところを月額給ということで契約をしているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　正規職員よりも、高校卒で１４万ぐらいと聞いてましたけど、非正規の方々は１２万と。それと何年働いても給料が上がらない。そういうふうなことも聞きますけど、どうなんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　定期昇給というものは、確かにございません。ただ、今回、給与表の見直しをやりましたけども、こういう形のときには、それに応じた形で給与の見直しは行っております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　非正規職員は仕事とか、責任とかそういうふうなことも同じだと聞いております。それに、その待遇に差が出るのは、意欲の低下につながるんじゃないかなとい

うふうに思うんですけど、そのあたり町長はどうお考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど総務課長のほうからもお話ありましたけれども、あくまでも補助的な部分を担うということで、責任の担い手は職員だというように考えています。

先ほどありましたように、８７名大変非常に多くなってます。平成２０年度が５６名だったということで、なぜこんなにふえたのかなと副町長といろいろとその原因を調べてみまして、町としましてはその臨時的な部分です。例えば、学校の支援員、特別学級に対する支援員をふやしていかなくちゃならんと。それも、その年度によって減ったりふえたりしますけれども、そういうふうな支援員の増加とか、あるいは福祉関係のほうではケアマネジャーとか、そういう地域支援事業関係、そのあたりがふえている。しかし、将来的にはどうなっていくかとかはまだ見えない。これ指定管理に出すのかというような部分もございます。

そういう意味合いでは、まだ流動的な部分もございます。それとかあと、産業振興課のほうでは人・農地プランですとか、農地の集積関係のところでの臨時的な配置。これについても１００％国のほうから補助あるわけなんですが、しかし、それも委託者という形になります。

そういうふうな臨時的な雇用等、それとまた一つは、また観光関係にほうでも、またそちらのほうの今後どうするかという意味合いで、そのところのスタッフをそろえたとか。いろんな事情がございますので。ですから、基本的には職員が責任の担い手、その補助という位置づけで考えているところです。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今言われたように、とにかくこの数年、国からのいろんな施策、仕事量はものすごくふえているなと、私も１２年前に議員になった時から比べて、職員の方々がほんとに必死で働いてらっしゃるのを見るわけです。何か余裕がないなというふうなことを感じております。

ほんとに業務量がふえていると思うんですが、町長は正規職員数が足りているとお考えなのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今議員が言われるように、国、県などからの権限委譲や住民ニーズの多様化に伴いまして、年々業務量はふえておりまして、あわせて煩雑化している状況にございます。

新たな行政需要への対応や必要な行政サービスを提供し続けるには、効率的かつ効果的な人員配置が重要であり、毎年、政策課題や法改正等に伴う業務の増減等を見定めながら、適正な人員を配置しているところでございます。

今後も厳しい財政状況でありけれども、行政サービスや職員負担への影響について十分に配慮し、職員の適正配置に努めてまいります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　町長に、ほんとにお尋ねいたしますが、このあと２年間で、ここにいらっしゃる課長さんたち８名ぐらい定年退職だというふうなことをお伺いしたんですが、優秀な人材は一朝一夕には育たないわけです。

私は削減だけが行革じゃないというふうに考えるんですね。適正な人員を確保して、三股町の未来をどうするかとか、高齢化、少子化に向かってどう考えていくのか、まちづくり、商工業、農業問題、いろいろ頭で考えないといけない取り組みは大変なものがあると思うんです。普通の窓口業務だけじゃないわけですから、そういう多種多様な考え方をして、勉強しないといけないし、そのあたり町長はほんとに職員の優秀な人たちをどう育てていくのか、そのあたりをほんとに率直な考え方をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今現在の地方創生ということで言われてます。地方をいかに活性化してするか、自分の町をどんなふうに将来もっていくのか。人口減少時代の中で、これを維持、そしてまた発展させるにはどうあるべきかそういうふうなところの担い手というのが役場職員の中、役場職員にはあるのかなというふうに思います。そういう点で、言われるように職員がいろんな勉強をして、そしてそういう自覚のもとに取り組むということではないかなというふうに思います。

私も、当初から退職者不補充というにはやっておりません。先ほどからありますように、退職者の数に対して、その採用は確保するという基本姿勢でこれまでやってきました。ですから、先ほどありましたように２０名イコール２０名という形でございます。

要するに、あとは、この財政状況をみますと、それなりの厳しさというのはあります。そういう意味合いでは、スクラップ・アンド・ビルド。必要なところに人を配置する。しかし、この部分は町民のほうに担っていただくという部分もございます。ですから行政が全てを担うということじゃなくて、協働という理念を打ち出しましたけれども、そういうふうな形での、限られた人数の中で適正配置の中で、これからの町をどうやっていくかという意味合いでは、職員だけをふやすというわけにはいきません。適正な規模の中で、適正な人数の中で、そして能力をそれぞれが高めていくという努力をしたいというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　職員の病気の人たちもふえているようなことも聞いたんですが、

過去５年間のうち１０日以上の病欠、療養休暇をした方々を教えてください。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　療養休暇の取得状況ということで、平成２２年度が７名ございます。２３年度が１０名、２４年度が８名、２５年度が８名、２６年度は本日現在でございますけれども６名という形になっております。

その中で、先ほど言われましたけれども精神的なというところを拾い上げますと、８名の方が、この５年間ですけれど８名の方が精神的な療養休暇ということで取得されております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　この精神的疾患が多いわけですが、町長はこのことに関してどう捉えてらっしゃるのか、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　これを療養休暇のところ見さしていただきました。それぞれ疾病とか、それとか疾病の中でも精神とかいろいろございます。また２２年度ですか、その時にちょうど新燃岳だけの降灰で、それで屋根から落ちたというようなそういう事故等もございます。そういう中で、精神的な部分が見てみますと、２２年では２人、２３年度は３名、２４年度はいません、２５年度が２人、２６年１人ということでございます。

これが、全て仕事からくるものかというと、それもどうなのかとわかりません。要するに家庭的なものか、プライベートなものなのか、あるいは人間関係なのか、いろんなことが原因だろうというふうに思います。こういうふうな精神的な部分を、仕事の中から出さないような配置の仕方。それとまた、それを啓発するやり方とか、そういうものを十分、管理職含めて一体となって、そういう精神的なところでの疾病にならないような努力はしたいなというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今、委託職員で補っているわけですが、この委託職員の中も、正規の人たちが仕事を教えるわけですね。１年間でとか３年間でやめられたら、また新しい人に教えないといけない。その何か、無駄ちゃいけないけど、余分なエネルギーがいるわけですがね。せっかく仕事を覚えた。そういうふうな人たちに対して、仕事ができる人なんかは、もう大体わかるわけですから、そのあたりを見極めて、何かこう正規の職員にずっと登用するような方向では考えられないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　先ほどから話をいたしますとおり、今の職員数のところのあくまでも事務補助という形で、委託職員の方にお願いしている状況でございますして、３年経てば、実際は最高３年ということでお願いしてるんですけれども、また、新しい人に新しく仕事をと、今、

言われたんですが、職員の場合も同じであって、異動ということがございますので、新たにまた仕事を覚えていかなければいけないと。

先ほど、単年度と言いましたけれども、この１年１年がどうあるのかという状況を見ながら継続していく事業については、最高３年というような見方をしておりますので、またそれ以降にあると、新しい方に、またそういう事務補助的な業務をお願いしておるところでございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　それともう一つなんですが、県庁のほうに正規職員を派遣しておりますよね、２名ぐらいですか。１名ですか。それは、向こうからも来るんですか。それとも、２名派遣するだけでそのかわりとかいうのは、その間減るわけですから、その間はどういうふうに対応されているのか。

○議長（山中　則夫君）　少々お待ちください。

○議員（７番　上西　祐子君）　お尋ねします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　現在、２名の方に県のほうに行っていただいておりますけれども、お一人は研修生という形でございまして、期間は１年でございます。もう一人は人事交流という形で２年間という形をとっております。人事交流については交流ですので、県のほうからもうちの今の地域政策室のほうに来ていただいておりますし、うちからは環境森林部のほうに職員が行っております。

研修生が１人、研修という形で行っておるんですけれども、昔で言えば、それこそ県職員の事務補助みたいなのをやらせられてたというのをよく聞いておりましたが、今はもう担当としてちゃんとした仕事を与えられて、研修をしているところでございまして、この研修生の１名分も合わせた形で人的な配置は町のほうで行っております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　その人材育成と人脈づくりとかいうふうなことには、効果があると理解しますが、あと残された行政のところでは、それだけ人が少ないということで大変なんじゃないかなと思うんです。

やはり、労働者という、役場職員も公務員労働者と言われますが、コストではないわけですよね。人材と書きますけど、材料の材じゃなくて財産の財だと。労働者は財産であるというふうなことが言われておりますし、国際社会では、人減らしを優先するところに未来はないと。これが国際社会に共通する考え方なんですよね。

能力と可能性を持った人が、心と体の健康を壊して退職に追い込まれたり、利益とか経済優先、経済効率だけ追い求めることは間違いであって、そういうことでは未来を危険に導くじゃないか

なと。

公務員の方々は、ほんとに今から大変な三股町をどうしていくのかというふうなことを考える、ほんとに大切な、私たちの未来もかかってるわけですので、そのあたりを町長は、委託職員の任期を含めた待遇改善とか、正職員が精神的疾患なんかで、療養休暇をあれしたり、退職に追い込まれたり、そういうことのないようにきちっと考えていってほしいなというふうなことを、私は申し添えて私の最後の質問ですが終わります。

（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　ここで、昼食のため１時３０分まで本会議を休憩いたします。

午後０時05分休憩

午後１時30分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位３番、池邉君。

〔１番　池邉　美紀君　登壇〕

○議員（１番　池邉　美紀君）　忠告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、健康づくりについてであります。一般会計の前回の決算、今回の予算を見てわかるように、三股町は非常勤の割合が高いところです。

もちろん、子育てなどの制度も充実しておりますが、年々増大している保険税、国民保険、後期高齢者保険、介護保険については、どこまで伸び続けるのかが心配なところです。町としても健康づくりやジェネリック薬品の推進など、さまざまな取り組みがあることは承知しておりますが、これといった解決策は見出していないというのが数字に表れているのだろうというふうに思います。

もちろん年齢層、性別、また多様なライフスタイルもありますので、難しいということは理解できます。であるなら、さまざまなカリキュラムを組む必要があるのだというふうに思います。その１つの有効な手立てとして、今回の提案がございます。それが、ステップ体操です。ステップ体操を町内全域に導入してはどうかという質問でございます。

残りは質問席で質問します。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　健康づくりについての池邉議員からのご質問でございます。

ステップ体操を町内全域に導入してはどうかということでのご質問でありますが、ここ、運営協議会員の皆さんが１月、福岡県の朝倉市の健康づくりを視察、研修に行かれた際に、ステップ

運動教室、にこにこペース運動の説明を受け、体験されたと聞いております。

担当課のほうで、そのステップ運動、にこにこペース運動についてまとめているようですので、担当課長に回答させます。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（上村　陽一君）　それでは、ステップ運動、にこにこペース運動について、まず、簡単に説明させていただきます。

ステップ運動については、音楽のリズムにあわせて、高さ２０センチぐらいのステップ台を昇り降りする単純な運動ですけれども、有酸素運動のウオーキング、これと筋力トレーニングのスクワット運動、この２点を、日常生活ではあまり使われない老化する膝まわりの筋肉や大腿部、それから大腰筋を鍛えることができ、スタミナ向上と下肢筋力の向上に効果があるようです。

昇り降りのテンポやステップの高さによって、運動の強さを調整できるので、いつでもどこでも誰でも、１人でも天候に左右されずステップ台と半畳分のスペースさえあれば、気軽に効果的な運動ができます。

また、このステップ運動を、にこにこペースで行うことにより、会話をしながらでも持続できる、軽度な全身運動になります。このことはＮＨＫのためしてガッテンに取り上げられまして、反響を呼ぶなど、注目度も高く、数多くの自治体で取り入れられているようです。

次に、にこにこペースについてですけども、これはその名前のとおり、笑顔で会話をしながら続けることができる強さの運動であり、一人一人の体力にあわせた安全で効果的な有酸素運動です。疲労が高まらない運動競技の中で、心臓への負担も穏やかで、長時間続けられます。

にこにこペースの運動は、低体力の高齢者からトップアスリートまであらゆる体力レベルにあわせて、安全で、効果的に実施可能です。このにこにこペースで行うステップ運動等は科学的検証の結果、運動をする人としない人を比較すると、１人当たり４５万円の年間医療の増加抑制効果が生まれ、さらに高齢者の認知機能を向上させ、軽度の認知機能低下者への認知症への転換を予防または支援できる可能性が示されています。

朝倉市での意見交換では、体調がよくなった、あるいは教室が生きがいとなっているなどの、体力だけでなく気持ちの面でも前向きになるということですので、このことは三股町の健康づくり計画はいきいきげんきみまた２１、これの基本理念であるところのみんな元気、ずっと元気、笑顔いっぱい三股町、これに合致するものであり、ステップ運動を取り入れた健康づくりについては今後、積極的に導入を検討していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　インターネット等で調べますと、このステップ運動っていうのは

踏み台運動です。昇降運動、ステップ体操、そういった名称で呼ばれております。これは、全部、同じものであります。

いわゆるスポーツテストなどでおなじみの踏み台昇降運動というふうなものが、ありますけれども、それと同じものでありまして、強度のある台のような身近なものを台にして始めることができる、場所をとらず、気楽に始めることができる有酸素運動でもあります。脂肪燃焼、筋力アップなども期待できますし、ダイエット効果もあるというふうなことで、幅広い年齢層で活用できるというふうなことが期待されている。

それで、質問ですけれども、町長はこのステップ体操というのを経験したことがあるかお聞かせください。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今のところありません。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ありがとうございます。

これは、私、国保運営協議会のほうの視察で体験をしましたけれども、体力のある人はある人なりにできるというふうなこと、其れから、体力のない高齢の方でも、足腰が歩けない人は別ですけれども、ある程度の普通の日常生活ができる人であれば楽しみながらできるというふうなこともあります。そういうふうなことで視察に行ったときの今、お話がありましたけど、そのステップ体操の日が楽しみだというふうなことで、集まられておりました。

非常に、音楽をかけて運動しますので、みんなでやりますので、和気あいあいと楽しんでいるという姿が大変、印象的でありました。これ、もちろん高齢の方に対してもそうなんですけども、若い人あたりもですね、ダイエット効果も非常に高いということで、ウオーキングと比較した場合に、同じ時間で１．４倍という、とても運動効率のいいのが特徴で、高い消費カロリーで、太りにくい体質に変わるということも言われております。

また、９３歳の人のデータが出ておりますけれども、太ももの筋肉が１２％アップしたというデータも、これはちゃんとして大学のデータで出ているところでもありますので、ぜひ、この導入を考えていただきたいというふうに思いますけれども。導入するとなれば、恐らく教育委員会あたりの生涯学習課、そういったところになるかと思いますが、教育長は、そのあたりどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　県の、この健康づくり、体力づくりとしては、県教委が今、発信しているのは、１１３０運動というものをやっております。１週間に１回、３０分程度の運動しましょう、いわゆる、３０程度の運動を推進しましょうという、その中身については色々あると思い

ます。そういった中身についてこういったものをしましょうということで具体的な事例を、ステップ体操もありますよということで啓発し、発信することは大いにいい方向だなと思っております。

町としては町民全体のスポーツイベントがありますけども、そういった中で紹介して広めるということで、スポーツの仕方というのは、いろんな方向があると思います。住民とかいろいろ広がっておりますので、その中の１つとして紹介する。私もその踏み台昇降運動、経験ありますけども、３０センチぐらいの高さなんですけれども、子どもたちでも、それを例えば３分間ぐらい続けるんです。長く続けられない子供もいます。ゆらゆらとする子供もいます。

だから、高齢者にとって、それが安全かどうかというのは、いろんな問診とかしながら進めないと、やはり危険度も伴う台もあるというふうに思ってますので、そこら辺、精査しながら広めていかなくちゃいけないなと。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　特に、いろんな、体の弱い人でもできる方法がありますので、前向きに取り組みを考えていただきたいというふうに思います。

最後、町長よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　これも、議員の方からもありましたように、介護保険あるいはまた国保等、それに付随する人が非常にふえております。そういう抑制、防止のためには、やはり健康づくりは非常に重要です。そういう一環として先ほど質問がございましたサロンを、そういう中での取り組み、いろんな自治公民館あるいは公立公民館等のですね、事業の中での取り組みとか、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ぜひ、ここで制度をもし、始める気があれば、その段階で１０人ぐらい町民をモニターとして選んでいただきまして、どういうふうに効果があったのかというビフォーアフター形式で、町民の声を聞いて、そして、それで広げていくというような形も面白いのかなと言うふうに感じたところであります。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

それでは次に進んでまいります。

次の質問は、ＪＡＦとの包括協定を締結してはどうかというふうなことであります。

ＪＡＦ協定のほうでは交通安全、移住促進、観光物産の情報提供もありますので、そういった包括協定を結んだらどうかというふうな質問です。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ＪＡＦ、日本自動車連盟との包括協定を締結したらどうかというご質問でありますけれども、担当課のほうで、調査、検討いたしましたので、担当課長に回答させます。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　それでは、ご質問によります交通安全や移住・観光物産情報提供に関する包括協定ということなんですが、ＪＡＦ協定には２種類あるというううふうに聞いております。

ＪＡＦでは、総合観光情報サイトを開設いたしまして、自治体向けのサイトにもなっております。これは各観光地等をめぐるドライブコースを簡単に作成することができるシステムであり、作成されたドライブコースはＪＡＦのホームページ、ＪＡＦナビで公開されております。予定一日平均１２万件アクセスがあるＪＡＦナビですので、観光地等全国にＰＲすることができるということになっております。

このＪＡＦナビに本町独自のドライブコースを作成するためには、まずＪＡＦへの入会が必要となります。このときに候補者の中から車両一台を特定することになります。そして、ＪＡＦ会員になったあとＪＡＦと自治体で観光協定を締結するということで、ドライブコースを作成できることになっております。

さらにこの観光協定を締結した自治体とＪＡＦとの間で包括協定を締結することがあります。この包括協定を締結するとＪＡＦを通じた観光情報の提供やタイアップイベントの企画、交通安全教室の開催、そして会員向けのサービス提供の店舗の拡充やオリジナルのノベリティ商品作りが可能となっています。また、ＪＡＦが直営している店舗での物産品販売もできるというところを聞いております。

この包括協定に対しまして、調べましたところ、九州内では福岡県のうきは市だけが締結しているということなんですが、本町といたしましては、まず、観光協定を締結できるよう前向きに検討していきたいというふうに考えてます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ＪＡＦの協定というのは、観光物産、交通安全のほか、地域の情報発信として移住の関するところまで幅広いもので、これは、私は見てびっくりしたんですけれども、宮崎で１１万人、そして九州では１９０万人、全国に１，７６０万人の会員がいる巨大ネットワークとも言える。

包括協定と結ぶことで、地域のＰＲを無料で全国に発信できるという利点がありまして、また、住民や学校での交通安全講習会などを開くことができるというふうにしてあります。

今、うきは市の話が出ましたが、佐賀県のほうでは包括的ではなくて観光のほうの協定を結んでおられまして、そこは交通が不便でありますけれども、マイカーでの乗り入れの観光客が多い

というふうなことで、情報発信が有効に働き、協定を結んだ町で、ＪＡＦの主催でとなっております。その模様が全国に発信されて成功したと話等も出ています。

今、話が出ましたが、包括協定となれば、宮崎県初というふうなことでＰＲの効果も非常に高いというふうに思いますし、また、山之口インターチェンジというふうなことを考えると今後、有効に作用するんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、検討をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　私、今回、質問を受けまして初めてこういうことを知りまして、まだ勉強不足でございます。今、ありましたように、２段階の方向という形であるようでございますので、そちらのほうの観光局でそれが包括協定においてですね、これからというふうに思います。

この前、油津港のクルーズ船の話等ありました。またいろんな形で、地方創生の中での観光あるいは移住、いろんなことが取り組み等が必要だろうというふうに思います。そういう意味合いじゃ、課長が申し上げましたように、前向きに検討したいと思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　それではよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。次は、町民憲章についてであります。

全町民が唱和できるような町民憲章の改正を考えてはどうかというふうなお尋ねであります。教育長のほうにお願いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　町民憲章はまちづくりのための行動を目標を示したもので、三股町におきましても昭和３９年１月４日に、三股町町民憲章が制定されております。その後、人口増の影響により、社会環境に変化が生じまして、全文の全面改正が行われ、平成１１年４月１日には新たに三股町民憲章に改定されたところであります。

今後につきましては、制定当初から引き継がれているものであり、既に５０年以上が経過しているところでございます。ここで本文を読み上げてみたいと思います。

○議員（１番　池邉　美紀君）　はい。

○教育長（宮内浩二郎君）　全文は省略しますが、本文に移ります。

一つ、常に新しい希望をもって、郷土の開発に努めましょう。

一つ、教育を尊び、青少年を健やかに育てましょう。

一つ、環境を清潔にし、健康の増進に努めましょう。

一つ、生活をくふうし、よりよい風習をつくりましょう。

一つ、力をあわせ、力強く、住みよい町を築きましょう。

このように現在、三股町民憲章の唱和につきましては、町の主な行事、及び民主団体の会合等の冒頭に実施されておりまして、広く町民に定着しているものと考えており、改正については、今のところ、考えていないところであります。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ありがとうございます。

本文を読んでいただきまして、改めて１カ所に違和感を覚えたところであります。

まず、何でこんな話になったかというのを先にお話させていただきます。毎年、私たち議員は成人式に出るわけですけれども、成人式で初めて、唱和する子供たち、成人する人たちは、それまで、あまり知らない中で唱和をするというふうな段階で、すごく、子供たち成人する人たちが違和感を持ってその場にいるわけです。

中学校は１つしかないわけで、その段階でこういう町民憲章というのを教えられないのかなというふうに思って、改めて読んだところ、今、読み上げられました２番目のところです。教育を尊び青少年を健やかに育てましょうというふうなところが、あるが為に小学校、中学校でも教えることができないというふうな話も伺いました。それであれば、これをやっぱり変えることによって、小学校、中学校の段階から、町民憲章というのがあるということを伝えなければならないというふうに思います。

今、教育長は町民に浸透しているというふうな言動がありましたけれども、決して、私は、そうは思わないわけです。町民憲章があるのを知っていますかというふうに聞いてみますと、知らないという答えがほとんどでしたので、それは浸透してないことの表れじゃないかなというふうに思っております。

私自身も、公民館長をやって、初めて町民憲章というのが知ったといういきさつもありますので、そういうふうなことを考えれば、やっぱり町民憲章というものを改正をするなりして、町民にしっかり浸透させるような仕組みをやっていくべきだというふうに思いますけども、そのあたりは町長はどのように考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、教育長のほうがお話がありましたけれども、見直しを平成１７年にされた模様でございます。そのときは前文に三股に生を受け、というようなことで、三股町自体が非常によそからも転入等も多いということで、そのあたりのところを撤回、削除したらどうかというところが中心だったようでございます。

何かその、本文については、先程言いましたように５０年以上経過していると。議員はまだ定着していないっていうふうに言われますけれども、受け方はいろいろにあろうかと思います。

小中学校のところでは、話聞きますと、児童憲章ですか、三股町の独自のものがあって、そち

らのほうを子供たちは唱和したということで、どちらかというと、この町民憲章というと、言われました青少年健全育成というようなところから考えてみますと、大人が唱和するというようなことになろうかと思います。

そういう意味では、町民全体というところは、ここがその分がかかるのかなというような、思いますけど、どうなんでしょうか、そのあたり、子供から大人までという部分に持ってくのか、あるいは今のようなスタイルでいいのか、そこが議論があろうかと思いますけど、今のところ、改定する気は、考えてないと思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　いろいろ、考え方はあっていいと思います。ぜひ、議論のテーブルの乗せていただきまして、検討していただきたいというふうに思います。

今、児童憲章のの話が出ました。教育長のほうから児童憲章の話が出るのかなというふうに思っておりましたが、児童憲章も子供たちに聞いてみますと、なかなか浸透してないんだなというふうなところで、私自身が感じたところでもありますので、そのあたりもぜひ、そういったところを指導のほうを徹底していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に企業誘致に関してであります。

これまでの企業誘致を振り返り、新年度の取り組みをどのようにするのかというふうなことです。よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　企業誘致についてのご質問でございます。

本町の企業誘致は、ここ数年は既存事業所の増築、拡充という形で、２件の立地がございましたが、昨年、食育工房まんぷくさんの進出によりまして、７年ぶりに町外からの企業誘致が実現したところでございます。

この間、町外からは何件もの問い合わせがありましたが、農業振興地域への規模であったり、まとまった広さの用地が確保できなかったり、または使用する水の確保が困難であったことなどで誘致の実現には至らなかったところでございます。

これに平成１９年度のえびの電子以降は町外からの誘致は食育工房まんぷくが１件、既存事業所の増築、拡充等が２件。これは、中村食肉樺山そして同パック工場となっております。

この結果はまとまった用地の確保や先方の希望する土地を確保できなかったりする具体的な条件もありますが、都城市、曽於市、志布志市など、近隣と比較した場合に企業誘致の優遇制度の差もあるんではないかというふうに考えます。これを踏まえ、新年度以降の取り組みといたしましては、まず、工場等の土地取得補助金や企業立地奨励金など企業誘致の優遇制度の改善を考え

ています。

また、昨年８月に発足しました都城地区企業立地促進協議会と連携しまして、県、都城市、地場企業とともに企業誘致に取り組むこととしております。そしてこれまで同様、在京三股会、近畿三股会などとは引き続き連携し、関東圏、近畿圏の情報をいただくとともに東京、大阪、福岡の宮崎事務所とも連携していく考えであります。

また、雇用の場の確保という観点からは既存企業の拡張、拡大の支援、農畜産業の規模拡大、新規就農者支援、企業創業支援、前会１２月の議会でも議員のほうから提案のあったものづくり等の支援とか、そういうものに取り組むとともに、まち・ひと・しごと創世本部での協議、検討を踏まえ、雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　いろんな取り組みがあって、改善も、今回その誘致企業に対する、補助制度等の改善がなされるというふうなことで期待をしたいと思っております。

いろんなものを調べてみますと、プロパーといわれる企業誘致専門委員というのが、いろんなところで目につくようになってまいりました。そういう専門の誘致専門員を置くメリットとしては、東京あたりで都市部で企業誘致のマッチング事業というようなことで、いろんなものが国の指導で行われる場合に、そういう専門の人間が行って誘致を進めている、説明を行ってくるというふうなこともあるようですし、そういうふうなことでアプローチができたところをしっかり引っ張ってこれるというふうなところでもあるようでございます。

また、企業誘致アドバイザーという制度もあるようですし、また三股町出身の経営者がたくさんいらっしゃいますので、そういう方たちを企業誘致サポーターというふうな形で、協定を結んだりして進めていくというのもあるかなというふうに思ってます。ほかのところでは、そういった取り組みもたくさんやっておりますので、そういったところあたりも考えてみたり、やっていただければといいかなというふうに思っております。

いずれにせよ、いろいろ調べておりましたら、やっぱり同じようなことが出てくるんです。それは何かといいますと、企業誘致の情報というのをずっと調べてみますと、多くの言葉で出てくるのがトップの覚悟で組織が動くと。トップが動いて、企業誘致が前に進むというのは、このトップというのは、我が町でいえば町長のことであります。

和歌山県橋本市の事例でいうと、誘致企業はトップの熱意として市長がトップセールスとして取り込み営業を行って、そして優遇制度を改正して成功したものでありますとか、山梨県の北杜市では、熱血市長のトップセールスというようなことで８０社を精力的に訪問したことが紹介されています。また、岡山県の美作市では、土地代移転費、高速代補助など大胆な優遇策を行って、２年で５社を誘致しております。そういうふうなことでトップの熱意が知恵を生み、組織が動く

という内容が非常に目につくところであります。

ここで、町長にちょっとお尋ねです。町長としてこれまでの企業誘致における取り組みを点数をつけるとすれば何点でしょうか、１００点満点でお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　点数は、これは本人がつけるもんじゃない。第三者といいますか、よそが評価してもらうというふうに思いますが、いま、言われますように企業立地、これはトップの覚悟であると思います。本当に、どんな企業を持ってくるか、そういうところ議論があろうかと思います。ただ私、思うところは、やはり、この企業城下町といういるところを見ていますと、やはり企業は商の論理で動きます。いざ、景気が悪くなると中国とかいろんな形で。それでその町がさびていくと。こういう町だけにはしたくないなと。ですから、三股町はどういう町かなってなると、やはり１次産業を中心にそして、かくほう２次、３次という形の積み上げ方式になっていくのかなと。

そういう意味合いは、やはり農業を基盤にした、また農業関連産業、要するに食に関連する産業を育成することが重要でなかろうかというふうに思います。そういう意味合いでは、今の地場企業を育てる、また拡大していく、という１つの方法と、それとまたそういう食品関連企業等の誘致というところに今後、力を入れたいなというふうに思います。

これまでの取り組みで、非常に結果が出ておりませんので、できるだけ結果が出るような努力もさせていただきたいと思ってます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ありがとうございます。

今、町長の口から、この言葉で出てこなくてホッとしたんですけれども、都城市に企業誘致は任せる。三股町はベッドタウンだみたいな感じの言葉が出ると、がくっと来るところでしたですけど、そうでなくて、三股町でどうにかするというふうなことが必要ではないかなというふうに思います。

三股町はベッドタウン化しておりますけれども、一方では攻めの姿勢で働く場の覚悟というのを行っていくことが大事。これは町長も同じ意見だというふうに思います。住みよいまちづくりとして、ぜひ、企業誘致のほうを成功させていただきたいというふうに思います。

最後に担当課長のほうから、何かございませんか。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　今、町長のほうで申し上げましたように、いろんな手立てを使って、そしていろんなものに顔を出して、企業誘致に取り組んでいきたいというふうに考えております。

現在も３件ほどの相談が参っております。それらも大事にして、いざというときには町長に出ていただくみたいな形で、どれか１つでもここの町に企業誘致できればというふうに考えております。

今回、答弁の中でもありましたように、条件、企業優遇制度の改正ということも考えていきますので、何らか進展がとれるというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　発言順位４番、堀内君。

〔３番　堀内　義郎君　登壇〕

○議員（３番　堀内　義郎君）　皆さん、こんにちは。発言順位４番、堀内です。よろしくお願いいたします。

ことしは東日本大震災の発生から４年になり、３月１２日の新聞では復興半ば、前進誓うと、大きな見出しが出ておりました。今もなお、約２２万９，０００人の方々が避難生活を続けているということで、胸が痛む思いであり、決して他人事ではなく、震災の教訓を生かし、今後、起こり得る巨大地震や、昨年発生した広島の土砂災害、台風被害などの自然災害に備え、防災はもとより、減災を意識して取り組まなければならないような必要があるかと思っております。

本町においても防災行政無線のデジタル化を進めており、このような異常気象の中、万が一に備え、いかに町民の安心安全や財産をさらにに守っていくかが、負担になるかと思われます。

さらに年明け早々、イスラム国によって、日本人が拘束殺害された事件は悲痛であり、日本をテロの標的というようなこともあり、改めてテロの脅威を意識された事件じゃなかったでしょうか。

また、東京オリンピックを数年後に控え、２月だったと思いますが、北朝鮮は依然として短距離ではありましたけれども、弾道ミサイルを発射し、威嚇や挑発が収まっておりません。今後とも油断を辞さない状況下であるかというように思われます。

いろいろな状況が整備された防災行政無線がどのように変わり、され変わっていくのか、まずはＪ－ＡＲＴの試験結果はどれであったかをお聞きいたします。あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　防災行政無線のデジタル化について１１月２８日にＪ－ＡＲＴの試験の

結果はどうであったかという質問にお答えします。

昨年、１１月２８日に全国一斉訓練としては3回目となる全国瞬時警報システム、Ｊ－ＡＲＴの訓練が実施されたところでございます。消防庁によると今回の訓練では４７都道府県と１，７３２市区町村が参加し、このうち、４７市町村で、スピーカーの故障や機器の接続ケーブルが外れていたことにより、訓練情報が放送されないなどのトラブルがあったというふうに発表されました。本町においては問題なく放送されたところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　４７市町村で不具合があって、本町は問題がなかったということで、私は安心してるんですが。

この問題に入る前に規則に関することですけれども、三股町の防災行政無線施設に関する規則があるんですが、この中に無線施設の円滑、適正かつ能率的な運営を図るため、放送番組を併設して放送するものとし、その順位、時間等については、別に定めるとあるんですが、この意味がちょっとわからないところがありまして、放送番組を編成して放送するということは音声や映像でもっても放送するということでいいんでしょうか。わかる範囲内でお答えいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　お答えしますけれども、規則のほう、大変申しわけないんですけれども、よく読んでおりませんでして、いま言われる、放送の編集というのは、恐らくですけれども、私が思うのがケーブルテレビが三股町に入ってきたときに、そういう防災、災害に関する情報等を町のほうから流すというシステムを、当初、入れておりまして、その後、余り活用されなかったんですけれども、放送の中にテロップを入れて流すという方式に変えたものですから、これにつきましては機器一切を撤去いたしたところでございます。そのまま残っていたのではないかなと思いますんで、もう１回、確認させて下さい。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　必要があれば、また確認のほどをよろしくお願いいたします。先ほども申し上げたように、北朝鮮やイスラム国による万が一の緊急を要する事態が発生しないと、今後、言い切れないわけでございまして、本町は問題がなかったということでありますが、特に東京オリンピックが近く、宮崎県も、今後、オリンピックの合宿所や競技選手の練習場とか、多く人が集まる機会がふえるかと思いますが、こういったことを含めて、町民の生命、財産や、安全安心などにいかに正確に情報を伝達し、万が一に備えるかをよろしくお願いしたんですが、問題がなかったということで安心していますけれども、こういったことがならないように、よろしくお願いしながら次の質問に入ります。

お知らせや火災発生等を知らせるために警報や時刻、チャイム等が広報塔から流れるんですが、放送やチャイムが鳴るのを聞いてると、以前と違ってちょっと聞きやすくなった、クリアになったかというような気がするんですが、私だけじゃなく、他の人もそうかと思いますけど、以前、長田地区でこだまや声がぶれて聞こえないとか、どちらかというと山之口のほうが聞こえるというようなことを聞いた、ご意見が出ましたけども、デジタル化によってちょっと何かが違ってきたような気がします。

昨年度１２月議会ですか、防災行政無線の整備については総務課から工事請負契約の変更があったということで、ボーリング費用、基地局の１０局のボーリング費用とか、そういった広報とか、パンザマストからの鋼管柱に変更といった、そういった資料を１つ持って来ているんですけども、３つの工法があるということで、いろんな工法があるんだということはわかっていますが、こういったことは目に見えてきているんですけども、その中のソフト面といいますか、専門的にちょっとわからないんですが、いま、移動通信系とか同報通信系とか、ＷｉＭＡＸとか、いろいろな専門的な用語が出てきてわからないんですが、相当な予算を使っての整備だったということで聞いております。

その整備された予算と本町としてどのようにそういった通信器がなっているのか、わかりやすい説明が必要じゃないかと思いますので、説明方、よろしくお願いいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今、言われました移動通信系、同報系通信系、ＷｉＭＡＸ、どれも無線でございます、基本的には。ただ、ＷｉＭＡＸについては有線で基地局をつないで、それから無線を飛ばすというやり方ですので、無線単独ではないと。

市町村防災行政無線は住民一斉に通報を行う、これを同報系です。防災情報を収集するために自動車等に搭載し、総合通信を行う、これが移動系、の２つの通信システムで構成されておりまして、同報系が周波数が６０メガヘルツ、そして移動系が２６０メガヘルツ帯というふうになっています。

同法通信系は行政用として国、県と連携したものでございまして、町内６１カ所に屋外拡声５局を設置いたしまして、屋外スピーカーにより避難に関する情報や火災のサイレンなど緊急情報の一斉放送や行政サービス情報、自治公民館の地域情報を発信しているところでございます。

移動通信系は、町の内部で連絡しあうものでありまして、消防車両及び一部の公用車に３０台搭載しておりまして、役場統制局、汎固定局５局、携帯無線２０台でＭＣＡ無線機と、簡易無線と併用して緊急時や通常業務での総合通信を行っているところでございます。

外部通信網の途絶時にも活用できることから、総合通信の部分も担っております。町では通信のための避難所や公共施設、それから自治公民館長宅へのＩＰ端末の設置、それから土砂災害特

別警戒区域住宅へのＩＰ告知端末の配備を行っています。また、防災ポータルサイトを活用した情報の発信、及び収集を行っていくところでございます。

ＷｉＭＡＸの設備は防災行政無線とは違って、防災目的に特化したものではありませんので、今後、他の行政サービスでの活用、検討をしたいと考えております。費用についてなんですけれども、移動通信系が平成２３年度にこちらは整備しておりまして、３，１００万円。同報系は先ほど言われたように２５年度、２６年度、ＷｉＭＡＸ網と一緒に整備しておりまして、同報通信系が２億８，６００万円、ＷｉＭＡＸのほうが２億２，３００万円となっております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　移動通信系、簡単に言えば移動通信系が消防車とか公用車。同報通信系が住民に知らせる広報と言ってる。ＷｉＭＡＸが有線を介しての、そういった感じになるかと思いますが。

デジタル化の推進ですが、例えば２０１１年にテレビの地上放送がアナログに変わったんですが、放送と通信の融合と言われ映像鮮明化や通信の（　　）放送が可能になったっていうことで、便利性が向上したんですが、防災行政無線についてもこのアナログ方式の通信系と同報系、これらがまっとうに整備されていたんですが、いま、整備されたにもかかわらず災害時に通信や通報がやりとりできなかったという、聞こえない、聞こえにくいとか、そういったことがあって、デジタル化になったということで、通信回路の大幅の増強や機能の向上ということ、双方の通信、文字伝達といったデジタル化が製造化されたということがあれば、国の意向ということで、そういうことでのデジタル化っていうことで捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　市町村防災行政無線同報系については、１つは老朽化ということで、この整備をしたんですけれども、既にアナログというか、なくなって封鎖して、デジタル化というのが一般的な交信でございました。

導入のメリットとしては、大きなものは特にございません。敢えて言うならば、新機種への変更によりまして、自動応答装置を完備したため、聞き漏らした放送を電話により確認できるようになりました。

また、自治公民館などの地域放送も自宅から予約方式で、あとは地域内全て屋外拡声局の一斉放送が可能となったのがメリットといえばメリットだということになります。

ＷｉＭＡＸ網についてなんですけど、こちらの最大のメリットは万が一の通信手段が途絶えて、電源の確保が前提であるんですけれども、町独自に運用が可能なシステムであり、防災ポータルサイトでの災害情報等の発信、受信手段が確保できることでございます。

防災ポータルサイトはパソコンやスマートフォンからの接続により、平常時には土砂災害警戒区域等を地図情報により確認することができ、非常時には避難勧告などの情報を取得することができます。

また、双方向通信のメリットとして、災害発生現場で撮影した写真データを防災ポータルサイトを通して町へ送信することができ、災害対策本部での情報収集も迅速化が図れるものと期待されております。

また今回のＷｉＭＡＸ網の整備で町内３カ所に轟木、宮村、勝岡になりますけれども、雨量計を設置いたしました。その情報も平常時から防災ポータルサイトで確認できるようになっておりまして、４月にまた、町民の皆さんにはこういうところにもアクセスしていきますと、例えば今のような雨量計でどれぐらい雨が降ったとかいう情報、それから先ほども言いましたけれども、ＷｉＭＡＸではなくて同報系のほうで、漏らした放送を電話に、より聞き取るにはこういうふうな方法がございますよと、そういうのをお知らせしていきたいと思いますけども。そういうのはメリットになるということでございます。

町では非常時の通信手段の確保のため、公共施設避難所等にＷｉＭＡＸも利用したＩＰ電話の設置を行うこととしております。また、今後、土砂災害特別警戒区域内の住宅にＩＰ告知端末を貸与する計画がございまして、これは、防災行政無線の放送と同じ内容が、自宅内のＩＰ告知端末から発信されるものでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　今の説明ということで、予算については約５億円ぐらいかかってるということでありまして、先ほども言ったんですが、デジタル化によって音楽も音がより鮮明に聞こえるとかいうことがよく出ますが、広報塔のスピーカーの音量、この広報塔についても聞きたいんですが。ある地区によると、余りにも聞こえやすくなったために近くにいる家畜とかそういったこちに影響があるんじゃないかということが心配されていました。今は被害はないんですが、スピーカーの音量、そういった調整はちょっとできるのか、お聞きいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　調整はできます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　今後、被害が出てきた場合は配慮をお願いしたいんですが。

あと、導入のメリットとしては、先ほどいろんな画像のやりとり、雨量計の設置とかあって、防災のあり方、例えば災害現場や避難所、そういったことのやりとりが鮮明になっていくということになるということで、大変いいことになると思うんですけども、次の質問に入っていくんで

すが、このデジタル化によって一般行政事務としても使えるということで、例えば投票所や遠隔地、遠隔地につきましては前会、議員がおっしゃったように蓼池や長田などの出張所が開設できないかというご意見がありましたけども、いろんなことに関してはセキュリティーや施設内配備や職員配置といった課題があるということでありますが。近い将来的に、こういったＷｉＭＡＸ網とかそういったことを利用すれば、投票所とか遠隔地で業務連絡、便利性が向上できるのか、わかればお聞きいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　ＷｉＭＡＸ網の整備には多額の経費を要しております。

先ほども言いましたけれども、常に光回線ということで、ＮＴＴの光ケーブル、それから、Ｂｔｍのケーブル、こちらを借用し、有線だということです。有線で引っ張ってきておりまして、そこから無線を飛ばしていると。で、通信網を確保していますと。

この通信網は、防災無線に特化した無線ではないため、非常時以外の活用を検討し、有効活用、有効利用するとともに、住民サービスに生かしていきたいというふうに考えております。

先ほど、議員が言われたように、総務課では選挙時の投票所というのを今、検討をやっておりまして、このほかにも、例えばの話ですけれども、今の小中学校との連携とか、高齢者の見守りシステムとか、いろんな形で活用ができると思います。

ちなみに３月の２６日に完成したということで、職員への報告を行います。このシステムの概要、そして皆さんのほうから逆に各課、各係からどんな活用ができるかという提案をしていただきます。

ただ、中には補助事業を入れながら、一般財源もそこに入れなければいけない事業もひょっとしたら出てくるかもしれませんし、現在の状態でスムーズに入れる事業もひょっとしたらあると思います。

どういうものが、今後、生かされて、可能かどうかというのを業者も入れながら勉強会をしていこうかなという考えでおりますので、現時点では何人やりますというようなじゃなくて、かなり広がりがあるのかなと期待はしているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　デジタル化によってこういったことに変わっていくよということに対して、例えば自治公民館長さんとか広報室を使っての説明ということは考えていないのかをお聞きいたします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　広報紙には、活用しながら広く出していきたいと思いますし、先ほど、このＷｉＭＡＸ以外の今回のメリットって先ほど話がありましたけれども、こちらに関して

もあわせて町民の方々には周知していきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　その点はよろしくお願いしたいと思いますが、年々、台風や地震の被害が増大しており、整備の必要性、避難や警報を出すタイミングとか、大変な防災とか、気苦労があるかと思いますが、先ほど言いましたように町民の安心安全、財産を守るためには不備のないようにひとつ、よろしくお願いをしながら、次の質問に入りたいと思います。

くいまーるを利用した広告、お知らせとかそういったことが行われるかと思いますが、できないかということをお聞きしたいんですが、先ほどもありました、議員からも、１１月末に建設文教委員会のほうで、岐阜県の飛騨高山のほうに視察に行ったんですが、飛騨牛産地ということで、されております。

それで、その飛騨牛を売り込むために、いろんな取り組みをしてたということを勉強させられてたんですけれども、例えば、祭りのイベントに出演するテナントとして飛騨牛を串に刺して、手軽な値段でファーストフードみたいな感覚で食べる工夫とか、公営バス、県のバスかもしれませんが、せいかもしれませんが、バスに広告のラッピングを張って、市民が誰でも目を引くように飛騨牛っっていうことでＰＲを努めてたところでございます。

三股町も都城牛のＰＲにいろいろと進められておりまして、ＪＡの蓼池の福永さんの優秀賞をとったこととか、あと、県境、高千穂でいただいた、それの上石さんと椎葉さんのことが、武道館の角にも掲げられていましたが、こういったこともたいへんすばらしいことだと思うんですけれども、どちらかというと、関係者とか、そういった場所をとらないと目につかないのかなということもありまして、限定的なことが出てくるのかなということで、くいまーるについては今回、新しい年度に、１台購入ということを説明されてましたが、今の、くいまーるは何台あるのか、ちょっとお聞きいたしますが。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今、バスということでは２台。それから１５人乗りのワゴン車として１台ございます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　今、ご説明のとおりですけど、くいまーるについては５，０００とか利用者が見込まれれば、新規路線ということできめ細やかな運行がなされると感じているんですけども。広告に関しては停留所を使った、ある食品会社さんの広告とかビラとか、写真をも社内に張ったという……。今まで、張ったことがあるのかどうか、ちょっとわかれば。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今は、三股町の花祭りということで、ポスターを社内に掲示してお

りまして、その他のチラシ等も、スペースが小さいものですから、そちらに置いて、それを利用した方への周知という形ではとっています。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　社内に花祭りとかポスターが張ってあるということですけれども、これも、くいまーるを利用しないとわからない。

庁舎にも張ってあるんですが、例えば、広告の１つの方法として、くいまーるの車体に塗装でラッピングすると高くつきますので、防水した簡単なポスターとかお知らせをはめ込む。またはマグネットでつける。そういったことも１つの方法かなということで考えてるんですが、それに対しての費用対効果がどれだけ出てくるのかというのが今後の課題になると思うんですけども。

２７年度も予算委員会で、新年度としてものづくりフェアを続けるということがありました。また、新規事業にハーフマラソン大会ということが、掲げられているんですけど。

特に新規事業に対して、ハーフマラソン大会、チャレンジランにかわるというか、それ以上の、今後、集客とか選手スタッフの人集めが大変になるかと思いますが、そういった、２７年度、今年度もあれですけども、まだ議決はしてないんですけど、そういったことを町長にお尋ねしますけども、そういったことを広めていくっていうか、そういったＰＲの方法をどのように考えているのか、考えがあれば聞かせてください。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　私のほうからコミュニティーバスを活用した広告というところをまず、お答えいたします。

まず、議員が言われたようにラッピングについては非常に高額であるかなということで、スポンサーを見つけない限り無理なのかなということで感じております。

ただ、言われたようにマグネット方式とか、簡易な広告のあり方というのは、今後、事業にあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　マグネット方式は、簡易なお知らせというか、そういったことは検討願いたいと思いますが。

先ほど言いましたハーフマラソン大会についても、またそういうようなことを考えておられるのか、お聞きしたいんですが。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　いろんな事業等があります。

そういうのを、どうやって広報、そしてまたＰＲ、住民に周知するかという手段として言われる、くるまーるを使うもう１つの方法かなと。また、くいまーる自体が町内全域を回りますので、

当然、有効な柱だというふうに考えます。

今後、どういう事業路線、どういうふうな内容だったらいいのか、そういうところ検討していただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　こういった大きい大会、特に新規事業につきましては、こういったＰＲということについて、いかに人を集めていくかがかかってくるかと思いますので、持続可能な事業、１回きりでは終わりたくないような大会ですので、よろしくお願いしながら、次に質問に入りたいと思います。

町営テニスコートに防球ネットの整備ができないかということで、この件につきましては、平成２５年度の６月議会の一般質問でもお聞きしたんですが、明確な回答がなかったということでありまして。

コート近くの民家にボールが入ってくる、あるいは、田畑に入って農機具の故障の原因になるんじゃないかということをお聞きするんですけども。平成２６年度の５次三股町総合計画の実績から見ると、テニスコートが整備されるということを書いてあります。内容としては東側ののり面防災事業等で３，１００万円ほどということでありまして、２７年度にはブロックの撤去を図るということでありますが、ブロックの撤去については農地があったんです。多面的機能のほうで、点検していたところ、用水路の近くでもあるということで、危険性がある、または中学校のグラウンドも近いということで、早急に直してほしいというようなことを要望したことがあるかと思います。

また、防球ネットについては、中学校小学校とかいろいろ、宮村小学校ですか、整備されたと。あと、２７年度が梶山小学校、整備するということでありますが、テニスコートに関してはそういったことは考えていないのか、お聞きいたします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　体育施設の整備につきましては、三股町アグレッシブタウン基本構想に沿って計画的に推し進めているところであり、その中には現テニスコート南側にテニスコートを増設する計画も入っております。

防球ネットの整備につきましては、このテニスコート増設工事の際にあわせて整備していく予定であります。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　あわせて、整備されていくということで、よろしくお願いしたいと思いますが、よく町長がアグレッシブタウン構想、アスリートタウン三股ということでおっしゃるんですけども、選手に対するスポーツ環境の整備、それはもちろん必要かと思いますが、そ

れらを応援する町民の方々の最初の配慮、スポーツに対して声援の声が大きいとか、いろんなこういった危害が聞こえてくると、アスリートタウンの選手もやりにくいということが考えられますので、そういったことも１つのタウン構想として配慮が必要かなということで考えておりますので、防球ネットが設置されるということで、安心しましたが、また、今後ともいろいろ住みやすいスポーツ環境とか、ようなそういったことを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしながら、今回の質問にかえさせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　ここで、２時４５分まで本会議を休憩します。

午後２時32分休憩

午後２時45分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位５番、福永君。

〔５番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（５番　福永　廣文君）　それでは、ただいまから、私の一般質問を行いたいと思います。

町有地の環境美化ということで、ご質問いたしたいと思います。

町内の農地等は耕作放棄で荒れたところなんか、農業委員会で調査し、適当に管理するように地主に依頼しております。

しかし、個人所有でない道路の脇の竹が生えているところとか、非常に目立つところがございます。そういうところに関して、適正に管理するように、我々は望むわけでございますけども、町として町有地で、そういう荒れたところの把握をされておるのかどうかということをまず伺いたいと思います。

あとにつきましては、質問席のほうから質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　町有地の環境美化についてっていうことでございます。

特に、町道関係についてのお話じゃなかろうかというふうに思いますが、要旨としまして、町有地で道路ののり面などで竹等が生い茂り荒れているところの調査はされているのか。②で、その管理について町はどうされているのか。③が、交通安全や子供たちを守るという点でも整備が必要じゃないかという質問でございますが、それぞれ、この環境美化という観点からの道路の維持管理はどうされてるかという具体的な質問でございますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　それではご質問の道路の町有地のり面など竹等で荒れていると

ころの調査をされているのかというご質問でございますが、まずは町道としましては、管理道路、１，１３７路線、延長４２万２，３８３メートルのうち、農地や山林に隣接する区間等におきましては道路ののり面の長い箇所等を施設管理係のほうで把握はしております。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　ただいまの道路の距離とかいろいろ説明がございましたけども、把握はしているということでございますけども、２７年度の都市整備課の道路維持費の委託料の中で町道の草払い委託が３４６万円組んでおりますけれども、これはあくまでも草地の整備ということで、竹林、竹に関してはこれは該当しないということでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　今、ご質問がありました２７年度の道路維持の草刈り委託費につきましては、幹線道路８路線なんですが、延長１万２，６００メートルにおきまして、業者のほうへ２回草刈り等をお願いしてるところです。

基本的に三股駅小鷺巣線とか、広域農道とか、ああいう勝岡蓼池線とか、８路線なんですけれども、この分については業者委託、草刈りの年２回委託分になります。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　もう既に決められた路線ということでの、この予算措置だそうでございますので、新たにどうこうということは今のところは、この予算の中ではできないということですね。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　町の予算の中では幹線道路８路線だけなんでございますが、また、あとの地区住民との協働により保全活動としまして、町内３地区が４，５００メートルの、道路等環境整備事業で草刈りに取り組んでもらっております。町のほうから、補助金を出して、草刈りに取り組んでもらっているところでございます。

そのほかの生活道路につきましては、道路維持の委託職員のほうで実施しておりまして、限られた予算の中で必要性の高いところから順次はやっているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　公民館長の会が二月１回ございますけれども、館長からいろいろ要望等が上がってくると思いますけども、逆に各自治公民館の中で非常に竹等が生い茂って環境上好ましくないところはあるというのを、こちらのほうから調査をお願いするというようなことはどうでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉　秀二君）　調査の依頼は、こちらで、また、対応させていただきたいとは

思っております。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　それでは、ぜひ、各公民館長が１年で変わられるところもございますし、なかなか忙しい中ではございますけども、区の総会なりで要望を聞けば、恐らくこういうところをきれいにしてほしいというのは上がってくると思いますので、それを町の全体の会の中で取りまとめをぜひしていただきたいと思います。

荒れてるということは、先ほど、内村議員からもございましたけども、いろいろな不法投棄をするとか、非常に荒れているところが、かえって環境上悪くなる要素がたくさんありますので、少しでもそういうところをなくすということが大事じゃないかと思います。

町民憲章の中で、３番目に環境を清潔にし、健康の場に進めましょうというのがございますので、ぜひとも、この環境を守るという面から、この竹林の伐採等には目を向けていってほしいと思います。

町長に一言、お考えをお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど都市整備課長が申し上げましたけれども、限られた予算の中での執行という形での、町の環境美化でございます。

やはり、この環境美化については、町民の協力が必要だというところがあります。クリーンアップ三股ということで、皆さんで公園、そして人が集まる場所等をきれにしましょう、そしてまたエコロジーボランティアということで、いろんな形での地域住民総合力で環境美化に努めているところでございます。

また、農地に関連するところについては、以前の農地水環境、そちらのほうの事業等で整備をいただいております。また、土地力改良区の力を借りて。そういう意味合いでは協働という理念の中で取り組んでほしいなと。町で全てをやれと言うならば、はっきり言いまして、投資的事業ができないという状況でございますんで、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　私個人としても約百五、六十メーターですが、（チクシ）の伐採を最近までやっておりまして、都市整備課でいろいろ話しましたけども、なかなか難しい状況でございました。

先ほど申しましたけども、やっぱり荒れてるところにいろいろなごみ等が捨てられるということは、やっぱりそういうところが少しでもなくなるように、町もですけど、我々も先ほど申されました緑保全とか土地改良とかいろいろな面で頑張っていきますので、町としてもいろいろな面でご協力を願いたいと思います。

以上で終わります。よろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　ここで休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後３時00分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位６番、重久君。

〔９番　重久　邦仁君　登壇〕

○議員（９番　重久　邦仁君）　ここで緊急動議いたします。

私は宮崎公安に電話を受けておりまして、私は緊急呼び出しを受けております。

この内容については緊急ですので、また、１６日に一般質問をしたいと思いますが、この動議に対して、よろしくお諮り願いたい。

○議長（山中　則夫君）　理由は何やったっけ。もう１回。

○議員（９番　重久　邦仁君）　宮崎公安。（　　）。

○議長（山中　則夫君）　どうぞ帰らせていただきます。よろしいですか。

どうですか、皆さん。（発言する者あり）じゃあ、１６日でいいですか。

それで、退席いたします。

○議員（９番　重久　邦仁君）　失礼いたします。

○議長（山中　則夫君）　発言順位６番の重久君は１６日ですね。

○議員（９番　重久　邦仁君）　ありがとうございます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　それでは本日はこれにて一般質問を終了いたします。

残りの質問は１６日に行うことにします。

以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後３時00分散会

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第５日）

平成27年３月16日（月曜日）

議事日程（第５号）

平成27年３月16日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君	書記　久寿米木和明君
	書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君
税務財政課長	山元　宏一君	地域政策室長	鍋倉　祐三君
町民保健課長	上村　陽一君	福祉課長	岩松　健一君

産業振興課長 ……	丸山浩一郎君	都市整備課長 ……	兒玉　秀二君
環境水道課長 ……	内村陽一郎君	教育課長 ……	山元　道弥君
会計課長 ……	財部　一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（山中　則夫君）　日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を順守して発言してください。

発言順位６番、重久君。

〔９番　重久　邦仁君　登壇〕

○議員（９番　重久　邦仁君）　発言順位６番、重久であります。私は、ご通告をしております各項目の中で、全体的な質問でありますが、まず役場の町長及び関係各課長に質問しておりますが、私が総意として質問の公務員、地方公における職員の人たちが、町民に対して指導助言、そして監督の立場にあるということを認識されて答弁を求めるものであります。

まず、私は第１点目に上げております、通学路の安全確保についてであります。

これは、岩下橋の上流部に歩道橋設置、自転車道・歩道設置の要望があるが、検討協議はされないのかという質問事項であります。

私は、蓼池地区、学校は勝岡小学校、そして三股中学校に通学してまいりました。その中で、この岩下橋の下流側に、今あるのを土木事務所に聞きましたら、側道橋と、橋の横にあるから側道橋という名称だそうです、なぜ、下流側に設置されたのかということのお話を聞きましたところ、それは、上流側にあろうが下流側に設置されようが、それは、具体的に根拠はないということであり、私が、長年上流側に側道橋を設置した場合に、本体である岩下橋が老朽化しているために、台風時の災害のときに、上流側の側道橋をつくった場合に、橋脚に木材等がかかった場合、その本体に影響があるというような説明を、まともに受けたというか、それが、上流側に設置できない理由だったという一つ。

もう一つは、上流側には沖水川の岩下橋から上は、鳥獣保護地域指定を受けているというようなことなどの根拠もあったのかないように思いましたが、上流側につくれないという根拠はないということでありますので、ぜひ、今後、小学校から中学校に、ことし４０名から５０名近く、毎年、卒業生、毎年行きます。それから、中学校に３学年通ったとき、約、勝岡小学校からでい

くと１５０人程度、それから中学校から、今度は東高校及び商業高校、泉ヶ丘に通学路として活用され、一般の人たちなんかも、岩下橋の、今の側道橋を通られるという通行量があるわけです。

ちょうど、岩下橋を勝岡方向に参りますと、高千穂通商のところで１回、県道１０８号線を横断しなければならない。そして、通勤または通学の中学校の始業時間及び会社の始業時間が同時刻帯にあるために、朝、非常な通勤ラッシュになっていて、多発事故の要因の一つでもあるいうことで、この原因解消を求めて、今度の歩道橋設置、側道橋の設置及びその検討をされないのかということを壇上から質問し、以下の質問については質問席からいたします。

以上。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。ただいま、通学路の安全対策についての重久議員のご質問でございます。

岩下橋の上流部に自転車道・歩道設置の要望があるが、検討協議はされないのか伺うというご趣旨でございますが、岩下橋の上流部への自歩道、言われましたように側道橋の設置の要望についてのご質問ですけど、まず、県道都城東環状線の岩下橋についてお話しさせていただきますと、昭和２７年に、幅員４メートルのコンクリート橋として建設されました。昭和４５年に、幅員６メートルへ拡幅改修された橋の長さ１７２メートルの県道橋でございましたが、路肩が狭く、中学生等の自転車通行に危険であるということで県へ要望を続けましたところ、昭和６１年に、下流側へ幅員２．５メートルの側道橋が設置されております。

その後も、車道の幅員が狭く、大型車等の離合に危険が伴う状況であったため、掛けかえについて継続的に要望を行っておりました。

平成１８年の１２月議会において、重久議員より、要望に対し、今後の見通しについての一般質問がございまして、都城土木事務所より、県内には歩道のない橋や片側歩道の橋が多く存在しており、岩下橋は構造的な欠陥もなく全面改修もしくはかけかえについては、当分、財政的に厳しいという回答を得ていると答弁したところでございます。

その後も、継続的な要望活動を続ける中で、平成１９年６月に都城土木事務所より、幅員６メートルから７メートルへの拡幅なら近いうちに実現可能であるという報告を受け、各方面と協議しましたところ、車両等の離合時の事故防止として拡幅へ要望を変更することとなりましたということで、議員の皆様へ報告をいたしているところでございます。

そして、平成１９年の１１月、当時の桑畑町長と中石議長が、県へ早期拡幅の要望を行いましたところ、翌年の平成２０年度より２カ年事業としまして、幅員６メートルから７メートルへ、約８，５００万円をかけ拡幅工事が実施されたところでございます。

ちなみに、平成２４年度より毎年、各学校からの要望をもとに、都城警察署、都城土木事務所、町の教育課、そして都市整備課による現地を回りながら通学路の点検を実施しておりますけれども、岩下橋関連の歩道橋や信号機等の要望は、今のところは受けていないところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　それでは、毎年、各小学校の危険箇所の見回り点検において、所管である教育課に、各小学校からは毎年上がっている案件であろうかと思いますが、その件について、その件はないというような答弁でしたがいかがですか、教育課長。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　通学路につきましては、毎年５月に、子供と保護者による点検も実施されておるところです。

また、９月には、先ほど町長も言いましたように、都市整備課、総務課あるいは県土木事務所等関係機関と合同で点検を実施しまして、危険箇所の現状及び危険度の把握、対策の必要性あるいは対策を講ずる中心となる機関を明確にしまして、順次、改善に努めておるところであります。

なお、ご指摘の岩下橋上流の歩道橋、側道橋の設置につきましては、現在のところ通学路として危険箇所とういうことでの要望等の報告はないところです。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　教育長、高千穂通商前に信号機ができた理由は何ですか。危険箇所だから、あそこにつくったわけですがね。結局は、あそこから高千穂通商前で、危険、要望がなければ、あそこに信号機はできるはずがないじゃないですか。

学校教育上の安全通学路確保についても、あの評価のＡ・Ｂ・Ｃランクがつけてありますよね、あの中にＡランクなんです。通学路の安全確保と、それから何年ですか、そして、あの街路灯をつくりましたよね、あの点検がある前はＢだったです、評価が。それからＡになりました。

でも、岩下橋は、結局は下流側につくっておられるから、先ほど僕が説明した話になっているんじゃないかなと思いますけれども。今後、土木事務所関係、それから町の、そういうふうに見解を述べておられますが、小学校の教頭、校長に、この前そういう集まりがありましたので聞きましたところ、もう何十年も前から要望しよっとやがと、ただ６年間のＰＴＡの中で、３年間ぐらいしかＰＴＡ会長されてないから、それが継続してないだけの話です。

これは、岩下橋の橋をつくるときには、歩道橋設置は当たり前だと思って要望をしてきた事項の関連です。

もう１回答弁を求めますが……。その要望も何も聞いたことないのか、そして、今後どう対応を考えておられるのか。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（山元　道弥君）　学校のほうから、先ほど教育長が答弁しましたが、学校のほうには要望があるかと思いますが、学校のほうで、大体、各小中学校５カ所という限定で、教育委員会のほうに要望をいただいております。

その中で、たしか２６年の５月以降、もし要望があるのであれば、来年２７年度に上がってくるかと思います。

以上です。

○議員（９番　重久　邦仁君）　２７年度以降に上がってくる……。

○議長（山中　則夫君）　もう１回、教育課長。

○教育課長（山元　道弥君）　２６年の５月以降に要望があった分につきましては、２７年度の協議事項となりますので、その時点で上がってくるかと思います。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　はい。わかりました。地域の声を、まだ反映させなければならない現状かなと思いますが、次の質問に行きます。

２番目の質問、いじめについて、教育長に質問をしております。

小中学校の長期欠席の定義、それから２番目の、また、その児童数と対応はどうしているのか伺い、そして③の地域との連携は機能しているのかも関連ですので、３点続けて質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　まず１点目の、いじめとおっしゃいましたけど、長期欠席の定義ということでよろしいでしょうか。

小中学校における長期欠席、いわゆる不登校の児童生徒については、心理的要因等により年間３０日以上欠席した者で、病気や経済的な理由による欠席は除くと文部科学省は定義しております。

そこで、その対応はどうしているのかということでございますが、先ほど申し上げましたその定義に基づきますと、町の教育委員会が調査しまして、把握している町内の小中学校の不登校児童生徒は、平成２５年度において小学生６人、中学生２５人で、全体に占める割合は、小学校が０．３７％、中学校が３．１％となっております。

不登校児童生徒への対応につきましては、学校では、先生方が連携して家庭訪問や教育相談を行っております。しかしながら、学校では解決が困難な場合もあり、県から配置をされましたスクールソーシャルワーカーやスクールアシスタント、スクールカウンセラーを活用しながら、不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行っております。

また、教育委員会では毎月学校訪問をしまして、不登校児童生徒について情報を交換しながら、学校における指導について助言などを行っております。

また、適応指導教室を設置しており、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた取り組みを行い、児童生徒や保護者からの相談にも対応しているところでございます。

続きまして、３点目の地域との連携は機能しているのかという質問でございますが、学校では、不登校児童生徒への対応において、子供の状況や家庭環境を考慮しながら、民生委員の方々にケース会議に参加していただいたり、家庭訪問していただいたりするなど、地域の方々の協力を得ながら支援を行っております。

さらに、地域の方々には、日ごろより子供たちの登下校時の見守りや読み聞かせ、またクラブ活動での指導などを支援していただいているところであります。

教育委員会といたしましては、地域ぐるみで三股の子供たちを育てていこうという気運をさらに高めるとともに、地域の教育力を学校の教育活動に生かすことを目的として、本年度、学校地域支援本部事業を立ち上げたところです。

さらに、町民が一体となって取り組むために、三股町教育の日を制定いたしました。これらの取り組みを通して地域住民の教育への自主的な支援が得られ、交流の機会が、さらにふえることで、子供たちの豊かな心が醸成され、不登校やいじめの防止に、未然防止につながるものと考えておるところであります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　教育長の答弁を聞きますと、まことに安心して、学校に子供を預けられるなと思いますが、頻繁にこの社会情勢、全国的に見ると、毎月１週間ごとに起こるぐらい頻繁に起こっております。その根幹に触れないで、今、答弁があるように、私は思います。

まず、先ほど言われました長期欠席の定義、それからまた、その児童への対応はどうしているか、地域との連携、さまざまにありますが、まず、いじめの話でいきますと、こういう不登校になるのに、最終的にいろんな事件が起こってますが、監督不行き届きということを突き詰められるとき、全て、教育委員会には、いじめは、――私が何でもかまわんですね。――学校にいじめは存在しないという答弁で、議会答弁でありました。

議会側も、ああそうだろうと、しかし大津事件から自殺、それからたび重なる大津中学校の２年生のいじめ自殺事件、２０１１年では、自殺した生徒からいじめ相談されていた担任が適切な対応をとらなかったことが問題とされたこと、それから、全体的に教育委員会の、いじめはないということを言いながら、同町教育委員会は、いじめの存在は認めたものの自殺との因果関係は不明としており、生徒の遺族は真相究明を求めたと、本当に、教育委員会が、その形で学校教

育、確かに学校の先生、それから父兄、それから社会情勢、いろいろと取り巻くあれの中におきまして、親の背中を見ろとか、子供たちに対する影響は社会の情勢を映しているとか、いろいろと例えがあります。

非常に、問題が複雑で大変だろうとは思いますが、非常に、根幹に触れないで、基本的なものに触れないで、表面上の言葉を飾りつくしているような答弁に聞こえます。

それ以上に、一生懸命に、教育長はやられているということは思いますが、しかし、この私の、この中では、ちょっと古いかもしれませんが、定義の中の、日本政府においてのいじめの関係の話でいいますと、平成１８年以前の日本の文科省の定義では、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされていたのは定義であります。

そして、今度は２００６年、平成１８年のときの文科省による調査において、いじめの新定義として、「当該児童生徒が、一定の人間の関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされています。

この見解について教育長の見解があれば、新しい定義があれば教えていただけますか。ありますか、教育文科省から。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　今、議員のおっしゃったとおり、平成１８年度から文科省のこの定義が変わりました。

学校で、いろんな調査をする中で、平成１８年度まで、１７年度までの調査の数字と１８年度からの数字は大きく違います。いわゆる１８年度からの定義で、今、おっしゃったとおりですが、例えば冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた、あるいは軽くぶつけられたり、遊ぶふりしてたたかれたりとか、こういった仲間外れ、こういったものも含めていじめというふうに定義された関係で、すごくふえております。

今、いわゆる自分がいじめというふうに感じれば、もうそれはいじめなんだということで、だから、ふえたから云々少ないから云々じゃなくて、それは、いじめとして取り上げ、子供に、やはりかかわって、内容を聞いて、それがすぐ解決するような対策はとり、今言ったようには対応しているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　三股町で凶悪なことが起こらないことが、まだないわけですが、凶悪なことは、今、幸いなことだと思います。

今度大きく、文科省が、道徳教育のほうを指導にするということは、もう、そちらのほうには、

教育長には、お話が来ておりますか、お尋ね申し上げます。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　道徳が、特別な教科として教科化されるということについては、情報は入っております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　それを受けて、情報を入っているのを、もう他県では実施しているところあります。そして、非常な成果を上げておるということも、私は見ておりますが、その件について、教育長の見解を伺います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　道徳の、今までやっていた道徳の内容的なものは、ほとんど変わっておりません。価値とか、押さえる価値とか内容は変わっておりません。

だから、それをどのようにして今度は評価するとか、そこら辺が、今度変わってくるわけですけども、それを先取りして、学習要領変わってきますので、先取りしていいということは入っておりますけれども、これにつきましては、今、県の動きを追従しながら足並みをそろえて、一緒に、道徳の先取りをするかということにつきましては、県の動きと足並みをそろえていきたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　地方自治分権におきまして、（　　）地区の（　　）とか、大きく、地方自治の中において教育長は、その町の中に、自分の権限で、大きく三股町を変えることもできるし、現状ではまずいと思っていらっしゃるんなら、そういったものの認識について、今後、その辺の教育方針を変えるつもりはないかお伺いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　新しい分野でございますので、慎重に検討して、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　わかりました。

次の質問に行きます。農業政策についての質問であります。

農地中間管理機構についてと農業政策でありますが、当町における進捗状況等についてお伺いし、１問、お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　当町における進捗状況ということで、農地中間管理機構等についてのご

質問でございますので回答させていただきます。

平成２５年１２月５日に、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律が成立し、１２月１３日に公布されたところでございます。

この法律は、我が国の農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県団体に創設するとともに、機構の設立に合わせ、遊休農地解消措置の改善、成年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるものであります。

本県では、県農業振興公社内に農地中間管理機構は設立され、２６年度から本格的に活動いたしております。

本町の取り組みについては担当課長から回答させます。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　それでは、農地中間管理機構の本町の取り組みについて報告をさせていただきます。

農地中間管理機構は、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、担い手、農地集積と集約化を加速することを目的にしております。

農地中間管理機構による農地の貸し借りの新しい仕組みは、もう議員もご承知のとおりですが、農地を出してから中間管理機構が借り受け、受け手、いわゆる担い手に貸し付ける形となります。この担い手は公募で募集しております。

今年度は、平成２６年７月、１０月、１２月の３回公募をかけておりまして、延べ２２名が応募しております。

その周知につきましては、町内は回覧板に掲載するとともに、町のホームページと県の農業振興公社のホームページで行っております。

本町における進捗状況につきましては、昨年３月から５月にかけた県下難事業説明、新制度の事業説明を受けた後、産業振興課及び農業委員会で協議を重ねまして、各地域や集落、畑かん事業地区総会、農業委員研修を含む農業関係の回答で、農地の出し手、担い手の両方に事業説明会を開催しております。

また、本町では、中央地区をモデル地区と設定し、重点的に推進を行っております。その結果、中央地区８２ヘクタールの水田のうち７０筆、５ヘクタール、３０名の地主の水田を、担い手５名へ集積することが決定しております。

この集積は、２月の農業委員会総会で、地主から県の中間管理機構への中間管理権設定となる農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農業用地利用集積計画の承認を受けましたので、次は、農地中間管理機構から県へ配分計画の申請を行います。県の公告後の４月１日付で

農地中間管理機構から担い手５名へ農地を貸し付けることとなります。農業委員会は、３月の総会でその結果を報告する予定となっております。

今後につきましては、モデル地区宮ノ原や高才など畑かん整備地区も含めるとともに、各集落での説明会、担い手の研修会、人・農地プランと連動した説明会を進めていく計画となっております。

また、中央地区においては、まだまだ６％の集積率となっておりますので、地域集積協力金の対象となる集積率２０％を目標に、地主への推進を強化する計画としております。

なお、これらは産業振興課、農業委員会、ＪＡ都城、北諸県農林振興局の職員で構成しております農地中間管理事業三股地域推進チーム会議が主体となって取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　先ほど、町長からの答弁もありましたが、国における、国土の農業における、食料の自国での、例えば消費それから生産、これが、やはり日本の国を守るためには、自分の国でつくったもので、自分の国で消費するような政策を受け入れて、農業政策の大きなところに、もう、高齢者が多い農業集落、これに１０年間も貸していただければということで、結局、後継者がいない、農業政策は高齢で廃れていく、農地は５０年も１００年も残るけど人がいない、こういう施策で、私はなかろうかな、人をつくらなければいけない、町長の施策の中にも、人づくりというビジョン、まちづくり、国の政策、三股町地方創生推進本部の設置についての流れの中に、国の、まち・ひと・しごとの創生、長期ビジョンと総合戦略、こういうのの中にも人がいないわけです。この件につきまして、農業人としての政策はどこかにかうたってないものか、町長に質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ご案内のとおり、農業の担い手、こちらのほうが非常に減少していると。要するに、農業就業人口の、この平均年齢が６５歳を超えているというこの現状を踏まえて、この自然豊かな農地をどう守っていくのか、そのためには人・農地プランという計画の中で、地域の農業を担う人たちを明確化すると。それを踏まえて、そこに農地を集積するというのが、この法律の、この趣旨ではなかろうかというふうに思います。

ただ、その地域にそういう集積の担い手がいなければ、今後は、農地組合法人、そういうふうな法人等を立ち上げながらやっていくというところでの地域農業を守っていこうということでございます。

やはり、この地方創生という中では、やはり人、また働く場、そしてまた人づくり、そういう

のが非常に重要でございます。そういった面では、この農業面での人づくりといいますか、後継者育成、担い手育成、これは大変重要だというふうに認識しています。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　中間管理事業におきまして、農業委員会との農地中間管理と重なる事業といいますか、その件につきまして、メリット・デメリットがあろうかと思いますが、利用権設定事業におけるデメリット、そのほかのことで振興課長にお尋ね申し上げます。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　農業委員会との利用権設定との重なる部分ということも、確かにございますが、今回の、この中間管理機構の事業を進めることによって、大規模な集積、集約化というのが可能になってきております。

その地域、今年度は中央地区をモデル地区としましたけれど、中央地区でまとめて集約化していくということが可能になっておりますし、担い手といいますか、耕作者も地権者のほうも、契約先が中間管理機構を通じて行うということで一本化できるというメリットがございます。

また、デメリット的には、間に中間管理機構が入るということによりまして、逆に言うと、貸し手と借り手の関係が希薄になる部分が出てきます。ただそれは、中間管理機構というものが、ちゃんと確立して事業を行っていく上で、もう仕方のないことではございますし、１０年間の白紙委任という言葉も制度の中にありますので、その部分で、そういうのが強く感じる部分ではないかというふうにも考えております。

ただその貸し手、借り手の中で、必ず農業委員会を通して承認をいただくと、そういった形は続けておりますので、農業委員会を全く通らずにこれが成立していくというものではございません。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　よく、農業政策においても各市町村においても、農業は当町の基幹産業であると、基幹産業であるということは、よくうたわれています。

そこで、今度、２番目の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が４月１日に施行されますが、所管課の運用と実施について伺うという流れになってますが、ここに、今の町が取り組む費用がわかりましたら、この法律と農地・水、前回の沖水でしたが、今回は多面的機能ということで法整備、４月１日より、結局は、今、衆議院は通過しつつあります。来週から参議院の方向になろうかと思いますが、可決の見通しは立っているやに聞きます。その見解の流れの中で、所管課の運用と実施についてお伺いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、そちらが４月１日に施行されるという、所管課の運用と実施について伺うということでございますが、農業の多面的機能の維持発揮のための地域活動や営農活動に対して支援される、日本型直接支払制度は、平成２６年度に予算措置として実施されまして、平成２７年度からは、法律に基づき実施されるということになっております。

このことは、農業及び農村が国土保全、水田環境、景観形成などを有しておるものの、農村地域の高齢化や人口減少により、地域の共同活動で支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、担い手の規模拡大や育成などを後押しする施策と言えるところでございます。

２７年度からの運用と実施については、産業振興課長のほうに回答させます。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　所管課の運用と実施についてのご質問ですが、産業振興課といたしましては、４月施行の促進に関する法律にのっとって、町内７地区団体がスムーズに運営されるよう支援することとしております。

また、町内７地区の団体の農地維持支払、資源向上支払、それぞれの活動計画の策定や研修、協定の締結、草刈り、水路の泥上げや、軽微な補修など、実践活動に関する相談の受け入れであったり、実施要項に伴う実施状況確認など、業務面で支援を行っていくこととしております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　この農業のほうから多面的機能、それから中間管理機構、これに、結局は、町の特産品をお礼の品とするふるさと納税につきましての答えの中に、町長は、２年目を迎え今年度は１億を超える寄附となっている中に、本町では肉、米、どぶろく、茶、ヤマメ、漬物、ゴマ、工芸品など、数々の特産品の数多くがあるのは、農業生産物です。この辺には、まだまだ、私は若手の新規就農者に対する手厚い応援がなければ、人がいない、私も、土地改良を、長く役員させていただいていますが、私も、もう６０を過ぎましたんで、まだ若いですが、後継者を次に、誰か誰かと思うんですけど、上はいっぱいいます、先輩が。怒る人はいっぱいいます。しかし、私も怒ろうかなと下を見たら、誰もいません。もうちょっと、就農者の育成、どこもやってても、農業高校のデータを聞きましたら、農業高校牧場が近くに、私、ありますので聞きましたら、３年間、就農者一人。３年間のデータで。それも、ことしが、一人が対象で、過去２年はゼロだったと。やっぱり、ここは三股町に、せっかく農業も、ここの牧場もありますので、そこの就農者に対しては、町が準職員、農業政策の根幹をなす若手の育成というような名目で、何とか若い人を定着させるようなものを持ってほしいなと思って、希望をして、この件については終わります。

次、４番目、組織機構の見直しについて町長にお伺いしますが、地方行政組織は現在１０課長体制として、町民のあらゆる相談、指導、助言をしているが、人口２万５，０００人の町として的確に行政相談に応じているか、三股町も部長制度を任用すべきと思うが見解をお伺いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　組織機構の見直しについてのご質問でございますが、平成１８年度より、１０課体制でございましたが、平成２３年度に組織機構の見直しを行いまして、現在は１１課室制で、町政の運営を行っております。

平成１７年度以前に比べると、大課制により課長職の負担は大きくなった部分もありますが、直接住民サービスを行う職員体制は変わっておらず、むしろ大課制により課内の相互応援体制ができるようになり、昼休み時間帯の証明書発行事務など住民サービスは向上していると考えておるところでございます。

また、今年度は、平成２７年度から平成３１年度までの第六次行政改革大綱を策定しましたが、委員の皆さんからは、職員の意識改革やスキルアップを行い、最小の人員で効率的な行政運営を行ってほしいとの意見がございました。

なお、現在、県内で部長制度を実施している団体は、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市の５つの市だけであり、人口５万４，０００人を超える日南市や人口３万人の西都市も部長制度は実施しておらず、今のところ、本町で部長制度を導入する計画はございません。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　ここに、町長から行政、地域住民生活緊急、もとはまち・人づくり創生長期ビジョン総合戦略推進体制（案）諮問答申、町長にある中に、三股町地方創生推進会議、まあ仮のあれですけど、そして三股町地方創生推進本部しごとづくり部会で、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするで、もう一つのひとづくり部会、ひとづくり部会の中に地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、子育てとか書いてあります。

先ほど、他市町村のことを言われておりますが、町長、独自で、１１課長、町長が課長になられたときに、私は覚えてますが、２０課長おられましたよね。現在は１１課長、言葉の中に効率性をと言われました。行政に効率を求めていいんですか。効率という言葉は行政にはふさわしくないと、私は思いますが、あなたが、自分で課長時代２０課長は多いと思われたから、１１課長の推進でそのままでいいと思われるのか、そして現在、人口は２万から切って１万になったんであれば、それは、大課制の中で小泉内閣の平成１５年ですか、行政改革以降になっていいですよ。

しかし、人口はふえる、そして課長は減る、じゃあそこの犠牲になっているのは誰だと思いま

すか。町民ですよ、町民が犠牲になっているんですよ。その点について、町長はどのような見解をお持ちですか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ご案内のとおり、平成十四、五年、この市町村合併の大嵐が吹きました。そのときに、本町は単独で行くということで、実質、宣言したところでございます。

その中で、やはり単独で行くためにはどうあるべきかと、そして機構の見直し、そしてまた、この議員さんもそうですけど、いろんなところの聖域ない改革を行ったというのが、当時の状況ではなかろうかというふうに思います。

そういう中で、本町のこの組織機構も二十数課から１０課体制に、大課制に移行しました。それも一つの行政改革の一つであったろうと思います。それと、また病院改革というようなことで、町立病院の指定管理、あるいは譲渡というような流れであります。そして、議員さんたちも、１８名から１０名へと、いろんなところの改革が進んだところでございます。そういうふうな当時の状況を踏まえながら、今、その理念を失わないように努力をいたしているところでございます。

言われるように、我が町は、今、人口がふえつつあると、ただ、微増でございます。ただ、これからのこの状況を見ますと、やはり２０４０年、２０６０年までの、この暮れから総合戦略をつくっていきますけど、その中では、人口は減っていくという流れになっております。

そういうのを踏まえながら、本当、言われるように、これから民間を含めての改革会議をつくりますので、地域版の総合戦略の策定に入りますので、その中で、この三股町の役所の組織のあり方、また、それから人づくりがどうあるべきか、そういうところでいろいろ議論されると思います。そういう中でのあり方ということが見えてくるというふうに思います。

現在のところ、先ほど回答しましたけれども、今のところ、この組織の中で必要であれば、そのあたりのところは課を見直していきますけれども、今のところは部長制というところまでは考えていないところでございます。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　部長制を、私がここに打ち出しているのは、三股町は、今まで、もちろん町民とともに結局は自主自立のまちづくりということを選択し、ここまで来、今では、平成１８年、１９年からすると、もう今では合併した町のところはちんがら言いますわな。合併していない三股町はよかなと言いますわな。でも、そこんところに至るまでは、議員も１８名おったわけです。課長さんたちも２０人おって、全員で三股町の方向性を決めたんじゃないですか。もちろん、町民もですけど。

しかし、アンケートの町民アンケートは残念ながら３０、３０、３０だったんです。合併した

ほうがいいち、合併しないほうがいい、どっちもわからんち、３対３の割合だったんですよ。それを５年後、１０年後、先を見て、いや自主自立の町がいいじゃないかという声を上げたのは、町長、行政当局よりトップであった、前の町長もありますが、議会もその方向で、議論を、大きなかじ取りの方向の選択肢の中に、１８名おったわけです。

大課制が１１課長になったから、今後のあれを言いますが、２０２０年、２０４０年も三股町の統計で聞きますと２万人は切らないという数字を見てますが、その数字は間違いないですか。その数字を見ても、なお、現状が２万５，０００人を超えていますよね。一番ピークのときに、三股町民に対してサービスするのが行政の努めですが。

人口がふえている、そして課長は少なくなった、各地区のいろんなところに要請をする、課長はきょうはみえられない、課長補佐が来られる、それで役不足とかそういうことは言っておりません。しかし、集約されているいろんな情報を持っている課長さんが見に来る、その各種の委員会と、失礼ながらそういう立場にない人たちで行った場合、やっぱり地区の住民の人は、よりよい正確、よりよい、やっぱり課長さんが地区に来て説明していただいたと、その辺に対する信頼度は大きな開きがあろうかと思いますが、その２点。

人口が、まだ２０２０年、２０４０年においてもトータルは変わってないか、その数字は間違いないか。その数字において、２万５，０００人を今、擁している三股町のこの住民サービス、課長体制はいいと思っているか、見解をお尋ねします。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　人口推計は、今、国が発表しているやつでいくと、今、議員さんがおっしゃったような形で、まだ２万人を維持していると。ただ、今後２７年度に三股町の独自の人口ビジョンというのを策定しますので、そのあたりを今から出していきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　２点目の確認ですけれども、私もそうですけれども、ほとんど地域から声がかかれば、全て顔出すように。そして、またほとんどの課長も顔を出すような形で取り組んでいるところでございます。

もし、そういうところで、地域のほうに、もし、いろんな行事が重なれば、それはどこでもそうでしょうけども、それは代理が出るという形になろうかと思います。そのあたりのところでお気づきがあったら、また、いろいろ教えてください。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　私は、町長が三股町を代表して、三股町内において、三股町のことにいろいろ発言されるか、町外に出て三股町のことをアピールし、三股町の今後の、いわば国に行って補助金出せとか、そういうのが町長の役割かなと。

それで、課長は課長なりにありますが、三股町の顔、三股町が、結局２万５，０００人を擁するということは、将来、いろんな施策がうまくいって３万人を超えるという想定のほうには、何ら発言されてないけど、私は、延びるほうで、３万人超えた場合に、先ほどは５万人を例にして部長制度は４市しかないと言われますが、三股町は独自のいろんな路線をたたき、それほど、ある程度の役割をする部長、ある程度の対外的にも、その肩書きという重みは必要ではなかろうかと思って提言しているわけであります。やっぱり、対外的に社長が対応するものと専務が対応する、やっぱり、そこの場に行った、任務に当たられる人は三股町を代表して行かれるかなと思います。

一つの名刺の中で、私は給料を上げろとは言っておりません。部長制にしたからといって、そこなんですよ。部長制度にしたからといって給料上げろとは、私は言っておりません。町長も、上げれれば上げるかもしれんども、上げる方向ではないと思いますが。

部長という名刺と課長という名刺、やっぱり町長というのは、まあトップですからあれなんでしょうけど、やっぱり重みというのが、対外的な影響というのは、はかり知れないものがあるように思います。もういっこだするかしないかは、まだ、町長のいろんな方針の中にあるかと思いますが、これだけ人材を登用し、若い人を使うには、やっぱり上のほうも上げてやらんと、下から来ません。その辺のとこも講じて、私が質問しているのであります。

次に行きます。やまびこ会についてであります。私が出しております、やまびこ会の交付金、項目、社会福祉法人やまびこ会、公金の弁済についてという表題でありますが、１問目、やまびこ会は、前理事長和気進氏に弁済金２３０万円返済を求めていると聞くが、経緯はどうなのか。また、本人の返還意思の確認はどうか、この２点に質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この件につきまして①から⑤まで、いろいろとご質問がございますが、この件につきましては、１２月議会以降の経緯について今議会で報告を予定しておったところですけれども、当時、理事でございました副町長に、この件について答弁させます。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　それではお答えしたいと思います。

まず最初に、昨年の１２月議会以降の経緯についてお話したいと思います。

まずは、１月の当初、ことしの１月の当初なんですが、県のほうから、早急に理事長を選任してほしいという要請がございました。また、行政から理事への就任についても好ましくないということがあったわけなんですが、それらを踏まえて、私が１月末には理事を辞任しております。後任に、田中久光氏が就任しております。

その後、２月当初に原田順一氏が理事長に就任され、就任されているというふうになっており

ます。

次に、この不適切な事務処理等による費用等の返還請求についてなんですが、２３０万円全額を請求することを弁護士に相談の上、決定し、費用請求通知書を送付されたというところでございます。その結果、相手方代理人弁護士から連絡が来たということですが、その内容や今後の予定につきましては、やまびこ会自体が弁護士さんと十分相談した上で進めていくということで、町としましては、今後の予定については、その進め方を見守っていきたいと考えているところでございます。

詳しい内容につきましては、今後、裁判になった場合を考慮しまして、やまびこ会及びやまびこ会の代理人であります弁護士の許可があったものについて、議会ではご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　まず、副町長に言っておきますが、三股町議会は百条委員会があり、百条委員会が１０項目について、指宿委員長からあった指摘の中に守っておられますか、守っておられませんか。守ってないじゃないですか。

変化があった場合には百条委員会に報告することと、なぜ、それをしなかったんですか、なぜできなかったんですか。質問いたします。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　１２月議会で、百条委員会として１０項目の要求があったわけでございます。それについては、また、後ほどの指宿議員の中でも答弁する予定でおりますが、それについては、真摯にやまびこ会に投げかけまして、やまびこ会と町と実施しているところでございます。

なお、先ほど言いましたように、百条委員会の報告、議会への報告についてですが、先ほど言いましたように、この１２月議会以降については、今議会で、また報告する予定でございましたし、その２３０万円の返還については、繰り返しになりますが、今後の裁判等になった場合を考慮して、やまびこ会及び弁護士の許可があったものについて議会に報告するというのが適切であると判断しているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　違いますよ。議会に、議会にって言われますが、議会の同意を得て百条委員会というのを設置されてるんですよ。議会が先ですか、百条委員会が先ですか、副町長、答弁を求めます。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　議会及び百条委員会同時、一緒だと思います。報告だと思います。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　そんな、答弁になってないじゃないですか。議会は定例会があって、次は、臨時会ですよ。その次は、百条委員会は常任、通常できるんですよ、平日でも。そういう段階があると知りながら、何ですか、その答弁は。

議会は、百条委員会を、設置を同意してるんですよ。百条委員会が上でしょうが。先に上がるのが本筋でしょう。百条委員会が、もし……。いかがですか、もう一回。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　議会への報告というのは、決して定例会ばかりではないと思っております。今までも、必要があるときには全員協議会を開いて報告をさせていただきますし、今回の場合については、先ほども言いましたように、やまびこ会が請求をして、その返事が返ってきたのがここ最近でございまして、タイミングとしてはこのタイミングだということで、今回報告させていただいておりまして、決して、報告がおくれた、そういうことも思ってませんし、もし、緊急に報告が必要なら、定例会がなくても全員協議会という形で議長のほうに招集をお願いして報告するつもりはございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　１月の２２日が、副町長が退任され、２３日が田中さんが就任、理事にされ、副町長が、自分が辞任されるちゅうことは大きな問題です。やまびこ会に２人入って。そのことすら１月にあったのに、２月には、１回も臨時議会も開かない。本当に、その緊急性、重大性を副町長は認識なのか。もう１回答弁を求めます。その日にちは事実なのか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　確かに、先ほど言いましたように、１月中に、私が理事を辞任、そして後任が出ました。２月当初に新しい理事長が選任されたということなんですが、当然、その理事会の中で、いろんな小さいことの話も出ております。

当然、言われますように、理事をじゃあ辞任したから、すぐ報告、集めて報告させていただく、次ができてから報告していただく、その手も一つはそうだと思いますが、やはりこういうのは、まとめて流れやすく説明するのが一つの責任だと思います。一個一個説明をさせてもらう、しろと言われれば、それはするんですけれども、当然、こういうまとまって進んだのを報告するのがわかりやすいと思って判断したところでございます。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　わかりやすい判断なのに、私が知り得た他者から聞いた話は、

１月中にやめられた話は、人から聞いて、指宿委員長に話をしたら、「俺は知らんちゃ」てですよ。細部のことぐらい、委員長にだけは、その都度報告するくらいのことは、あなたの職務としてのあれじゃないですか。携帯電話知らないわけじゃないし、何で、そこで壁をつくって、百条委員会のするしないは委員長の判断、副委員長及び理事のあれですよ、選任された人たちの判断ですよ。

しかし三股町民が、副町長が辞任され、前の教育長の田中さんがなった、誰も知らんです、そんなには。そんなことが簡単な話で、後からまとめて説明されるちゅうけど、町民が納得しますかね。そんな霧の中で。

ましてや２３０万、先ほど聞きますと、弁護士は誰に依頼されているんですか。そして相手方の本人返還、意思の確認、それは弁護士を通じてしてるっちゅうですけど、その辺はいかがですか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　それにつきましては、先ほども言いましたように、今後、やまびこ会がやまびこ会の弁護士さんと十分相談した上で進めていくということを聞いております。

そして、また繰り返しになりますが、今後の裁判になった場合を考慮して、やまびこ会及び弁護士から、この発言については許可があったものについては、この公の場では発表したいと考えております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　その弁護士名を教えてくださいちゅうのに、再三そうやってぼかされて、もう、次の質問行きますわ。

本人が返還請求に応じない場合は、指定管理者の業務の発注者である三股町長は、どんな手続をするのかということは、弁護士をするということでしたね。対抗手段としてです。じゃあ、ここで３番目、本件はその民事、刑事、両面から取り組むべきであるが、発注者としての司法上の判断、この質問に答えて、答弁を……。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　３番目の、本件は民事、刑事の両面で取り組むべきであるが、発注者としての司法上の判断はどうかということなんですが、これも、繰り返しになるんですが、現在やまびこ会が、その代理人である弁護士さんと相談されております。当然、今のままで民事裁判ということになるんでしょうが、内容を精査しながら、この後の予定というのは、ご検討されていくということですので、今の段階で、町としての見解というのは持っていないということでございます。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　町の見解を持ってない……。ほお。結局は、これは三股町養護老人ホーム清流園の管理に関する協定書で、誰と結んでいるんですか。三股町と結んでいますよね。これが、指定期間、三股町第６条に、三股町養護老人ホーム設置条例第４条に規定する指定期間は、平成２４年４月から平成２９年３月３１日まで指定、これ、誰と結んでいるんですか、弁護士と結んでいるような話をされますね。監督官庁じゃないんですか、三股町。お互いが、これは協定してますけど、あれとしては協定書の、いわば、流れで言うと老人ホームを、指定管理協定者は三股町長になってますよね。いろんな指定管理のあれとか２４年の４月の１日の協定書、代表、町長と甲と乙で、そんときは内村征生さんが理事長ですよ。

こういう指定管理協定書がある中では、全然、町としては監督、指導、助言、何もできない状態ですか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　実は、社会福祉法人というのは、社会福祉法という法律に基づいて運営をされております。その社会福祉法をひもといてみますと、社会福祉法人の社会福祉法第３０条の中にあるんですが、社会福祉法の監督官庁は都道府県となっております。

また、その社会福祉法の中を見ますと、社会福祉法のいろんな事業の推進、経理等について、実は、監督官庁である県は、まず業務改善命令、その次は業務停止命令、それと理事の解職、最終的には法人の解散という、すごい強い権限を持っております。

そういった中で、実は今回、条例の第２項、社会福祉法人の５８条というのがあるんですが、実は、町にもそういう権限が与えられていますが、実は、町から支給する補助金に関してはそういう権限が町にありますと、社会福祉法人の運営、法人の中については、やはり県の権限だということで、今回、指定管理につきましては、当然、今、重久議員が言われたように、町の権限というのがございます。ただ、今回の場合は、ご承知のように、社会福祉法人やまびこ会の内部の事業の運営、経理とかいうところに不適切があったということで、厳密に法解釈しますと、ちょうど権限の及ばないところがございます。

そういった意味からも、これは、第一当事者であるやまびこ会が、先ほども言いましたように弁護士さんを立てて、今、進めていらっしゃいますので、ああやって、双方については、町としてはコメントは差し控えたいと考えております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　わかりました。町民は、このやまびこ会問題は誰に言えばよかんなという結論になったかなと、非常に残念でなりません。

この三股町は、誰が、そのやまびこ会の分派である保育園経営をしているところは、別な会社

ですよ、そこで月給４０万もらった人も罪になりませんよ、そして県から指摘、それは県の指摘ですよと、町は何ら関与してません、こういう見解で、副町長、よろしいですか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　今回のやまびこ会の不適切な経理等につきましては、皆さんも、既にご承知のように、先ほども言いましたように、町が、直接、監督官庁じゃないという件がございまして、なかなか指導ができないという点もありました。

ただ、今回、それが県と連携しまして、町と県が連携しまして、県が、異例の２回指導監査を入れていただいたおかげで内部の事情もわかりました。

それと、もう一つは、やはり三股町議会が百条委員会というのをつくっていただいて、こういう早急な、本当、早い解決に至ったんじゃないと考えております。ですから、これが町当局だけで、もし対処すれば、もっと時間がかかったことを、やはり議会のほうでも問題にしていただいて一緒になってやったということが、今回の早急の解決に結びついたんじゃないかと思います。

ただ、先ほど言いますように、やまびこ会が、その不適切な経費に関する２３０万の返済を求めるということなんですが、それについては、繰り返しますように第一当事者であるやまびこ会への行方というのは、今後は見守っていって、その結果を見て、またいろいろ考えたいとは考えております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　続けて、その４番にまたぎますが、教育長は、次、５番のほうですね。これも、続けて答弁願います、４番と５番。（「副町長、４番と５番」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　それでは４番、本事案は、横領罪と思われる不道徳行為である。前理事長在籍期間の理事６人がこの事案を検証できなかったことに不自然さを感じる。道義的責任は当然あると思うが、発注者の見解を問うということなんですが、先ほどから、もう繰り返しになるんですが、この件については、この２３０万の請求について、今から当然争われるものと思います。

そこで、どれが本当に正式に請求されるのか、どれが、例えば言われるような罪になるのかというのを、今後、裁判もしあれば、その中で判断されることだと考えております。ですから、その判断が出る前に発注者、三股町としての見解というのは、今のとこは差し控えたいと思います。

４番については以上です。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　５番目の質問ですが、やまびこ会の不合理な活用は文教の町三又町の

恥であると、当事者であった前理事長は第９地区公民館長で、と書いてありますけど、これ、今、本館ありませんので、自治公民館長という形でよろしいでしょうか。自治公民館長で在籍、在任していると、教育長としてどんな対処をするかということでございますが、自治公民館は、地域住民の生活、文化の向上及び自治能力を高めるために、住民の意見を反映して運営される民主的な組織であります。役員の選出についても、各自治公民館の総会において、地域住民の承認に基づいて選出されております。

役員が、その役職にふさわしいかどうかの判断を審議する場合においては、その自治公民館の住民の発議によって、総会等で住民の総意に基づいて判断されるべきものであると考えております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　私は、冒頭、壇上で言いましたとおり、公務員、地方公職員それから町長、部局における役場の人たちに対する町民の信頼、皆さんに相談に来るわけです。誰が来るんかわからんとな、これがうち悩んじょっとなあと。

要約すれば、あと副町長が、この件は弁護士にしております、はい、これは自治公民館長に預けております、教育長の答弁、これを受けると、三股町は誰に相談し、どんな指導を仰いで、そして助言、これは町長、行政の今後の職務として指導、助言、監督、そのほかに、これは行き過ぎになりますか。これ以上、私が質問すると。いかがですか、相対的に。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　私たち行政は、法律に基づいて、そしてまた通達とかいろんな政令等を通じて仕事をいたしております。そして、住民サービスの向上という観点から、今、言われた相談とかいろんな助言、そしてまた指導等もやっております。

今回のご質問のところは、やはり、それぞれ地域組織あるいは、またそれぞれの法人というところで運営されておりますので、そちらのほうの、やはり、この自立性といいますか、それぞれの運用の自立性というのは重んじなきゃならないと。

ですから、行政がどこまで介入するかというのは、先ほど副町長が言いましたけれども、法律に基づいたところで我々は仕事をさせていただくということで、自立性を重んじていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　じゃあ質問します。先ほど、２３０万の件については弁護士だと、やまびこ会の。これは、補助金対象による期限があるはずですよね。その件について見解を求め

ますが、いつから相手方に請求を起こす、そういった弁護士の中で、補助金対象のお金ですわね、２３０万は。月給４０万円もらってたことは不正やったと県は指摘して、余りにも大きすぎるが、２５万のあれは認めると、しかし、その差額の１５万に対するあれで２３０万の総計になってます。実際のところ、２３０万は正確でいいんですか。その約２３０万この金額、相手方に請求するときには何の名目の請求になってますか。公金ということで私はあらわしてますが。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　２３０万のやまびこ会の請求については、１２月の委員長報告の後に報告させていただいたんですが、その明細については、ちょっと、今、前の請求書の中に入っているとおりですので、それぞれの項目について請求がしてあります。

これが、先ほど言われて、ちょっと言われたんですが、補助金じゃないかということなんですが、要するに、ちょっと繰り返しになるんですが、例えば、町が関与するその補助金というのは、今回の場合は、保育園の建てかえ事業です。建てかえ事業については町が補助金を出しております。この補助金の使い方については、もし不適切な経理等があれば、当然、町として指導する権利があります。

今回、その報酬の件を言われましたが、報酬というのは、いろんな措置費等を含めて社会福祉法人が収入等を受けて、その中の事務費としての運用の部分でありますので、そこのものについては、当然、先ほど言いましたように県から指導に従って、本当に適切かどうかという指摘がございましたので、そこを踏まえた上で、やまびこ会自体が内容について不適切があるということで請求されたのであって、町が直接補助金でやった金額ではないというふうに判断しております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　子供たちに対する、一人一人に対する措置費用の中でいくと、この相手方を訴えるときの、やまびこ会に助言するに当たっては、その交付金を返せという話ですか。それとも、月給が余計どっさりあったがね、県からそっちもどせちやったがね、じゃあ、今度は代理で、お前たちそれでいいとよちゅうような立場ですか。戻すものは戻す、悪いものは悪いという立場でやられるんですか。

その、町から不正、あれ、ありましたね、月給４０万それから年間１５カ月ボーナスを含めてて、理事会でそういうのが通ったということで、理事会の中でも議事録はありますが、全く、町の副町長の捉え方はいかがですか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　公金かどうかという話なんですが、確かに、社会福祉法人というのはそういう措置費とか、例えば建物を建てかえるときには国、県、地方の補助金とか入りまして、運営自体が、本当に公金がいっぱい入っていますので、公金っていわれるのも当然だと思うんで

すが、繰り返しになるんですけど、例えば保育園の建てかえの直接の補助金、これは本当の補助金、公金です。この補助金の使い方に、例えば保育園をつくりますよといったその補助金を、全然別の目的に使うと、町としての指導権があります。それはだめですよと。

今回の報酬の部分なんですが、報酬が、言われましたようにいろんな措置費とかあるんですけど、保育料も含めてあるんですが、その中の使い方というのは、一旦、社会福祉法人が受け入れて、その受け入れたお金を、例えば事務費で使ったり、いろんなものに使うんです。その中の運用ですから、それは社会福祉法人の中で、当然、やまびこ会が請求してしかるべきことであって、というふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　じゃあ４０万もらおうが、１００万もらおうが、当町はあずかり知らんという見解になるんですが、それは大きく違ってますか。どういうのでその指導をされるんですか、おたくたちは。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　４０万の報酬については、１２月の議会で報告させていただいたんですが、県の指導監査の中の文言を見ますと、定款に沿った報酬なのかどうかが疑問であると。ですから、理事会で再度検討してくださいという公文がついております。

要するに、じゃあ定款は何て書いてあるかと言いますと、役職だけの給料だけじゃないと、勤務実態に則した報酬を払ってくださいというふうに定款には書いてあります。その定款に抵触してるんじゃないかという県の指導なんです。

ですから、町としては、その県の指導と一緒に、そういう県の指摘がありましたから、ちゃんと理事会で検討してくださいというふうにやっているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　指定管理料については、第１８条、甲は乙に対して指定管理料を払わないとか、第３章での委託とか、たくさん町との協定書の中にも縛りをかけてますよ。何で、県の中ではこれだとか、自分たちが、宮崎市にあるんじゃない三股町にある施設ですよ。なぜ、直接的に、あんたたちは管理監督ができる業務におられるのに、４０万もろてん、８０万もろてん、１００万もろてん、そういうこの理解というのは信じられないような理解、その法的なものというよりは、これ民事的にはいかがにされるんですか。民事は、もう自分たちは関係ないという方向にするんですか。やまびこは民と半官、半民の話になると、理事会の中でもそういう協議事項の中にはあるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　指定管理をしているのは、確かにそうです。町が指定管理しているの

は老人ホーム清流園でございます。

清流園の運営については、当然、毎年決算報告ももらわないといけないし、その清流園の運営については、当然、指導監督をする権利があるというふうに思っております。

今、重久議員の言われる、今度は報酬の部分なんですが、これは、やまびこ会の本部の経理のほうでありまして、先ほど、社会福祉法の例を出したんですけども、社会福祉法人の経理事業運営を管理監督するのは、あくまでも都道府県だということで、県のほうの指導監査が入りまして、その報酬については定款に反しているんじゃないかという指摘があったということで、指定管理と法人の運営というのは、私たちとしては切り離して考えていると。

ただ、今回、こういう騒動になりましたので、町としても一緒になって、県と一緒になって入りましたし、理事にもなって、中の回復もやっていったということになります。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　その、こっちが返還のメールしても、２３０万て公金ちゅう話をして、まとめて２３０万てしてますが、具体的な話を聞くと、やまびこ会の理事会が、その弁護士を使ってまで返還命令をしなければ、私たちはしませんよという立場のスタンスで受け取りますけど、行政的には何ら対抗筋がないという見解ですか。答弁……。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　先ほどから言いますように、当然、この問題があって、私たち２名が理事として入りました。これが、行政としての指導だと思っております。行政の指導のもとで、やまびこ会自体が第一次的に不適切な費用について返還請求をしたと。ですから、これを、やまびこ会を差しおいて、最初から町が地区設定をやるんだというんじゃなくて、先ほどから言いますように、あくまでも監督官庁は県ということで、県を主体でしないと法的には指導できないふうになっているもんですから……。（「進んでるよ、発言時間が、もとに戻して」「答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）ということで、監督官庁は県ということで、実際の指導はそうです。

だから、法的に言うと、その運営については、決して、その町が指導できないというんじゃなくて、県の指導をもとに理事として入って、その中で改善したということで、それは町の指導があったんじゃないかというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　補助金対象であるから、今度は、向こうがやまびこ会の問題のその中であるから、その返還の期間、期間というのが法的にうたわれてるやに思いますが、いかがですか。その補助金返還期間。

○議長（山中　則夫君）　副町長。

○副町長（西村　尚彦君）　期間については、特別定めてないと思っております。

○議員（９番　重久　邦仁君）　永久に請求できるの、そういう不正をした人には。（発言する者あり）

○副町長（西村　尚彦君）　そうです。

○議員（９番　重久　邦仁君）　それは、間違いない。

○副町長（西村　尚彦君）　間違いないです。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　じゃあ、もう一回それは確認してください。あっちは逃げどこを考えているような話も聞きますよ。

百条委員会でも、彼は自分の正当性がなければ２３０万の返還、まあ数字ですよね、金額の質問したら、いや、私がそれでないと認めない以上は、その返還するあれは、私としてはないち、はっきり残ってますから。

それから、先ほどの４番目の最後の９地区の館の話につきまして、町長にも文章が来ているやに思いますが、弁護士を通じた所見の書類持ってませんか。――来てない。（「ちょっとストップしてください」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「質問を続けてください」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　これは、平成２７年の３月１１日、和田善秋殿に谷口純一弁護士から和気進、尾崎広光代理人の弁護士として、要約すれば、身体的迷惑を受けたから２００万を銀行に振り込めという文書であります。

これは、弁護士さんが、前公民館長でありますが和田さんに対して、こういうような弁護をしております。訴えたのは現館長の和気さんと、尾崎さんは民生委員ですね。こういうことが起こっております。法的とか何とか言われますが、三股町民に起こっている問題です。これは、前回も前々回も、私はこの問題は取り上げたやに思ってます。

「我関せず義見てせざるは勇なきなり」じゃないですか。本当に町民のことを思って行政やっているんですか。少しは、中に入ってくださいよ。それでないと、いろんなところにいろんな不祥事、いろんなことに対して、私は禍根を残すようなことになって、地域住民、地域の人づくり、町長が目指すいろんなとこに対して、本当の声が町長に聞こえているのかなと思っております。

この点について、今、教育長、読まれたかと思いますけど、見解を正すというんじゃなくて、どういうふうに捉えられましたか、質問を。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　今、初めて見た文書で、ちょっと深刻な状態になっているんだなということを感じたところです。

内容等につきましては、教育委員会、自治公民館等のあり方等については、さっき答弁したとおりでございます。

そのほかご指摘の問題としては、これをどうするかにつきましては、よく精査しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　町長にも答弁を求めます。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この内容等については、お互い裁判を含めて、これからの訴訟の対象になっていくということで、コメントは差し控えますけれども、ただ、前館長、現館長、そして民生委員というような公的なと言いますか、意味のある行政事務連絡においての職務になっていただいておりますそういう方々の争いが、こんなようにあるということは、非常に遺憾に思います。

○議長（山中　則夫君）　重久君。

○議員（９番　重久　邦仁君）　そこに町会議員の私、それから、ほかにも言えば町会議員として町民からいろんな相談を受けてます。しかし、私の議員としての限界もある、教育長も限界がある、町長も限界がある、この人たちは、一体どこに行くのか。これは都城市民じゃない三股町民ですよ。そして行政のある分野の半公務員的な立場にあられますよ。この人たちにも指導も助言も監督もしなかったら、一体、どうなるんです、地区の住民の人たちは。やっぱり、そこに、「ああ、あの人は来てよかったな」、「あの人んとこ相談してみてよかったな」、あるじゃないですか。ひとりで悩まないでくださいで標語ばっかり飾ってあるけども、やっぱり少しは親身になってくださいよ。もう、何回言ってますか、この問題は。ここまで来ましたよ。しっかりと対応していただければ、住民に対して職員数が足りないと、私は思ってます。

いわば人口が２万から底つけは２００人規模、２０課長おられました。きめ細かな対応だったなと思ってます。だから、人口もふえたんじゃないですか。そして大きな声で、議員も１８名おりました。それが合併すべきじゃない、自主自立でやろうと、大きな声になったんじゃないですか。今、１２名です。やっぱり、声の大小は、この民主主義のあれにおきまして、いろいろありますが、職員数、もう少し、住民サービスに目の届く町制であってほしい。

それから、私が、今までの流れでどうしても言っておかなければいけない私の意見として、議場での私の発言の名誉棄損、これについて、私は前回、自分の時間のあることに対して、緊急なところで次回に繰り延べさせていただきました。原点として、そもそもこの私の発言、町民の意思を反映するのが議会議場であり、議員としては、しごく当り前のことであると思うところであります。単純に、個人的な恨みで告訴人をおとしめるものではありません。再度申し上げますが、

住民の意思を反映させたことが、なぜ何ゆえに罪になるのでしょうか、疑問です。

もし、このような発言が名誉棄損になるのであれば、他の多くの議会活動の中で悪いという事例が多数になり、今後の議員活動に委縮することになりますが、どうお考えですか。

議会運営は民主的に紳士的にルールを守りながら行うのが基本であり、議会活動を活発化するのが議長の役割でもあります。今回の告訴は、みずからが、これは真正面から議長の役割をも否定するになると考えます。

以上で、意見を述べさせて一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　ここで１１時４０分まで本会議を休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時40分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位７番、指宿君。

〔６番　指宿　秋廣君　登壇〕

○議員（６番　指宿　秋廣君）　それでは、通告いたしておりました問題について逐次質問をしていきたいと思います。

まず、１番目の幼児や児童の虫歯対策について、予防対策ですけども、過去の推移や反対運動は何があったかということでお聞きいたします。

フッ素洗口は厚生労働省や県の指導があったといいますが、国からはいろいろな通知、指導があります。話は少し違いますが、今大変な惨事になっている東京電力福島第１発電所のあの悲惨さを見て感じることは、国や県が安全指導を認めても、過去の歴史などを学ばないことには、私が言うまでもなく、皆さんも感じられていると思います。大変な事態になっています。福島第１原発は、経済のことばかりに目が向き、安全性が無視されたことにあります。

まず、約３０メートルあった建設予定地を削り、海面約１０メートルに設定をしました。その結果、あのような惨事になってしまいました。

ところで、東京電力福島第１発電所の略した呼び名は皆さんご存じのようにＦ１と呼ばれています。Ｆ１がある限りＦ２があるはずです。東京電力福島第２発電所、通称Ｆ２です。ここには、被災の特に津波が引き寄せてきたにもかかわらず、被害は最小限に食いとめられました。それはさきに述べた経済性にもっともよいとされた、海抜１０メートルを安全性の面から当時の関係者が約５メートル上に、１５メートルに設置したことであります。もちろんその担当者は、会社に多大な損失をかけたということで左遷されたということを報道されていました。

しかしどうでしょう。今では目には見えていませんが、津波から原発を守った立派なヒーロー

となっているといっても過言ではないと思います。安全性、経済性、いろいろな見方はあると思いますが、安全性が最優先されるべきだと思っています。

さて、今回予算化されているフッ素、フッ化物洗口について経緯と過去の推移や反対運動は何があったのか、推進運動は何があったのか、あえて壇上から質問いたします。あとは質問席から行います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　幼児や児童の虫歯対策についてのご質問でございます。

過去の推進反対運動は何があったかいうことでございますが、三股町内で過去に虫歯予防とフッ素応用等については、熱心に取り組まれた歯科医師がおられまして、その推進普及の活動がある一方で、まだ一般的には知られていない安全性で未知数なフッ素の応用には反対っていう立場の方もおり、賛否両論があったというふうに聞いております。また、水道水へのフッ化物添加の要望があったというようなことも聞いているところでございます。

三股町では役場や議会に対しての推進要望書等具体的な書面、経過記録は確認しておりませんけれども、隣の都城市では平成１１年ごろに子供の歯を守る会から市に虫歯予防のための水道水フッ素化を求める要望書が、書面を添えて提出されたというようなことでございます。

以上、回答とさしていただきます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　過去の問題もあったという話を町長がおっしゃられた、ここに都道府県別における集団応用でのフッ化物洗口実施施設、実施人数並びに実施市町村数というのがあります。２０１４年ですから、去年の３月ということです。宮崎は実施人数は４万２，１０８です。しかし例えば大都市東京はどうなってるんかなと思いました。実施施設数１７、実施人数１，１９０名です。近いとこで大分は施設数９０、実施人数３，１３９名、鹿児島は８，４４０名です。多いところももちろんあります。少ないところもあります。そんなにすばらしいものであれば、大阪に至っては１，２４８名しかしてません。そういうところであれば、もうとっくに進んでるはずなんです。ということは、相当なものが何かあると。誤飲です、誤って飲んだときのものがまだほぼ解明されてない。保育園、幼稚園生、ガムですら誤って飲み込みます。口の中見たらもうないということは、自分の子供でもよく経験をいたしました。水であれば、特に飲み込んでしまう、これ理不尽だというふうに思っています。

水道水の話もありました。外国ではあるやに聞いています。しかし進んでいるところ、進んでいないところ、宮崎県の中でも例えば極端に虫歯が多いんだと、だからフッ化物洗口するんだと。

話を聞くと県の担当者は１人か２人、県北でえらい力を入れて、フッ化物洗口に取り組んだと、

その結果県北がだいぶ増えた。今度はこっちでやるんだと。なんかそういう感じで流れているようです。

もちろんこれについては推進者がいます。要するにこれは、フッ素をもしくは塗布です、歯に直接塗るほうがいいんだとかいう方法もこれあります。そういうことも踏まえた上で、県から言われるのが全て１００点ではないでしょうし、国から言われたのが全て１００点でもないだろうし、先ほど演壇から言ったように、安全性と経済性、もしくはその健康面というのは、また違う論点で考えるべきではないのかな、私自身は思っています。

今回予算化されています。いろんな意味で検討されるということですが、都城市がこのフッ化物の洗口について意見書、諸陳情があったように聞いてますが、私自身はそこまで把握しておりません。その結果について町長教えてください。あったとして。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　都城のほうでの要望書に対する結果ということのご質問ですか。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　あった以上は議会でどうあったのかっていう結果がほしかっただけです、私は。

○町長（木佐貫辰生君）　そこは把握してません、済みません。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　せっかく壇上で言われれば、その議会でどういう対応があったかぐらいは調べて発言をしてほしいなというふうに思います。

この要望として、都城市も多分県の担当者がえらい一生懸命になってるようですから、やれやれというんだろうと思います。県の補助もついてる、やるのはどうだっちゅう話もありますけど、もう１回原点に立ち返ってやってほしいということを申し添えて次にいきたいと思います。

２番目の、町が発注する工事及び委託契約についてということであります。

直接の工事の担当者が賃金の把握をしているか、町が発注して例えば前にも１年ぐらい前にも私質問したと思うんですが、委託とか、業務契約とかいろんなところで、三股町が直接会社と契約する場合の賃金という意味でございます。答弁よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　町の発注する工事及び委託契約についてということで、直接工事を担当している方々の賃金の把握をしているかというご質問でございます。

工事を担当する方々の賃金については、町のほうでは把握しておりません。なお、公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価について言えば、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、毎年調査しているところでございまして、平成２７年２月から適用されます公共工事設計労務単価については、昨年の１０月に全職種１万１，７００件、１０万６，０００人を対象とした調査結果に基づき、この

単価を決定しているものでございます。（「幾らに」と呼ぶ者あり）これは種別でそれぞれ違いまして、（「普通のところで」と呼ぶ者あり）特殊作業員と言われる方が１万７，９００円、普通作業員が１万３，３００円、軽作業員が１万１，０００円、とび工が１万８，３００円というなところです。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　建設会社もそうでしょうけれども、例えば町で委託契約を結ぶ人はいっぱいいますよね。例えば清掃業務があるでしょう、例えば、今度もふるさと納税でなんか委託契約を結ぶというのもあると思いますけど、その建設作業、今普通土工っていわれる人たちが１万円ちょっとという形ですよね。そういう形がどうなっているのかというのは、やっぱり発注する側がある程度把握していく必要があるんだろう。安ければいい。

例えば委託契約が変わりましたよ、ＡからＢに変わりました。そうすることによって、三股町と契約するのが今までどの９割になりました。だからあなたたち働いてる人も９割ね、ということになっていくと、結局町が安ければいいということで出したものが、実は働いてる人がその被害をこうむってるということですよね。会社としてもいろいろあると思います。

しかし、例えば税務課に流せば行政として誰がどんだけっていうのは多分にして大体この職種これくらいもらってる、こういうところはこうだいう累計、類段ぐらいはあるいってできるんではないかなっていうふうに思う。

ただ、その人たちが農業期間っていわれましたけども、三股町の１番の収入を上げているのは年金者です。税金を納めてる。次働いてる人ですね、サラリーマン。農業はもちろん収入があります。だけど例えば牛に至っては１００万円未満は無税です、非課税。免税牛といいます。税金かからない１００万未満の「人は。そういう形でされてるわけで、ほんとの税収、三股町税っていう形から見るとそういうところ把握するっていう必要があると思いますが、再度答えをお願いします。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今まで、先ほども回答しましたけれども、町のほうでは、賃金については把握していないと、工事を発注する際のことでございますけれども、ただ、各種統計がございますので、そちらのほうからひょっとすれば引っ張ってくれば、確認ができるものもあるのかなというふうには思っておりますので、各課でその辺も共有をしていただきながら、把握には努めていきたいというふうには思っております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ぜひ、一つ一つが効率がよければ全てがいい、全てが安く上がればいいっていうことになって、都合その仕事をしなくなる人が出てくる。

今、先ほど福島原発の話をしましたが、福島原発は人出不足だそうです。インターネット調べてください。ずっと募集かけております。だけど、もうベテランが自分の一生分の放射能浴びて仕事につくことができない。新しい人をするにしても技術者がなかなかいない、危険。それに増して今度２０２０年にオリンピックがくる。東京特需です。そこに全部いく。結局田舎から全部都会に行って仕事をして、魅力のない田舎はますます魅力のないまちになっていくっていう形からいうと、働いてく人たちの収入、生活の根源はどこにあるのかなっていうところも見ながら、調査、検討してほしいと思います。要望として申し上げておきます。

次です。総合評価制度が何ぼか例外的なのか、常態化なのかわかりませんが、行われていると思います。総合評価制度による、発注の現状っていうのをちょっと教えてください。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　過去の実績や地域貢献度といった価格以外の様子を総合的に評価するといった、総合評価落札方式というものを町においては平成１９年度から導入しております。この方式による発注件数につきましては、年に一、二件程度にとどまっておりまして、現在まで合計１０件の入札に対応したところでございます。

国や県は、総合評価落札方式の積極的な普及、拡大を呼びかけているところでございますが、事務が煩雑であることや評価項目の設定の仕方や特定の配分等によっては、一定の業者が有利になってしまうということがあるなど、発注者側そして入札者側ともに課題が指摘されているところでございます。

今後、効果の検証とともに課題の解決に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　総合評価制度で一般であれば、特定の業者だけにぼんと寄って行くでしょうから、総合評価制度と市民と、両方一斉にするかっていうことによって特定の業者に偏らない努力はできるんだろうっていうふうに思いますので、地域に例えば消防団であったり、地域のボランティアに積極的に出て行っている人たちも、仕事中に抜けるということが、会社の上司もしくは会社を経営している人から、行っていいよ、行って来てくださいと言われるためには、この総合評価制度は、なくてはならんもんだろうというふうに思っています。うちは会社もうけるためにあるんだからな、いうもし会社の上司から言われたら、一発でサイレンが鳴ろうが出ていくことができない。そういうことになる前に、うちは三股町は、こういうふうに地域貢献度を最大限に利用してますよと、そういうことによって少々単価が高くてもそこにお願いをしてますよということを、ぜひとも先ほど総務課長が言われた、特定のところに偏らない努力をしながらもやるというふうに考え、できないものかというふうに考えるんですが、再度答弁お願いし

ます。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　今、議員がおっしゃられたように、町の消防団それから交通指導員、体育指導員、それから障害者の雇用とか町民の雇用とかこちらのほうが評価のほうに影響してくるということで、今、その全体の評価の中の特別維持していくものにつきましては、今後も維持していくというところでございますけれども、課題というのは、企業の技術力というところがございまして、そちらを町の発注というところで今絞っておりますので、こちらのほうの実績につきましても、広くちょっと考えていきながら、工事の実績については見直していかないとなかなか進められないのかないうふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　いいですね、昔は、土木の技術者がチョウハイを出すことができない小さい業者については、出向いて工事がしやすいような便宜を図りながらも、やっていたというふうに記憶しておりますので、やっぱり町としても育てるという意味があって、役場の職員が何で民間の仕事してるんかっていう話を取り出す前に、育てるためには何が必要かなというのも内部で論議してほしいというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、災害のための準備という形で、ここにしてみました。これもその観点から災害時の準備のため町内の業者育成を、その観点だというふうに捉えて、これについては、こういうことでお願いしますと答弁いりません、もう時間ありませんのでお願いしておきます。

次いきます。３番目の大規模災害１０市町が新聞に載ってました。これは２月の１４日ですか、ことし。この新聞紙上にいくと、１０市町はって、県内大規模災害１０市町連携っていうふうに載ってました。１０市町って書いてあることが１つだけで、都城市と宮崎市は載ってましたけれども、あとは写真が１０名並んでるから、多分１０市町の中に。

○議長（山中　則夫君）　ちょっと済みません。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　おおい、とめられちゃった発言を。１０市町の名前と、それから三股町の役割ということで、答弁お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　１０市町村で、大規模災害対策に取り組もうということで、この協定っていいますか、１０市町が集まったところでございますについてお話さしていただきます。

南海トラブ大地震等の大規模災害の発生に備えて、平時から連携して防災、減災対策の推進に努め、災害発生時における総合協力体制を構築するとともに、共通認識のもとで、各種施策に関する取り組みを一丸となって推進することを目的に、ことしの２月１３日に周辺１０自治体で構成する、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会を立ち上げたところでございます。

協議会としての取り組み方針は、県南部地域の総合的な防災力向上を図ること、宮崎県市町村防災総合応援協定に基づく計画作成、及び総合協力体制を構築すること、そして宮崎県市町村防災総合応援協定に基づき、必要となる施設整備やソフト施策の実現となっておりますが、具体的には平成２７年度から協議していくものです。

今後、情報交換や情報の共有化図るとともに、広域での防災訓練、防災研修等の中で交流を図りながら、県南部地域における防災、減災対策、後方支援対策に取り組んでいくこととなっています。

１０自治体については、総務課長が話します。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　県南部ということで、宮崎市、日南市、串間市、小林市、えびの市、高原町、国富町、綾町、都城市、三股町です。（「１、２、３、４、５、宮崎、日南１、２、３、６市」と呼ぶ者あり）６市、４町。（「６市ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　まだ、今からだということのようです。その割には打ち上げ方が早かったなというふうに思っています。何でかなと思いました。たら、同じ日の同じ新聞にこういうのがありました。「高城に屋内競技場」で市長はこう言ってます。「南海トラフ巨大地震で、巨大津波が発生した場合には、資材の備蓄倉庫などとして後方支援においても重要な役割を担う」とこういうふうに名言してるんです。まだ何もないというのに、都城市もこう言ってるんです。もちろんこの最初も都城市の発案です。町長これ、どう思われますか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　その新聞読みまして、なんとこう利用されてるのかなという感じはちょっと受けたんですけど、そのあたりは都城のほうに問い合わせましたら、そういうことじゃなくて、今からちょっと言いますけれども、都城市は南海トラフ巨大地震等における後方支援拠点の指定を受けている高城運動公園内に、非常時には食料、資材、敷材等の備蓄、支援物資等の集配などの機能を持たせた屋内スポーツ競技場を、国の防災安全交付金を一部活用して整備していくとのことです。これは、平成２５年ごろから既に計画はされてるみたいというふうに聞いてます。

そしてこの今回のこの協定とは連携はとってませんで、ただ屋内競技場を高城運動公園につくるけれども、非常時には後方支援基地として備蓄はするんだということで、そのためにはこの防災安全交付金というのを活用しようという形で、今回取り組んでいるということで、これがあって、そしてこれとのタイアップしてやってると、決してその１０市町を巻き込んだということではなさそうです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　誰も都城市がそうですよって言うはずがない。絶対言わんすよ、そりゃ。だけど明らかにそうですよ、これ見ると。要するに都城市は、あなたたちのあと９つの市町の人口及び名前を貸してねと、都城市がこの施設をつくるので、多分まだ施設をつくるのかもしれませんが、国の防災安全交付金を使いますよと。あえて聞きます。国の防災安全交付金ていうのは、例えば三股町が手を上げればいつでもできるんですか。ちょっと答弁……。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（大脇　哲朗君）　防災安全交付金ということで、そういう制度があるということなんですけれども、具体的には、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策もこれで取り組めますよということで、結構広く施設の改修に防災安全関係ということであれば、この基金は活用できるのかなというふうに思っております。

補助率が、現時点で、これ中に出てこなかったんですけれども、都城市も現時点では２割、２０％の補助率だそうです。これが最終的には変わってくるかもしれませんけれども、都城市のいうことには、東京オリンピックのほうにかなりこの交付金を使われてしまって、こちらのほうが少なくなってしまってるから、今補助率が低くなっているという状況だそうです。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　初めて聞くような名前やら、老朽化にきくとか、老朽化やったら三股町老朽化だらけやろうって思うんですが、後で出てくる学校の問題もしかりですけども、その多分合併特例債、まだ使えるんですか都城は、それとのかみ合わせでやるんでしょうけど、この施設の内容からいくと、えらい大きい施設をつくるんですか、フットサルコート２面が入るっていうことですから、相当大きい施設ができるんだろういうふうに思います。

そういうことを、いまだ都城市はほかの残った９つの自治体の住民の数ということを借りて、いろんなことをやろうというふうにしてるわけで、三股町も例えばこの防災の施設から言うと、都城市よりも三股町が日南にはちけえなとかいろいろ考えると、いろんなこれ利用できるのかなと思いますので、その点については、アンテナ広くして、考えてほしいというふうに思います。

少し、いいかな、まだいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっといきますよ。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

次の問題いきます。まず、まあいいか、順番どおりいきますか。やまびこ会調査特別委員会の提言を受けて、その後の対応はどうなっていますか。と、やまびこ調査委員会として等の提言をいたしました。その提言のどこまで進んでいるのかがまず第１点です。要するに町の提言に対して、町とやまびこ会の問題ですか、今度は。町とやまびこ会としては、どこまで話がいき、どういう形になってますかと、中間報告をお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　やまびこ会調査特別委員会の提言については、事務レベルでの協議段階の事項や、急ぎ対応した事項もございますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　それではお答えいたします。

現在、やまびこ会では、前理事長が事務局長として担当されたとき、ずさんな事務処理の後始末や、前理事長への費用請求、評議委員会設置に伴います定款規定の改正、また昨年９月に実施した入札で不落となりましたわかば保育園の再入札を行う上での設計変更などの協議に追われておりまして、平成２６年１２月議会で賛成多数で可決されました、やまびこ会調査特別委員会の報告にありました１０項目の是正定義につきましては、役場、やまびこ会で一部協議はいたしておりますが、これからの部分もございます。

特に、評議委員会設置に伴う定款改正については、急ぐ必要があったため、役場内協議をし、やまびこ会に提案したところでございます。

まず、１項目めの理事の定数としての提言のありました、現在の７名体制ではなく、１０名程度として、専任課程を明確にすることにつきましては、理事会の定数は現状のまま７名とさせていただき、専任課程も全て記録を残しております。

次に、２項目めの評議委員会の設置でありますが、その定数を１５名とし、理事会に上程される議案については、全て評議委員会の議決事項とさせていただきました。

２項目めの②各界、各層の方々を選任することにつきましては、評議委員として民生児童員の主任児童員３名、５カ所の保育園と清流園が所在しております自治公民館長６名、福祉に関する知識経験者３名、それと町行政職にある者３名としたところでございます。

２項目めの③にあります、町議会議員１名以上を役職への依頼とすることにつきましては、２６年の７月臨時議会で制定されました、三股町公の施設の指定管理者における三股町議会議員の兼業禁止に関する条例の規定に基づき、辞退していただくことといたしました。

次に、７項目めの保育園間の連携強化の事務処理を円滑に行わせるため、町が事務職員１名分の人件費を拠出し、町内全ての保育園が行政と密接に連携し、町民の福祉の向上を目指し、各施設が円滑に運営できるようにすることについてでございますが、現在やまびこ会本部事務局に、やまびこ会の予算で事務員を雇用する予定で検討しております。

次に、９項目めの事務の件等につきましては、２月５日に選任されました新理事長のもと、今後各種規定の徹底的な見直しなどを実施していく予定であります。その他の提言も今後役場での協議や、やまびこ会の評議委員会、理事会での協議を行い、来年の３月議会までには報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今、議員の話を７月２２日の議会の議決に基づき辞退さしてもらうと書いてありますが、ここに兼業禁止にする条例を持っています。こう書いてあるんです。三股町議会議員は、町が設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の代表者、その他の役員につくことはできないというふうになってるわけで、評議委員会を、評議ちゅうかそういうことをすることはできないとどこにも書いてない。もっと言えば、三股町のそんなら、この施設で三股町役場で言うと、三股町議会議員はその町が行うものについて文句を言うんじゃないですよとこう言ってるんです。評議委員会は、この中には含まれてないんです。役員ですよ。ということは、例えば専務理事だとか、例えば理事だとか監査委員、それから清算するの清算の役員、ここですよ。評議委員会は、運営するためにいろいろやる。この立場ですよ、三股町は執行部と議会の立場です。これにもつかせん。独善的じゃないですか。ましてや７名から動かさん。なんですか、全然考えちょらんじゃないですか。７名やったら４名結託したら何でもできると、そういうのをどうやって回避するか、それが１０名程度にしなさいよ、そうすると５人、６人という人数を見方につけないとどうにもならん、１点。２点目は、評議委員会をつけて、議会からそういうことがいわゆる言われたときに、議会の議員としてチェックする立場で話しができるじゃないですかってなってるのに、そういういきさつでそうなったのか答えてください。おかしい、そりゃ。（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　評議委員のほうでございますが、社会福祉協議会の評議委員のほうも辞退されたというのをお聞きしておりまして。（「辞退じゃないが、向こうからやめさしたやろうが」と呼ぶ者あり）それはちょっとわかりませんでしたが、ま辞められたということでしたもんですから、それをお聞きしていたもんですから、そういうふうにそういう扱いというのもさしていただいたというとこもございます。

それとあと、７名以上と７名を１０名に理事をということでございましたけども、今回の評議委員会を設置するというのが１つの牽制機能の最たるもんだというふうに考えておりますので、７名の理事、そしてその倍以上を超える評議委員会を設置するということになりますので、例えば理事会を１０名とすると、評議委員を２１名持ってこなきゃいけない、いろいろの中でも検討しましたけども、その評議委員会理事会を開催するに当たって、経費的なものも発生する事務量もふえるというなことも事務レベルではございましたし、そこで７名で、そしてその７名の中には役場ＯＢの方々も入れるということでございまして、評議委員会は現職の役場職員３名を入れるということもございます。それとまだ１０項目の是正のうちの３確約の締結というとこを、ま

だ検討しておりませんが、ここ辺で厳しいしばりを持っていけば、今後の牽制に十分働くというふうに考えて、そのようにさしていただいたとこでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　議会からの提言には、役場職員ＯＢを入れるとは一言も書いてないですよ。それ勝手に自分たちで入れちょいて、議会の例えば百条にこれ相談しましたか。７月の２２日にこういうふうにわざわざ、これは我々が提言書つくったやつです。こい役員はなんぞや。されましたか。

社会福祉法人、社会福祉協議会は暴走したというの私は思ってます。広義に解釈し過ぎ。要するにこういうことですよ。暴走をとめるためには何があるのか。そしたら経費の問題もあるでしょう。例えば４０万円月額を払えばそんぐらいのこと経費あるじゃろう。もともと４０万払うつもりじゃったんじゃから。そうでしょ。４０万円払うつもりやったんでしょ。臨時会で決まったんでしょ。ということは４０万円支出しないといえば、年間に７００万円。６００万円以上７００万円近くの金が逗留できるとすれば理事を３人ぐらいふやして、評議委員が２０名になったって幾らほどかかりますか。費用弁償だけでしょう。だから、誰も理事長にもっと金はやれとか、いやどうだっていんじゃないですか。暴走をとめるためには、執行部はどうやって考えましたかということです。

百条は、あなた方に提言をしたけれども、どけんでもよかとは書いてない。もしこれを変えるとすれば、議員の皆さんでこういうふうに書いてるけど、ここはどう経営するんですかと、これはこういうふうに見ていいですかと、評議委員の中には役場ＯＢを入れるんやけど、ほんならやっぱり議員の皆さんは引っ込ませていいですかと、何の話も聞いちょらんやないですか。もう１回答弁お願いします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（岩松　健一君）　県のほうの社会福祉事業団のこともお聞きしたんです。そしたら評議委員会には県議会のほうは、部長以下現職の方が入ってらっしゃると、議員さんはどうですかということで、議員さんは入ってないということでございましたので、我々も県の社会福祉事業団と同じような方式でもっていけばいいかなということと、あとの現職を３人入れたといいますのは、誰とはまだ決めておりませんけども、随時この何十年後か先もわかりませんが、例えば福祉課長は必ず入るというふうには思ってるんですけども、時系列をずっと存じ上げている者が現職の者が入っていくっちゅうことが、過去、過去今後のためには必ずよくなるだろうということも含めまして、現職３名ということで入れさしていただいたということでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　社会福祉協議会、例をとりましょうか、今まで議長が入ってまし

たね、理事に。評議委員に厚生のちゃんと常任委員長が入ってました。私はその立場で評議委員会に出席しました。発言しました。だけどそれは、発言しただけで、執行部に何しよっとかって言った覚えはないです。だから三股町社会福祉協議会で例をとれば、それは理事はやめましょうよと、だけど評議委員会には入れましょうよと、今のままでいいんじゃないですかという例です。それを理事をやめさしたついでに評議委員もやめさせる。

ここに書いてあるのは、町長こう書いてます。１名以上役職で入れなさいよと。誰もずっとやるとは言ってない。例えば福祉担当の常任委員長の常任委員長でいいです、２年で変わりますよ、どんどん。たらそういうことを勉強するためにも、社協がどう走るのかも、それからやまびこ会がどう走るのかも議会運営委員長は、その議会の議員が役職で入れば、最低１人は１年に多分２回か３回あるでしょう、評議委員会が、予算を決めたり決算したりするんだから。それには少なくても入れるべきじゃないんですか、町長もう１回答弁お願いします。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、お話しましたけれども、まだ上部の協議団体とか取引先に対応したという形で、とりあえず今のをどうにか変えなくちゃいかんというのがありました。

要するに今回理事長も変わる、そしてまたその中でわかば保育園の対応等もありました。ですから、まだこれが確定という形はなくて、これで走っています。ですから、まだ全項目について協議はしてない段階でございますので、もう少し時間をいただきながら、要するにこの特別委員会の思いというものもまたお聞きしながら、意見交換させていただいたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　全体を貫き通してるのは、議会議員の中立性なんです。議会はできるだけ私見を、議会議員は私の意見から遠のこう。そのために議員が指定管理の役職に入るのやめましょうね、そういうことなんです。

その余波として、社会福祉協議会の指定管理をしてるがね。そこでびっくりしたのは、何でその評議委員やめさせるじゃろうかい思いました。それは、その言った人の認識不足だというふうに思っています。

だから、例えば今度のような問題が出てくる。暴走してしまう。だから先ほど言ったように、理事というのは、３０人も４０人もということじゃないさ。あと３人ぐらいふやしてよっていうことを言ってるわけで、誰もここにいる議員の誰かを入れろよと一言も言ってないわけで、そういう手間暇が必要であれば、あるだけ、大切なものではないですかいうことを、例えば認識をしてもらってこの問題、そこに行くつもりではなかったんですけれども、町長、そこを（発言する者あり）。

○議長（山中　則夫君）　私語はやめてください。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　普通にすっといく問題として取ってて。時間がなくなってしまうんですが、この問題について、町は先ほど町長が言われました今回のような百条委員会を立ち上げて、いろんなことをしないために、どういうふうにするかと、先ほど町長がもう１回原点に返って議会側とと言われましたので、再度答弁をして次にいきたいと思います、そうぞ。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今、やまびこ会について、思いというのがお話がされましたけれども、やはり町としましては、やはり社会福祉をどうこう健全に設立されて、そして管理運営していくか、それと町との距離関係、そういうのも含めて、今回のこの全体的な提言に対応したいという思いであります。温度差が若干違うような部分もございましたので、そのあたりは今後また検討させていただければと思ってます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　進んでないということを前向きに捉えて、この問題は出てくればもっと大きな問題になりかねないというふうに思いますので、まず、包みを包むときにはぴしゃっとつくって、包みが壊れるのはアリの一穴からと言われることもありますので、未来に向かって禍根残さないように、あのときあれだけ汗をかいちょったらよかったなというふうにしてほしいと思います。

○議員（９番　重久　邦仁君）　議長、休憩（　　）。

○議長（山中　則夫君）　指宿君、質問続けてください。

○議員（９番　重久　邦仁君）　休憩の動議諮らんにゃ。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　いいですか、どうですか。

○議長（山中　則夫君）　動議にならない。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　それでは、まだこの問題をついてまだいきます。やまびこ会のこの問題について、例えば、町はこのやまびこ会と個人との話で進んでますけれども、やっぱり意義は町が先に言ってないで告訴するぞっちゅうぐらいないとこの問題はなかなか進まんというふうに思います。

副町長が言うように、そりゃそうです。気持ちはそうです。制度上はそうでしょう。だけどもともとこれは、事業団的取り組みを目指すんだということから始まっている社会福祉法人やまびこ会ですから、民間の人が自分の私財を投げ打ってつっくった１法人施設とは根底が違うということを思ってことに当たってほしいと、でないとこの問題もっと大きいことになりますよ。この問題をどう捉えるかによって、次の問題にまた波及しますよ。だから、この問題は我々は、これをいい教訓として、私が最後に言ったと思います、二度と再びこういう問題があって、委員の皆さんから言われました。二度と再び、おんなじじゃから削除しろと。万感の思いでしゃべりまし

た。二度と再びって。要するにそれだけ念を置いたつもりです。国語の先生じゃないので、それ文法間違っててもこれはいけるというふうにしたつもりです。

町長、そういうことも踏まえて、議会が今議会で議員さんは全員選挙になるわけです。だからそれで、これで終わりということではなくて、議会ちゅうのはずっと続くわけで、新しい議員さんになっても議会は続くわけで、これが同じようなことにならんようにお願いをしておきたいというふうに思います。

いっぱいしゃべりたいことあるんですが、時間がないので、さて次いきます。（発言する者あり）いいですか。

○議長（山中　則夫君）　続けてください、続けてください。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ではいきます。（発言する者あり）小学校の校区割について教育長にお聞きをいたします。

三股小学校、西小希望すればどちらでもいいという特例は、今検討してるというふうに言われました。今そうなってるのかどうか、私自身は郷土に愛着を持って、要するに隣の人たちとできるだけ知り合って、できるだけ同じ学校に行って、小学校、中学校は一緒ですけど、中学校も全て一緒じゃないんですが、せめて小学校ぐらいは、そういうグレーゾーンちゅうか、まだらゾーンを認めずに、ここはここの小学校はこの小学校というふうにしたほうが、しないといけないと思うんですが、教育長お願いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　小学校区の見直しにつきましては、三股町通学区域審議会におきまして、４回の審議が行われ、平成２６年度の最終答申が出されたところであります。

１点目は、調整区の導入です。下新馬場、稗田、東植木、西植木地区の児童については、保護者からの申請により、三股小学校に通うことができるというものです。

２点目は、小規模校の特認校の拡大です。モデル校であった長田小学校を含め、梶山小学校、宮村小学校を小規模特認校とするというものです。

３点目は、自治公民館単位での校区の見直しは、平成２７年度に継続して審議するという答申が出され、３月の教育委員会で承認されたことであります。なお、調整区の導入につきましては、１２月の規則改正を行いまして、１２月に規則改正を行いまして、地域住民や関係保護者に周知したところであります。

以上です。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今教育長の話を聞くと、調整保護区は認めましたよと、そして東、西植木、稗田もですか、特認校も認めましたよ。長田、梶山それから宮村ですか。たらこれどこ

でも誰でも行けるちゅうことになるんですか。答弁お願いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　町内の子供たちがどこでも行けるという状態ではございません。（「東、西」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

特認校につきましては、いわゆる小規模校特認校ということで、小規模校である３校に中大規模校の三股小、三股西小、勝岡小学校はいろんな理由、さまざまな理由がありますけども、自然を愛するとかいろんなことがあります。そういったことで、希望すれば行けるという特認校です。これは、平成１７年度で決定してることでございます。

調整校につきましては、先ほど言いましたように、下新、馬場と稗田、東植木、西植木の子供たちが保護者の申請によって三股小学校へ通うことができるということです。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　調整区と言われる人、下新ですか、東、西植木と稗田ですか。この子供たちは、行けないのは勝岡小学校だけで、どこでも行けるということで理解していいですか。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　今４地区ですね。希望すればそういうことになります。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　勝岡以外は。

○教育長（宮内浩二郎君）　そういうことですね。こういう１２月の桑畑議員の質問でもお答えしたとこなんですが、いわゆる学校選択の弾力化ということで、今文科省のほう非常に推進してるとこでありますが、地域の実態によってということがありますけども、この学校選択の弾力化ということの目的でございますけども、それはこの選択そのものというものであるものではなくて、選択等の手段を通じながら、いわゆるそのそれぞれの子供に対して、その子供にあった自主的精神、あるいは個性を促す魅力的な教育が受けられる状態を実現していくというとこにあります。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　選択しているのが、子供じゃないですよね。親でしょ。その親ごさんは、その子供が中学校卒業して、例えば社会人になったときには、自分がどこの学校どうしたのかっていうのはほぼ関係ない。育ってる子供が問題ですよね。そのいろんな学校に隣の人は西小学校、隣の人は長田小学校、隣の人は宮村小学校ってなるわけでしょ。ただでさえ今三股小学校卒業した６年生卒業して、三股中学校に入らない人が約１学年約３０人くらいいますね。ただでさえ地域に密着、愛着が湧きづらいことを県はつくったわけです。泉が丘中学校とかああい

うわけわからんの。結局、町民憲章読ましたって、なにもならないし愛着湧きますかね。自分とこのあれしますか。中学校、校区外出てる、小学校は校区外に出てもいいんですか。教育長お願いします。自分とこの校区外に出てもいいんですか。（発言する者あり）

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　遊ぶ範囲ということですね。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　そうです。

○教育長（宮内浩二郎君）　校区内での遊びということで、小学校ですね。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　そしたら、長田小学校に通う人、子供はどう制約されますか。長田小学校から離れたらいかんとですか、遊ぶ範囲。それとも自分の家から離れたらいかんですか。自分の集落から離れたらいかんですか、どう制約されるんですか。お願いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　それぞれの各家庭の生活環境それぞれ違います。学校区はこういうふうにしてこうして行けるわけですけども、それは個人個人にとってどういう遊び範囲かということについては、各個人個人で学校との約束の中でそこの範囲は決めてきたところでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　言語明瞭意味不明なんですけども。例えば自分の子供が通常の校区以外のところに行きました。例えば宮村小学校に行きました。今、出しています。その親は、学校は校区外には出たらいけませんよという指導するんですか。それとも、親の範囲でどこでもいいですよって指導するんですか。毎度もう１回お願いします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　現在も調整区によって三股小学校、西小校区の子供たちが、宮村小に希望したのが現在２０人近くおるんですけども、その中の約半数は、現在もいろんな親の事情とかいろんな問題で、もう既に三股小学校へ校区へ通っている子供たちもいます。今回調整区によって、１回申請すれば、それはもうずっと卒業するまで申請しなくてよいということで、親にとっては非常に事務手続きが簡素化されてありがたいってことも聞いております。

今までは、いわゆる毎年毎年、手続をしてたわけですけども、その子供たちは今三股西小学校区なんですけども、三股小学校へ通っていました。その子供たちと同じように、その子たちなりに応じたいわゆる生活圏での範囲っていうのは学校と子供、親との中で、それは決められるべきであって、またそのほかにも例えば既に今まで決まっておりました通学区域一覧の中では、高畑の一部の子供も三股小学校へ通うことができるっていうのも、これはもうだいぶ前なんですけども、そういった子供も中にはおります。

だから、それぞれの家族の実態に応じて、この遊ぶ地域だとか、決まりごとというのは、それぞれの実態に応じて決められるべきだというふうに思っています。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　まだわからんですね。要するに私は、言葉がいいのかどうか、やっぱ土着性って思ってるんですね。やっぱり隣の子供と遊んだ、隣の兄ちゃんと遊んだ、隣の下の子と遊んだっていうのがあって、その子と集団登校をした。そうなるわけです。ところが今のこれでいくと、調整区を設けると、例えば西小学校から梶山小学校に歩いて行けっちゃ無理ですね。ということは、どこかに待ち合わせして集団登校するのか、そこまで親が連れて行くのかっていう問題が出ます。そうすると、必然と隣近所は知らない、ただでさえ都城境のところは隣近所知らない親が多いのに、もっと加速するような気がするんです。

もう１回、立派なその諮問をいただきやったでしょうから、私のようなのが、私は、三股小学校卒業して三股中学校卒業ですから、ものの考え方っていうのは、新しく三股町に引っ越して来られた人がそうされてるのか、もともと昔からこうされてるのがそうされてるのかわかりませんけども、もう１回考え直してほしいというふうに思います。

町長にこれお聞きします。２番目の問題。五本松住宅は私の考え方、要するに今度学校あれしますよね、建てかえますよね、建てかえた射場前ですか、あそこ家建てるんでしょ、何階建てかわかりませんが。それはいつごろあすこが五本松住宅が更地になる予定なのかちょっと（　　）。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この質問については、前回の９月議会から１２月議会と何回となくお答えしてるとおりでございます。

まず、今住んでらっしゃる方々の意向っていうのを踏まえながら、その方々の理解を得てからっていう形になります。とりあえずは今現在、この榎堀そちらのほうに住まいの２人の方々が転居できるという環境ができました。そういう意味合いで、今回着手、要するに設計のほうに入れるかなというふうに思います。その次が今度は射場前という形になります。ですから五本松については、まだこれ皆さん方の意向等十分、住んでらっしゃる方の気持ちを勘案しながらやっていくということにありますので、町のほうでもゴリ押しという形じゃいきませんので、そのあたりを踏まえながら、やっていきたいということで、年次的に１つ１つ取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　町長聞きますけども、別に将来的にはあそこはいつかは更地になるんですね。それが例えば、３年後ですとか２年後ですよっていうそういう提示はできませんと、

こういうふうに理解してもよろしいですね。

それは、五本松住宅と向こうの建てかえの話です。仮定論でいきます。更地になりました。町長はこの跡地については、どのようなことをお考え、跡地の考え方どうなってるのかっていう、②番ですけども、お願いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この跡地利用です。まずは先ほど言いましたような順番間違えないように、きちっとこの理解を得ながら進めるとこういうふうに考えています。

そしてこの跡地利用について、もういろんな方々から、いろんなお話がございます。それを踏まえて、皆さんで議論したいなと思います。言われるように、あすこを更地にしたい、そしてあそこを町の中心地としての活性化を図る地域として位置づけたいというふうに思います。それ以外では、体育館をつくれという話もありました、プールをつくれっていう話もございました。それ以外にもいろんなお話もあろうかと思います。それもこの町民の意向等踏まえながら、町のほうではできるだけ議論を深めて、そしてまた皆さん方にご提案して、キャッチボールしたいなというに考えます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　全然違うところに１、２、３と入ってるので何を言いたいのかがちょっとわからないと思いますが、③にいきます。三股小学校が古いようですが、建てかえ、体育館は建てかえましたね、だけどほかは古いようですけども、三股小学校に対する何らかの措置は計画とか予定とか何かあるんですか。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（宮内浩二郎君）　町内の小学校におきましては、昭和５３年に梶山小学校、昭和５４年に三股小学校北校舎、昭和５５年に勝岡小学校、宮村小学校、そして昭和５７年に長田小学校が次々と建築されております。ご質問の三股小学校につきましては、平成３年に南棟の大規模改造を行っております。町内全部の校舎は耐震基準は満たしているものの、建築後３０年以上たって老朽化しており、屋根、防水工事や、外壁の塗装、床の改修、トイレの前面改修など、老朽化対策をとらなければならないと考えております。

今後の対策としましては、校舎の建てかえではなく老朽化に対する大規模改造が主流となっておりますので、改修を中心に計画的に行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　要するに古くなりましたねということです。

さて、町長にこの３つが今からつながっていきます。まずこの三股小学校は、全ての道路が三股小学校につながるようにできています。例えば郡元のほうから来てもそこに来るし、本駅前か

ら来てもそこに来るし、都城警察署から来てもそこに来ます。ということは、あそこから放射状に道路が流れてるということになります。そうすると、もちろんそれはそれなりの三股小学校正門の東側に役場があったという過去の歴史からもそれがわかるわけですけれども、この三股小学校の考え方を、例えば五本松住宅に三股小学校持ってくる。五本松住宅の跡に三股小学校建てるってなると、少し五本松住宅跡地です、この三股証より狭いですけども、それは変則台形になってますので、大分狭くなる、少し狭い面積になってます。

考え方的にいうと、あそこの施設をつくるよりもあすこに小学校移転して、例えば植木の人たち三股小に編入する、そうするとこういう先ほど言った編入の希望すればどこでも行っがなるとか、そのお茶を濁すようにして、どこでもここでも三股小学校区、オール三股小っていうような位置づけではなくて、やっぱり校区割ぴしゃっとして、ここの学校はここに、もちろん変則はありますよ。変則はそりゃいろんな特別の病気がある、特別のことがある、いろんなことがあると思います。だけど、それは特例であって、特例を常態化するんではなくて、特例は特例のままで常態化するのはそこの学校はここ、してその学校に愛着を持たせる、それが三股中学校に集まる要素になるだろう、そういう要素がないから三股から三股中学校に行く子供たちがどんどん少なくなっていく、あの人たちは優秀だと喜ぶのはのはいかがかな。三股中学校から、形変えれば逃げていくという形になるわけで、３０名以上ですか、離れていくわけですよね。その人たちに郷土愛って中学校の生徒でもないし、小学校までで、ほんとに育むことができるのかなっていうに思うと、そういう形っていうもう想定の中に入るんではないかなっていうふうに思いますが、建てかえもしくは五本松住宅の考え方について、町長なんかあれば、答弁お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　初めて聞きましてびっくりいたしましております。１つの提言としてあるのかな。いろんな議論を戦わせていく、あるいはまた提言していく、またアイデアを求めていく意味合いでは１つのアイデアというふうに受けとめたいと思います。

来年に向けて、２７、２８年度で町の公共施設の管理計画というのつくります。老朽化したもの今後どんなふうに延命化していくのか、学校もその中の１つだというふうに思います。そういう意味合いではその中で議論というのも、学校をどうするかいうことも検討しなきゃならないというふうに考えますので、今のお話は提言として受けとめておきます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　町長は山王原なので三股中学校の原風景ちゅうの見られてると思いますが、こんなにいっぱい自転車置き場がある学校はまずない。それからこんなにいっぱい父兄が迎えに来る学校はまずない。もうラッシュですよ、ラッシュ。行ってびっくりしました。

要するに、車で来て車で帰るわけですね、部活以外は。そういう形の常態化している。ますま

す三股町に対する愛着が湧かないっていうふうに思っています。そういうことから言うと、先ほど言ったようにせめて小学校までは、三股中学校を２つに割れとか３つに割れとかそんなことを言ってるわけじゃなくて、せめて小学校までは１２歳までは、三股の学校のほうがいいよと、要するにほかの地域に行くよりも、中学校までは三股に行こうよとするためには、三股の小学校自体に友達をつくるということのほうが一番いいんじゃないのかなというふうに思います。

重ねて言います。三股小学校がこんな状態になったのは、最初の行政のミスだと思いますが、町長いかに考えますか。校区割です。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　当時は５００名ずつの生徒数だったというに聞いてます。当時から現在に至るまで、三股小がそのように発展していくのか、そのあたりのところは大変見通しが厳しいんじゃなかろうかと思います。

そういう意味合いでは、やはり都城寄りの部分のところの人口増っていうのが１つ大きな原因でございますが、それがこういう結果につながったということでありますので、そのあたりをどうするかというのが、大きな課題ということで、１つのいろんな方策あろうかと思いますが、今回のも１つの方策というふうに考えてます。

根本的には言われるように、線引きというのがあるわけなんですけども、それについてもまだ教育委員会のほうでは検討するということでございますので、そのあたりの委員会の検討状況を見守りたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　要するに、希望するところにほぼやるというんであれば、公立小学校、中学校じゃないんです。希望する学校に行くんであれば私立の学校です。私立の学校は希望する人が来ます。だけど、全ての子供たちを教育する義務がある自治体にとっては、やっぱり地域に根差したということを考えるべきだろうと思います。

もともと、西小学校はあすこじゃなかったですね、予定は。今焼肉屋の福吉あそこでしたね。あそこに三股西小学校ができる予定でした。行政の判断で、農業高校の跡地であそこを団地にしたら誰もいらんというから、急遽直したんです。狭いほうが今きてるわけです。

植木の人たちはあそこに小学校ができてれば、何の問題もなってないわけです。植木小学校すればよかったっちゃ。だからそういう行政の区画整理と微妙に絡む中で、あそこに持っていったわけです。だからそういう余波だと、行政の責任をもって、そして植木に小学校つくるわけにはいかん、だけどほんなら動かしてやれば、計ってみました距離を。山王原は不便になります。だけど植木からはものすごく便利になります。

例えば、８地区を稗田を１つ割って、１０地区にして稗田と東原を分けてしまうと、完全に地

区割りができるんです。１地区、２地区、それから７地区は西小があって８地区もこっちきますから、９地区、１０地区これで１つの学校ができ上がります。１つのとこも半分になります。距離もほぼ一緒です。

だからそういう流れで三股小学校に通う失礼、三股町内の小学校に通う子供たちは、ほぼ特定の事情を度外視して、そこに行ってもらう。言葉変えてもう１つ言います。保育園が今希望しています。保育園の入所、あれ、何の調査になってます。親の争奪戦を園がやってるんです。子供のこと考えてますか。子供は言えませんよね。措置になってるかかわかりませんが。

そういうことで、世の中が形がいびつになってしまう。親の人たちの言葉が大きくなってしまう。そうするとようするに町としてはそういう人たちに、子供は有権者じゃないから、言ったってはいはいと頭をなでられて終わりです。そこら辺を考えて、どうしたら土着性、言葉悪いですね、密着性、地域密着性ができるかっていうことを考えて、この五本松住宅の跡地問題も考えてもらえると、いまだに三股小学校の建物は校内も壊さんで、プールぐらい壊さんいかんか知りませんが、体育館もそのまま使えます。あそこに作ればいいっちゃが、体育館。先ほど出した高城の施設じゃないけど、それはそれでつくれば終わります。ほぼつくらんでいい新たに小学校をつくればいいじゃん。だからそういう発想の転換をもって論議していただきたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

以上です。

○議員（９番　重久　邦仁君）　議長、先ほど答弁が半端やったやないですか福祉課長のあれ。検討するんですか（　　）。

○議長（山中　則夫君）　ここで、午後２時１０分まで本会議を昼食のため休憩いたします。２時１０分ですので。

午後０時53分休憩

午後２時10分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

その前に桑畑君、重久君のほうから欠席が出ております。そして大久保君より、若干おくれるとの通知が来ておりますので報告します。それでは……、上西君はまだ、ちょっと連絡がとれません。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

一般質問を続けて行います。

発言順位８番、池田さん。

〔１０番　池田　克子君　登壇〕

○議員（１０番　池田　克子君）　それでは、通告に従いまして、市町村まち・ひと・しごと創生法に関する質問をいたします。

日本は、２００８年から人口減少時代に突入しております。今後、４０年以降は加速度的に進み、５０年には、6割以上の地域で人口が半減すると危惧されております。

当町は、人口増が続いておりますが、少子高齢化を考えれば例外ではなくなると思われます。このままでは、人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の推戴などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも、困難な状態に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、昨年１１月にまち・ひと・しごと創生法が成立されました。この法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京ゾーンへの人口過度の集中を是正する云々と記されております。

この法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が、市町村にも努力義務として課せられました。この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかにかかっております。

本町も、本年１月２９日に地方創生推進本部を設置されたことは承知いたしておりますが、どのように取り組まれるのか、内容について４項目をそれぞれお尋ねいたします。

まず、①のまち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えておられるのかについてであります。

あとは、質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　市町村まち・ひと・しごと創生法に関するということで、それぞれの項目について質問がございますが、まず、「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材の確保についてのご質問でございますけれども、我が国の人口は、２００８年をピークに人口減少が続いており、２０５０年には9，７００万人程度となり、２１００年には5，０００万人を割り込む水準にまで減少するというふうな推計が出ております。

人口減少は、消費や経済力の低下を招き、我が国の経済社会や一人一人の生活に大きな影響を及ぼすことから、昨年１１月、まち・ひと・しごと創生法を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことというふうになったところでございます。

これを受けて、昨年１２月、国は総合戦略を決定し、市町村においては、国の総合戦略、県の

総合戦略を勘案し、地域の実情に合った市町村総合戦略を策定することが求められています。

この地方版総合戦略は、市町村みずからが策定することになっており、その策定過程においては、幅広い年齢層からなる住民を初め、産業会、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する推進組織を設置し、その方向性や具体案について審議、検討、検証を行うことが重要であるというふうにされておるところでございます。

さらに、総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が必要であるとされております。

総合戦略を作成するための人材確保をどのようにするかというご質問ですが、全職員が一丸となって取り組むとともに、コンサルのお知恵を借り、国や県の相談窓口担当者のアドバイスを参考にしながら、本町の総合戦略を策定したいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　先ほど、町長もおっしゃっていただいたんですが、端的に言うと、産・官・学・金・労・言ということであるようでありますが、その方々で構成された地方創生推進会議を立ち上げられておられます。

大変、先進的にされているんで、今後、期待申し上げているとこですけれども、先ほど町長が言われたように、今後の中で、こういう方々にいらしたいということでございましたんですけれども、まだまだ、この立ち上げられたのが１月２９日から施行するということでございますけれども、このリストアップですね、こういう方々を、この方をお願いしたいとかいうような形でリストアップされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　内部的に、どういう関係者あるいは特に金融機関でありますと、それぞれ金融機関、幾つもありますが、それぞれの支店長クラスにお願いしたりとか、そういう個別には検討しておりますが、具体的には、やはり４月の体制を待って話をしていきたいというような段階でございます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　当然、地域の身近な方々も、ぜひ、そういう方もメンバーになっていただけると、地域のことをよくご存じということもありますので、大変、重要なことかと思っております。

しかし、今回の、こういう大きなそういう目標、５年間かけての目標という意味では、初めての国・県・各自治体が取り上げる中では、大きな事業になるかと思います。そういう中で、地方創生人材支援制度ていうのを立ち上げているようですけど、国が、このことについてはご存じでしょうかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　総務省のほうから、そういう人材派遣を行ってますので、人材を、国のほうから、派遣の依頼要望があるところは要望してくださいというのがあって、多分、日南市あたりが要望されているんじゃないかと思います。三股町では、まだ、地域の協議をしながら、必要であれば、また要請したいと考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　ご存じのように、この制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、意欲と能力のある、――これは国が募集するようですけれども――意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を首長の補佐役として派遣して、地域に応じた処方箋づくりを支援するとあります。原則、人口５万人以下の市町村が対象でありますが、１００市町村への派遣規模となっております。

それを考えましたときに、やはり、こういう国が募集する方々の、それぞれのプロフェッショナルのような方々を派遣されると思うんで、やっぱり、そういう人方のお知恵も大事かなと思ったときに、今後検討するというか、まだ今から募集とおっしゃっているんですけれども、何せ、この１００市町村への派遣ということで人数限定があるわけですので、できれば、この制度を早急に検討していただければありがたいなと思いますが、この制度を利用されるお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　派遣だけじゃなくて、国のほうに、いろいろな専門家の方が事務されてます。コンシェルジュという呼び方をされてるみたいなんですが、そういう形で、県のほうもだし国のほうもそういう窓口がありますので、だから、例えば今の段階で、具体的にどういう分野の人材を欲したいと決まっておれば、そういう人材派遣をお願いできるんですが、まだ、具体的にどういう方向で戦略を立てるかというのは決まってませんので、そういう段階で必要になってくると、そういう専門家の方の派遣を要請する場合があるかもしれないです。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　先ほども申し上げたんですが、この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし責任を持って戦略を推進できるかどうかということであります。

この総合戦略の策定は、努力義務と、一応なっておりますが、そして、また２０１５年度１年間の猶予もあります。

しかし、一日も早い人材の確保が大事じゃないかなということを思いましたときに、１年間の猶予という、そういう意味合いじゃなくって、早急に、そういう人材の配置をお願いしたいと思

いますが、いま一度、課長にお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　先ほど申しましたように、それぞれの専門家の派遣ですので、例えば農地関係の専門分野とか、あるいは企業誘致の関係の専門分野と、いろんな方いらっしゃいます。その分野が、どういう方面で戦略にたけるかというのは決まってない段階で、なかなか、その要請がしにくいという部分がありますので、できればその辺を、推進会議を開いて、その方向性が決まった段階で、いろんなアドバイスを受けていきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　資料をいただきましたときに、推進体制案として、当然、町長からもいただいているわけですけれども、やはり１月２９日に立ち上げられて、ある程度は方向性も煮詰めていないと、じゃあいつやるのかというようなことを考えたときに、ちょっと心配な面があるんですけども、町長としては、そのようにお考えになっていらっしゃいますかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　外部からの人材を求めるかというお話でございますが、その要項等を見てみますと、副町長というか、それプラスの人たちを国から来て、その人がある程度まとめていくという形の内容かなということで、私は読ませていただきました。

その意味合いで、私は今の地域政策室を充実させて、町の課題がいろいろあります。そちらのほうを、きちっと、今後、総合戦略に乗せていって、その取り組みについて、各会の代表者、いろんな方々のご意見を踏まえて、そして我が町には、隣に都城市もあります。そしてその方々も、常やに、これまでもいろんな形でお手伝いをいただきました。その知恵も借りながらやっていきたいなと思います。

ですから、この国からの派遣という限られた人数で、そして限られた自治体の中に呼び込むかというところは、私としては、今のところ考えていないとこなんですけど、担当課のほうでは、総合戦略をつくる中でのそういう専門家の必要性というのがあれば、そこを呼ぶということでございますので、そのあたりを踏まえながら考えていくのかなというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　これは、ぜひぜひ早急的な取り組みとしてお願いしたいと思います。

次の、２番目の質問でありますが、これは、当然関連のあるということで、私も取り上げたところでありますけれども、当町は、都城市のベッドタウンとして位置づけられておるんじゃないかなと思ってます。しかし、今、人口増にはなっているんですが、この町のにぎわいには、何か

ちょっといま一つじゃないのかなと、人数が多い割には、そう思います。

都城市との連携と思うと、消防、医療、ごみ処理等では、当然、依存しているような形であります。だけど、それなりに当町も負担金をしているわけですので、おんぶにだっこというわけではございませんけれども、やはり、そういう意味では、都城市との連携は大変重要な部分ではあるというふうには思っております。

それと、また企業誘致に関しては、今回、都城市と三股町で、都城地域企業立地推進協議会を発足されたということでありますので、これについては評価ができるのではと思っております。

そういうことを考えましたときに、やはり多方面でも連携することで、お互いの情報交換、それがまた、ともにすることによった活性化につなぐものではないかと思いますが、一応、通告にありましたように、周辺市町村との連携のあり方についてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　周辺市町村との連携のあり方についてというご質問ですが、周辺市町村との連携につきましては、本町は都城市、曽於市、志布志市と定住自立圏構想協議会を設置しておりまして、昨年の１２月議会におきまして、ご承認いただきました平成２７年からの共生ビジョン、これにおきまして、雇用創出における移住、定住の促進を連携して取り組むこととしております。

また、雇用の面では、都城市と共同して就職の説明会、あるいは就職支援セミナーなどを開催しております。本町の約６割の住民が町外に勤務している状況から、特に仕事に関する周辺市町村との連携は大変重要であるというふうに認識しております。

今、議員がおっしゃったように、昨年８月に発足しました都城地区企業立地促進協議会とも連携しながら、しっかりと、仕事づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　本当に、いろいろな知恵、アイデアを考えますと、いろんな方面で取り組めるのかなと思うわけですが、私の、例えばの話でございますが、スポーツ関係、当町としては、すごく町長も力を入れてくださっているわけですけれども、こういう関係で、大きなイベントも合同で計画して、競技場は三股で、残念ながら宿泊所は三股にはございませんので、宿泊は都城として、そして、その競技場に来られる方に対して、三股町がお弁当とか飲み物とかそういうものを出店できるような体制をとりながら、これが、町の活性化のための販売の促進につなげるということを考えたときに、まち・ひと・しごとという意味合いを考えたときに、こういうものも重要なポイントになるんじゃないかなと思うわけです。

ですから、一番身近な都城市こそが、よきパートナーとして捉えられているわけですけれども、この辺のところもいかがでしょうか。課長としては、今後の課題の中で取り入れていただけたら

ありがたいと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　先ほど申しました共生ビジョン、この中で、先ほど言った就職関係だけじゃなくて、医療から、そういうスポーツから多方面について同じ自立圏としてやっていこうということで取り組んでますので、今、おっしゃったスポーツ関係、いい話ですので、ぜひ協力しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　ぜひぜひ、いい方向で煮詰めていただけるとありがたいと思っております。

　では、次、③に行きます。地方の、この今回の創生法が成立した一因には、東京圏への人口が過度に集中していることを是正させるための法案でもあるわけです。

　私自身の身近なことを申しますと、９地区には、他県からの移住された方々が結構おられるようであります。しかし、それは各個人の事情によって移住をされている現状でございます。今回の地方移住の推進ということを考えると、やはり、行政として大きな意味合いでの移住というのを考えなきゃいけないのかなって思いましたときに、行政としてはどのように取り組まれているのか、あるいは、また今後について何か計画があるのかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　地方維持の推進についての現状と今後についてでありますが、現在本町は、県内の町では、唯一人口が増加しておりまして、生活の利便性とか子育て支援、過疎定住奨励金など本町の施策が評価されて、町外からの転入者がふえているものと考えております。

　また、国の総合戦略に掲げている都市部への人口流出を減少させて、都市部から移住定住を推進するための施策につきましては、現在、各種のセミナー、移住定住のセミナーが、月に３回ずつあちこちでされてますので、そういうところに職員をどんどん派遣して、情報収集と勉強をさせているところでございます。

　今後、どのような施策が本町について有効なのか、その辺を十分検討して、２７年度に策定します総合戦略に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　近年、田舎暮らしを希望する人は確実にふえていると、テレビでもよく見受けられるんですけども、確かにそういうＩターン、Ｕターン、何かＪターンとか、ターンという言葉を使って、そういう若い方々も、どんどん田舎のほうに引っ越してきてくださっているというのがあっているようでございます。

この移住希望者の相談業務などを行っているＮＰＯのふるさと回帰支援センターというところが東京にあるようでございます。そこへ来られている、ご相談に来られている方々の７割が定年を見据えた５０歳代以上で、今まではあったそうでございます。しかし、近年は４０代以下の相談者が過半数を占めているということであるようであります。

来訪する、また相談者の約７割は、希望地域が決まっていないということでありますので、じゃあ、その決まってない方々に、どうＰＲして移住を決めていただくのかというのは、自治体側のＰＲのその次第で、人気が大きく左右される傾向があると言われておるわけなんです。

ですから、今後の取り組みの中で、受け入れ態勢を、また、いかに充実させていくかが課題になると思うんです。ただ、やみくもに来てください来てくださいのＰＲだけは、当然、誰も食いついてくれませんので、やはり魅力のある我が町にぜひ移住してくださいというためには、当然、自分たちがまずもって、どういう対策をとろうかと、魅力ある町をＰＲしていくための戦略として、どういうふうに考えておられるのか、これ、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　よく、まちづくり、地域の活性化で「若者、よそ者、ばか者」といいますけれども、本当、よそから三股を見て、そしてまた、そういう熱意を持った人が来ていただけるということは、地域の活性化に大いに貢献できるのではないかというふうに思います。

特に、我が町は、この人口がふえているといいますけれども、これは、都城かいわいというか、境界沿いのお話でございまして、一方では過疎化あるいは空洞化が進んでますので、そういうところのまちづくりをどうやったらいいのかという意味合いでは、やはり、この移住というのも一つの大きな魅力かなというふうに思います。

そのためには、やはり、この本町の中でも空き家とか、いろんな、またすばらしい資源もございますので、そういうところの磨き上げ、そしてまた、そういう定住できるような環境整備、仕事もありますし、そういうふうなものを発信できるように取り組みたいと。

そのために、今回、国のほうでも、それぞれの町の魅力を発信する移住を促進するＰＲビデオをつくんなさいというようなこともございますので、そういうのに積極的に取り組み、少しでも、やはり、この移住で活性化というのを、一つの方策として考えていきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　もう、本当、一番、自治体が、身近な自分たちが、そういう活性化に対して取り組まなきゃいけないことは当然でございますが、国としても、やはり新しい人の流れをつくるっていう意味合いでは、仕事がなければ、なかなか人も流れが来ないということで、地域仕事支援事業、こういう名称で、まだ立ち上げてないようですけど、今後、国としては立ち上げていこうという計画のようでございますので、大いに、そういうところに情報を提供し

て利用すればいいのかなと思うわけでありますが、これは、ちょっと課長にお尋ねしたいんですが、今後の課題の中で、どのように、この件については思われますかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉　祐三君）　今まで、三股町、人口ふえてきたのは、仕事持った人が、住まいだけ三股につくるっちゅう場合が多かったんです。これが、都会からの移住者になると、どうしても、住まいだけじゃなくて仕事を見つけないといけないということで、まず、この仕事の問題を何とかして解決したいということで、先ほど申しましたように定住自立圏、共同をしながら、一緒に、この仕事づくり、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　本当に、子供たちが高校を卒業して、どこに就職するのって聞いたら、やはり都会なんです。それで、本当にいい子供さんたちがいっぱいいらっしゃるのに、そういう人材が、本当に都会へ向かって羽ばたかれていかれていると、もったいない話だなと思っているわけでございますんで、ぜひぜひこれも、仕事を三股ですることによって、本当に幸せな家庭が築けたというような、そういうことになりますように、ぜひ努力をお願いしたいと思っております。

次に、これもこの続きとして関連がございますが、④の中には、結婚・出産・そういう類いがちょっと書かれておりますが、当町では、近年、子育てしやすい町として評価を得ています。これは、本当にうれしい限りであります。

ところが結婚となると、なかなかその気運が、いま一つかなと思うわけです。うちの親戚関係もそうなんですけども、いろいろみんなと話をしていると、「うちの息子もねえ」って、「いや、うちの娘もなかなかねえ」とか、ちまたの中では、よくそういう親御さんたちの嘆きの声というか共通の話題というか、そういうものをお聞きするわけですけれども、先ほど、一緒におっしゃっていただいたように、基本には雇用の場がなかなか確保しにくい、あるいは、あっても収入の安定がかかせない、なかなか厳しい、家庭を持つまでには、ちょっと女性の方がうんと言ってくれないとか、そういう部分もあります。

ですから、こういう結婚・出産・子育て・教育、こういう環境の整備というのは大変な大きな課題であります。しかし、この大きな課題は、少子化を食いとめるためには、もう遅いぐらいなんです。でも、今からでも真剣に取り組まなければ、ぐずぐずしていたら未来の展望は開けないわけでありますので、この結婚・出産・子育て・教育の環境整備について、現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　本町は、県内の町では唯一人口が増加しており、さらに、１４歳以下の

若年人口の割合が県内市町村の中で一番高いことから、現状の子育てや教育などの環境整備については、先ほどからお話しもされてますが、一定の評価を受けていると考えています。

しかしながら、この出会いとか結婚とかについての環境といいますか、これについては、まだどうなのかなと、十分、行政が動いているのかなと、そこに行政が入るべきなのか、そのあたりも課題があるかと思いますが、そのあたりを、今後、総合戦略、それに人口ビジョンを策定する過程の中で検証したいというふうに考えています。

現在、三股町では、「きずな」という若い人たちの組織が、それで、よく出会いの場の創出と、出会いの場の計画をされています。また、都城の中で商工会議所、そちらのほうの青年部組織のほうでもやられておるということで、今のところ、そういうところに活動しているわけなんですが、これに、行政として、どんな形でお手伝いできるのか、そのあたりも今後の課題かなというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　この創生法の戦略といいますか、この戦略を一日も早く実現できることが、何回も繰り返しますが、回り回って生活の安定につながって、町の活性化へと当然連動いたすわけであります。

この創生法は、５年間かけて成功しましょうという国の指針の中での取り組みではございますが、まち・ひと・しごとは生き物であります。一日も早く改善されることを願わない人はいないと思います。

この地方創生推進本部長の、町長が一番強力なトップリーダーでございますが、一応、推進会議とか、いろいろ今後の人づくり部会とか仕事づくり部会とかいう案として掲げられてはおるんですけれども、町長の協力なリーダーシップがなければ、扇のかなめでもございますわけですから、これは扇も開かないわけですので、ぜひ、ちょっと重複するかもわかりませんが、最後の町長の今後の取り組みを、再度お尋ねしたいと思ってます。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　私、選挙のときに、５つのプロジェクトというのを掲げさせていただきました。その５つのプロジェクト以降に、まち・ひと・しごというのは非常に連携がとれるのかなというふうに思います。

先ほどありました、スポーツを中心としたところの地域経済の活性化というのも一つの方策ですし、そしてまた、いかに仕事を持ってくるかということも、また、しかし、仕事も、単に持ってきても、それでみんな満足するかというんじゃなくて、その仕事の資質だと思うんです。やはり、ある程度の研究職みたいな形の、あるいは事務職みたいな形のそういう専門的な部分の仕事をしたいという方が、この、そういう仕事があるかどうかというのも、そういう一つの選択肢に

なっていきますし、いろいろな意味合いで、そういう仕事自体を、今回、国のほうでもいろんな税制改正等を踏まえて、この手当てしているみたいでありますので、そういうのを踏まえながら、先ほどからお話があります総合戦略の中に、きちっと位置づけまして、そして、それを早目早目に手を打って実現するような努力をしていくということだと思います。

その意味では、言われるようにリーダーシップは大事ですから、そのあたりについては、この他の団体に負けないように頑張っていきたいなと思ってます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　次の⑤でございますが、これについては、企業誘致への取り組みについては、先日１番議員が質問されましたので、重複しますので、この件については割愛させていただきます。

最後に、まち・ひと・しごと創生法は、大変重い課題でありますけれども、三股町を未来につなぐためには、「今でしょ」という思いで取り組まなければならないと思います。今、私たちにできることを真剣に受け止め、目標を達成できることを期待しながら私の質問を終わります。

○議長（山中　則夫君）　全ての一般質問は、これにて終了いたします。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後２時47分休憩

〔全員協議会〕

午後２時47分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後２時48分散会

平成27年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第６日）

平成27年３月18日（水曜日）

議事日程（第６号）

平成27年３月18日　午前10時00分開議

日程第１　追加議案の取扱いについて

日程第２　常任委員長報告

日程第３　質疑

日程第４　討論・採決（議案第１号から第２２号、第２４号から第３５号及び第３７号から第４２号までの４０議案）

日程第５　選挙管理委員会補充員の選挙

追加日程第２　発議第１号の上程

日程第６　常任委員会の視察研修報告

日程第７　議会運営委員会の視察研修報告

本日の会議に付した事件

日程第１　追加議案の取扱いについて

日程第２　常任委員長報告

日程第３　質疑

日程第４　討論・採決（議案第１号から第２２号、第２４号から第３５号及び第３７号から第４２号までの４０議案）

日程第５　選挙管理委員会補充員の選挙

追加日程第２　発議第１号の上程

日程第６　常任委員会の視察研修報告

日程第７　議会運営委員会の視察研修報告

出席議員（10名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	10番　池田　克子君

11番　山中　則夫君　　12番　桑畑　浩三君

欠席議員（２名）

８番　大久保義直君　　９番　重久　邦仁君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　重信　和人君　　書記　久寿米木和明君

書記　山田　直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村　尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇　哲朗君
税務財政課長	山元　宏一君	地域政策室長	鍋倉　祐三君
町民保健課長	上村　陽一君	福祉課長	岩松　健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉　秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元　道弥君
会計課長	財部　一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　おはようございます。開会前でありますが、重久君、大久保君より欠席の通知が来ておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員は１０名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

起立。礼。

日程第１．追加議案の取扱いについて

○議長（山中　則夫君）　日程第１、追加議案の取り扱いについてを議題とします。議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　福永　廣文君　登壇〕

○議会運営委員長（福永　廣文君）　おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

１６日の本会議終了後、議会運営委員会を開き、本日、追加上程されます議員発議第１号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例の取り扱いについて」を協議いたしました。

その結果、議員発議第１号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり発議第１号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、発議第１号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．常任委員長報告

○議長（山中　則夫君）　日程第２、常任委員会委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長　佐澤　靖彦君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤　靖彦君）　おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果を会議規則第７６条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第１号、２号、３号、４号、５号、６号、７号、８号、９号、１０号、１２号、１３号、１４号、１５号、１６号、１７号、２０号、２１号、２２号、２４号、２５号、２８号、２９号、３０号、３１号、３７号、４０号、４１号の計２８件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第１号「三股町一般職の職員臨時特命に関する条例等を廃止する条例」。

本案は、現在運用されていない７つの条例について、それぞれ廃止するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２号「社会福祉法人の助成手続に関する条例の全部を改正する条例」。

本案は、社会福祉法に基づき制定している条例中、引用している法の条数に誤りがあり、今回、この訂正に合わせて、助成の範囲、要件、使用制限等を新たに規定し、全部改正を行うものです。

審査の過程の中で、社会福祉法第５８号を適用するなら百条委員会を用いらずに解決を図れたのではないか、法律上分野の熟読を図るべきではなかったかの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」。

本案は、乳幼児医療費助成の範囲を拡大し、平成２７年度から入院に係る医療費助成を小学生に拡大するに当たって、条例の表題を「三股町子ども医療費助成に関する条例」として改め、条例の全部改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第４号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」。

議案第５号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」。

２議案について関連がありますので、一括してご説明いたします。

これら２議案は、組織機構の見直しに伴い、一部を改正するものです。

内容としては、総合戦略の策定や社会保障・税番号制度の運用開始に向けた所管事務の増大に伴い、地域政策室を企画政策課に名称を変更するとともに、６次産業化への取り組みを強化するために、産業振興課の事務分掌に追加しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第６号「三股町行政手続条例の一部を改正する条例」。

本案は、行政手続法の一部改正により本町の条例による処分や行政指導に関して、行政指導の中止や違反行為の是正のための処分等の規定を追加することとなったために所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。

議案第８号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」。

議案第９号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

この３つの議案については関連がありますので、一括して説明します。

本案は、これまでの給与構造改革による人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しで、一般職の給与に関する条例の一部を改正するものです。

すなわち、職員は給与表の平均２％を引き下げ、管理職員特別勤務手当の見直しを行うものです。

なお、特別職については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うものです。全体で、１，２７６万５，０００円余りの影響額となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１０号「特別職職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」。

本案は、「個人情報保護審査会委員」及び「いじめ問題再調査委員会委員」を設置することにより、それらの委員等の報酬をそれぞれ追加するもので所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１２号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

議案第１３号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

２議案について関連がありますので、一括して説明します。

本案は、平成２７年度から入院に係る医療費助成を小学生に拡大するために当たって、所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１４号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険料につきましては、国が定める標準段階をもとに市町村で設置することとなっています。平成２６年度で第５期介護保険事業計画が終了し、平成２７年度から２９年度までの第６期計画が新たに始まり、所得水準に応じてきめ細かな保険料設置を行う観点から国の政令が改正され、これまでの６段階が９段階に見直されます。

基準となる保険料額に乗じる率及び所得基準等は国のとおりに設定し、保険料額については、本町の介護保険給付費の今後の状況等から積算し、保険料率１．００の段階の年額６万２，４００円（月額５，２００円）を年額７万８００円（月額５，９００円）に改正し、それぞれの段階で改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１５号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

議案第１６号「三股町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」。

この２議案につきましては、関連がありますので一括して説明します。

第１次地域主権改革一括法により、国で定めておりました指定密着型サービス基準や指定密着型介護予防サービスの基準等を市町村の判断と責任において条例で定める方向になったことにより、平成２５年度３月厚生労働省の省令を基準として条例の制定をしておりますが、平成２７年４月１日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されましたので、この改正省令を基準に条例の一部を改正を行うものです。

慎重に審査した結果、可決すべきものと決しました。

議案第１７号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」。

本案は、増加傾向にある高齢者の状況や外部評価制度の意見を参考とし、協議した結果、支給対象者は現状のままとし、支給額について見直しを行うものであります。

審査の過程で附帯意見が出ました。今回、減額幅が大きいので、減額緩和について再検討を求めるものです。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

議案第２０号「三股町いじめ問題再調査委員会設置条例」。

本案は、教育委員会におけるいじめ問題に関する調査機関として、昨年、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会を共同設置したところです。本案は、いじめ防止対策推進法第３０条第２項の規定に基づき、町長部局においていじめ問題に関する再調査機関を設置するため、三股町いじめ問題再調査委員会設置条例を定めようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２１号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」。

議案第２２号「三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」。

この２議案については、関連がありますので、一括して説明します。

平成２５年６月に公布されました第３次一括法の施行に伴い、平成２６年４月１日に介護保険法の一部の改正が行われ、これまで厚生労働省が一律で定めていました「指定介護予防支援等に係る基準」及び「地域包括支援センターの職員等に係る基準」について、省令に定める基準に基づき、市町村が条例で定めることとなったために条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２４号「平成２６年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額３１億８，５８１万４，０００円に歳入歳出それぞれ４，３５６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億２，９３８万２，０００円とするものです。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金及び共同事業交付金を増額補正するものです。

また、歳出の主なものとしましては、一般被保険者の保険給付費を増額補正し、共同事業出資金を交付決定に伴い減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２５号「平成２６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」。

本案は、歳入歳出の予算の総額２億４，５５８万３，０００円から歳入歳出それぞれ２２万７，０００円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ２億４，５３５万６，０００円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、一般管理費システ

ム改修委託料を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２８号「平成２７年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３５億３，２００（　）６，０００円とするもので、対前年度比１３．９％、４，２７７万６，２００円の増額となっています。

歳入の主なものとしては、対前年度比で国庫支出金が９．９％、県支出金が１４．２％、共同事業交付金が１１０．６％、繰越金が３９．４％の増、保険税が２．９％、療養給付費等交付金が２８．７％、前期高齢者交付金が９．７％の減となっています。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で保険給付費が３．６％、後期高齢者支援金が１．９％、共同事業支出金が９６．５％の増、介護給付金が１０．８％の減となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２９号「平成２７年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，８０３万４，０００円とするもので、対前年度比０．６％、１５１万１，０００円の減となっています。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合給付金等を広域連合の見込みにより計上したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３０号「平成２７年度三股町介護保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億７，１３６万６，０００円とするもので、対前年度比１．８％、３，５９８万６，０００円の増となっています。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金の増が主なものです。

歳出につきましては、保険給付費が１．７％、３，２５４万２，０００円の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３１号「平成２７年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３３４万９，０００円とするもので、対前年度比９．１％、１１１万４，０００円の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３７号「第２次三股町男女共同参画プランの策定について」。

本案は、三股町男女共同参画推進条例に基づき、平成２７年度から平成３６年度を計画期間として策定し、三股町議会基本条例第９条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第４０号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」。

本案は、都城市道街区三股線において、町道と重複する部分の管理を都城市が行うものとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第４１号「指定管理者の指定について」。

本案は、三股町在宅ディ・サービスセンターの指定管理者の指定期間が今年度をもって満了するのに伴い、公募しないで現在の指定管理者であります社会福祉協議会を１年間指定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託された案件の説明報告を終わります。

○議員（１番　池邉　美紀君）　数字の読み間違いがあったので。

○総務厚生常任委員長（佐澤　靖彦君）　どこですか。

○議員（１番　池邉　美紀君）　２１号です。歳入歳出それぞれ３５億を、３，２００と言われたので。３２０万。

○総務厚生常任委員長（佐澤　靖彦君）　そうですね。済みません。失礼しました。

議案第２８号「平成２７年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３５億３２０万６，０００円とするものです。対前年度比１３．９％、４，２７７万６，０００円に……。（「４億」と呼ぶ者あり）４億２，７７６万２，０００円の増となっています。

歳入の主なものとしては、対前年度比、国庫支出金が９．９％、県支出金が１４．２％、共同事業交付金が１１０．６％、繰越金が３９．４％の増、保険税が２．９％、医療給付費等交付金が２８．７％、前期高齢者の交付金が９．７％の減となっています。

歳出の主なものとしては、対前年度比、保険給付費が３．６％、後期高齢者支援金等が１．９％、共同事業支出金が９６．５％の増、介護納付金が１０．８％の減となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。（「数字だけ」と呼ぶ者あり）数字だけ。（発言する者あり）

以上、総務厚生常任委員会の審査の結果について報告いたします。

○議長（山中　則夫君）　次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長　内村　立吉君　登壇〕

○建設文教常任委員長（内村　立吉君）　おはようございます。

それでは、建設文教委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第１１号、１８号、１９号、２６号、３２号、３３号、

３４号、３５号、３８号、３９号の計１０件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第１１号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、平成２６年４月に施行された改正農地法により、農地台帳及び農地に関する地図の公表が法定化されたため、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全体一致で可決すべきものと決しました。

議案第１８号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町墓地公園の使用者の資格について、その規制を緩和するために所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」。

本案は、入居者資格について改正するもので、内容につきましては、裁量階層の収入基準額の見直し並びに裁量階層の対象者の範囲を拡充することの所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２６号「平成２６年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額３億５，０３２万９，０００円から歳入歳出それぞれ３，７００万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億１，３３２万９，０００円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額補正し、歳出の主なものとしましては、実施設計委託料及び工事請負費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３２号「平成２７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，８４３万４，０００円とするもので、対前年度比２．６％、１２７万４，０００円の減となっています。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なもととしましては、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３３号「平成２７年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，８２５万５，０００円とするもので、対前年度比２．７％、１０１万４，０００円の増です。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、処理施設維持管理委託料及び公債費です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３４号「平成２７年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進しているところです。

平成２７年度は、引き続き認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、平成２６年度に申請手続を終えました次の認可区域の測量設計等を進めていくこととしています。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４，１１４万５，０００円とするもので、対前年度比９．２％、３，７１６万８，０００円の増です。

歳入の主なものにつきましては、施設使用料が６，４０７万５，０００円、国庫支出金が１億５００万円、繰入金が１億３，１０９万２，０００円、町債が１億３，１９０万円で、歳出の主なものとしましては、実施設計委託料が３，２３１万７，０００円、下水道管渠工事費が２億１，８００万円、公債費が１億１，８５４万２，０００円です。

なお、当該工事費には、西部地区体育館建設に伴う公共下水道整備費１，５００万円を含んでおります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３５号「平成２７年度三股町水道事業会計予算」。

水道事業は、安心で良質な水を、安定的に供給することに努めているところであり、平成２７年度は配水池の耐震診断を行うとともに、老朽管の更新及び新設配水管の布設工事等を計画しております。

平成２７年度の業務の予定量は、給水戸数１万１，１０９戸、年間総給水量２５３万２，３０７立方メートル、１日平均給水量６，９３８立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は、４億２，６６７万５，０００円を予定し、このうち主な収益は水道料金の３億７，３４６万４，０００円であり、収入全体に占める割合は８７．５％となります。また、水道事業費用は、３億９，９３９万円を予定し、このうち主な費用は職員給与費、減価償却費、企業債利息、施設の維持管理費等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は１，１９０万１，０００円を予定し、このうち主なものは一般会計負担金であります。

一方、支出の総額は２億９４６万円を予定しております。

主なものとしましては、施設費、企業債元金の償還であります。

施設費における石綿管等の老朽管布設替工事及び送水・配水連絡管布設工事が主なものであります。

なお、第４条予算の収支不足額１億９，７５５万９，０００円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補塡するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３８号「町道路線の廃止について」。

本案は、町道の整備や町営畑地帯総合整備事業に伴い、一部農道へ移管するための起点の変更により廃止を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３９号「町道路線の認定について」。

本案は、開発行為に伴う新規認定や町営畑地帯総合整備事業に伴い、一部農道へ移管したものを町道へ再認定を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、建設文教常任委員会に付託されました案件の説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長　池邉　美紀君　登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邉　美紀君）　一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について会議規則第７６条の規定に基づき報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第２７号、４２号の計２件でございます。

以下、ご説明いたします。

議案第２７号「平成２７年度三股町一般会計予算」。

平成２７年度の予算平成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向をみて、予算編成を行ったものです。

我が国の経済は、アベノミクスの３つの政策「３本の矢」による一体的取組から消費者の購買意欲や企業の設備投資、雇用などが改善し、消費の内需を中心に景気回復の動きが広がりつつありました。しかし、平成２６年度４月に消費税率が５％から８％に引き上げられ、それ以降景気の動向は順調とは言いがたい状況が続いています。

こうした中、政府は、デフレからの脱却などを理由に、平成２７年１０月に予定していた消費税率８％から１０％への引き上げを、平成２９年４月に先送りしました。

また、景気の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成２７年度当初予算と合わせて平成２６年度補正予算を編成しました。それは、３兆５，０００億円規模で消費や地方の支援に軸足を置いたものとなっています。

地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比２．３％増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は前年度当初と比べて０．８％の減額となっています。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の

抑制に努めて予算編成を行ってまいりました。本町の自主財源は、前年度に比べ、額、率ともに伸びているものの町税については減収となっております。歳出においては、投資的経費は大幅に減ったものの、義務的経費や経常的経費はますます増加しており、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況です。

平成２７年度の年間を通した予算では、行財政改革を推進しつつ、地方単独事業など、起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、「第１表歳入歳出予算」の概要について説明します。

平成２７年度の歳入歳出予算額は、９２億４，０００万円で、対前年度比４．１％、４億円の減となっています。

歳入のうち自主財源は、３２億３，６８１万１，０００円で構成比３５％、依存財源は６０億３１８万９，０００円で構成比６５．０％となっており、前年度より自主財源の割合が２．３増となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が４６億９，４１４万８，０００円で構成比５０．８％、経常的経費が３６億５，１９０万１，０００円で構成比３９．５％、投資的経費が８億９，３９５万１，０００円で構成比９．７％となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が伸び、投資的経費の割合が減っています。

次に、「第２表債務負担行為」については、教育用パソコン導入事業ほか２件について、数年にわたり債務が発生することから債務負担行為をそれぞれ設定するものです。

次に、「第３表地方債」については、公共事業等債のほか、総額で５億８，４１０万円の借り入れを予定しているものです。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについて説明します。

「西部地区体育館建設事業」として２億８，７０２万４，０００円、「上米公園パークゴルフ場整備事業」８，２００万円、「島津紅茶園切寄道路改良ほか道路整備事業」８，２６０万８，０００円、「浄化槽設置整備事業」２，１８０万４，０００円、新規事業として「榎堀・射場前団地整備事業」５，９９１万９，０００円、「第３地区分館屋根外壁等改修事業」１，８８０万４，０００円、「前目児童館トイレ改修事業」８９０万１，０００円など、総額で８０億９，３９５万１，０００円の投資的事業の予算となっています。

また、投資的事業以外の新規事業の主なものについて説明します。

総務費は、公共事業の老朽化対策及び適正化を図るための「公共施設等総合管理計画策定事業」１，３１９万１，０００円、平成２８年度から３２年度三股町の基本計画を策定するための「第５次三股町総合計画後期基本計画策定事業」５６５万４，０００円などが主なものです。

民生費は、子ども・子育て支援新制度開始に伴う保育所・認定こども園・幼稚園に対する運営

補助を行う「子ども・子育て支援事業」１３億1，１４９万4，０００円、小学校6年生までの児童の入院費に係る医療費を助成する「小学生医療費助成事業」９２４万6，０００円、障がい児（者）等から相談を受け、必要な援助を行う「基幹相談支援センター委託事業」９５６万9，０００円などが主なものです。

衛生費は、健康づくりを推進するための「いきいきげんきみまた２１第２次計画策定事業」５３５万4，０００円、虫歯予防としてフッ化物洗口を実施する施設に対して補助を行う「虫歯予防事業」６３万2，０００円などが主なものです。

農林水産業費は、農地の貸し手と担い手を結びつけ農業の環境づくりなどを推進する「農地中間管理事業」７８０万6，０００円が主なものです。

土木費は、道路法の改正により道路橋の点検を義務づけられた「橋梁点検事業」８００万円が主なものです。

教育費は、「アスリートタウンみまた」及び「健康で豊かな生活ができるまちづくり」の一翼を担う「ハーフマラソン大会実施事業」７５１万円などが主なものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

意見として虫歯予防のフッ素の問題について取り組むかどうかまで検討すべきとの意見が出ております。

続きまして、議案第４２号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第８号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、平成２６年度の会計年度末を控え、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものです。

歳入歳出予算の総額１０５億9，０３０万1，０００円に、歳入歳出それぞれ8，５４１万1，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０６億7，５７１万2，０００円にするものであります。

まず、歳入の主なものについて説明します。

地方交付税は、調整率の変更により増額補正するものです。

国庫支出金は、国庫負担金において障がい者福祉費負担金を交付決定により減額補正するものです。

また、国庫補助金においては臨時福祉給付金補助金などの社会福祉費補助金、社会資本整備総合交付金、がんばる地域交付金などの補助金を実績見込み及び交付決定により増減額補正するものです。

県支出金は、県負担金において障がい者福祉費負担金を交付決定により減額補正するものです。

また、県補助金においては、浄化槽整備事業に係る環境整備費補助金を交付決定により減額補

正し、森林整備加速化・林業再生事業に係る林業費補助金を増額補正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税による指定寄附金を増額補正するものです。

繰入金は、財政調整基金からの基金繰入金を減額補正し、ふるさと未来基金からの基金繰入金を増額補正するものです。

諸収入は、過年度精算に係る民生費過年度収入を増額補正するものであります。

町債は、道路整備事業等に係る土木債をがんばる地域交付金を充当したことにより減額補正するものです。

次に、歳出の主なものについて説明します。

総務費の総務管理費は、一般管理費において時間外勤務手当に係る職員手当や報償費を、企画費においては、ふるさと納税推進事業業務に係る委託料を増額補正し、臨時福祉給付金支給事業費においては、負担金補助及び交付金を実績見込みにより減額補正するものです。

また、徴税費においては、償還金利子及び割引料を減額補正するものです。

民生費の社会福祉費は、社会福祉総務費において障害者福祉サービス利用等に係る扶助費を実績見込みにより減額補正し、償還金利子及び割引料を増額補正するものです。老人福祉費においては、後期高齢者医療に係る連合会負担金を増額補正するものです。

衛生費の保健衛生費は、保健衛生総務費において都城地域健康医療ゾーン整備事業に係る負担金補助及び交付金を、予防費においては、がん検診等の委託料を、環境衛生費においては、浄化槽設置に係る負担金補助及び交付金を、それぞれ減額補正するものです。

また、清掃費は、清掃総務費において、クリーンセンター管理業務に係る委託料を、し尿処理及び塵芥処理費においては、工事請負費を実績によりそれぞれ減額補正するものです。

農林水産業費は、森林整備加速化・林業再生事業に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものです。

土木費の道路橋梁費は、橋梁修繕設計に係る委託料を、島津紅茶園切寄線道路整備事業に係る工事請負費をそれぞれ実績により減額補正するものです。

また、都市計画費は、公共下水道事業に係る繰出金を減額補正するものです。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立のため積立金を増額補正するものです。

次に、第２表繰越明許費においては、保育施設整備事業ほか２事業合わせて４億５，１９９万８，０００円繰り越すものです。

最後に、第３表債務負担行為補正においては、都城地域健康医療ゾーン整備事業の限度額を３５０万３，０００円に変更するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで本会議を１１時５分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．質疑

○議長（山中　則夫君）　日程第３、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第２３号、議案第３６号を除く、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は１議題につき、１人３回以内となっております。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑のないようですので、質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．討論、採決

○議長（山中　則夫君）　日程第４、討論、採決を行います。

議案第１号「三股町一般職の職員の臨時待令に関する条例等を廃止する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論もないので、これにて討論を終結します。これより採決を行います。

議案第１号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号「社会福祉法人の助成手続きに関する条例の全部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２号は、総務厚生委員長の報告にように、原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３号は、総務厚生委員長の報告により、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第４号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第５号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号「三股町行政手続き条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第６号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第７号は、総務厚生委員長の報告にように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議があるようですので、起立により採決します。

議案第７号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第８号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第９号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第１０号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１０号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議案第１１号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１１号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１２号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１３号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行いま

す。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　議案第１４号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論いたします。

介護保険がスタートしてから１５年、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うとして、発足しました。ところが、３年ごとの改定で、保険料は上がる、サービス内容は、段々、悪くなる一方です。年金は減らされるのに介護保険料は年金から強制的に天引きされ、６５歳以上の方々はこの介護保険には悲鳴を上げております。

一方、介護事業所では、介護報酬２．７７％削減され、介護の崩壊を招くと現場からも怒りの声が上がっております。今回の町の介護保険も基準額で年額８，４００円のアップになります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１４号は、総務厚生委員長の報告にとおり、決することにご異議ありませんか。

異議があるようですので、起立により採決します。

それでは、議案第１４号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

議案第１５号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１５号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議案第１６号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１６号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

議案第１７号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　議案第１７号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、三股町の一般会計扶助費に対する割合が非常に高くなっています。どこかで削られているのがないというところで、厳しいようですけども、やっぱりこういうところを削っていかなければならないという提案があったのかなというふうに思っております。

いわゆる、年齢別のところを消すということではなくて減額という形で譲歩したという話も聞いておりますので、そのあたりを、勘案して、私は賛成の立場をとっております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ただ今、議題になっております議案第１７号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」を、委員長の報告のように賛成の立場と議案に対する反対の立場から討論をいたします。

このお金の影響が約５００万円であります。試算をしてみました。例えば、激変緩和で９０歳から、高齢は現在のままです。８８歳以下は、この改正案のとおり。影響額が２７４万円であります。お金を削るということになってくるのであれば、医療費を小学生以下を無料にしたからと

いうことで、医療費を捻出してきたというふうにされました。

しかし、極端に町から持ち出してやったのがハーフマラソンがあり、お金が７５１万円。もう１つは、予備費が前年は１，０００万円です。今回、１，５００万円の予備費。どこからでもどう捻出してもできるということであれば、こういうふうに、例えば、行政とすれば、毎年、支出です。だけども、もらう人は、５年に１回、一昔前のように年齢が来たら毎年もらっていたんであれば、それはそれでわかります。

しかし、そのポイント、ポイントしかもらえない。今回、お金を自分の番だなと思った人が例えば４万円でした人が、残念でしたね、ことしから１万円、というふうになりかねない。そういうことでいうと、お金に色がついてないわけで、はい、こう持ってきました、普通町民が見ると、ハーフマラソンをするためにこれを削ったというふうに見られても、過言ではないというふうに申し添えてこれは、もう１回考えるべきだと思う点で答弁いたします。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　私も、敬老祝金条例の一部を改正する条例には、反対の立場で討論いたします。

８８歳からの金額を減らすことには、別に異存はないんですけど、８０歳は初めてもらう敬老祝金ですよね。これを５，０００円にすると、同じ同級生でも、基準日によって、去年８０歳になった人で１万円もらった人と、同級生の間で話が出たときに、基準日以降に生年月日がある人は、俺も、もう、８０歳になってる。来年は１万円祝い金がもらえるなあというふうに思ってた人が５，０００円になったといったときに、やはり、がっかりするだろうなと思うんです。

だから、私は、全てのお祝い金っていうのは、一律に１万円にしたら、計算したところ、最高年齢になって３万円にしたときに６１３万円で、約、前年度よりも４割ぐらいになるというふうなことでできるわけです。

この案によれば、１６４万５，０００円アップするぐらいで、できるわけですので、やはり、８０歳からの人も、やっぱり１万円ってことで、お祝い金だから１万円ていうふうな金額でしてほしかったなというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかに討論はありませんか。桑畑君。

○議員（１２番　桑畑　浩三君）　戦後、日本では長寿と健康に最高の価値に置いてきたんです。私は、個人的には長生き、必ずしもめでたからずと思っております。

この祝い金も、やはり、執行案どおりに見直していんじゃないかというふうに思うわけです。現在、平均年齢が男女とも８０歳を超えて、いっぱいいるわけです。生きてりゃ、みんな年とるわけですから。あと、５年ごとに区切っていますが、これも家庭では、５年ごとにお祝いしませ

んよね。米寿の祝いとか、そういうふうにやりますよね。だから、傘寿、米寿、卒寿、白寿、それと最高齢者に分けるような改革をやったらどうかなと思ってます。そうでないとこれ、どっかでか区切りをつけて決断しないと、だめだと思うんです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第１７号は、総務厚生委員長の報告は否決でありますが、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「どっちに賛成」「原案」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　可決のほうに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１８号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１９号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第２０号「三股町いじめ問題再調査委員会設置条例を議題」として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２０号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２１号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号「三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２２号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「平成２６年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２４号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号「平成２６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２５号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

議案第２６号「平成２６年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２６号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第２７号「平成２７年度三股町一般会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　２７年度三股町一般会計予算に対しての反対討論をいたします。

２７年度予算は西部地区体育館上米パークゴルフ場整備事業、ハーフマラソンとスポーツにかかわる予算が大幅に増額となっております。一方で敬老祝い金が減額です。高齢者は昨年４月からの消費税５％から８％の増、年金の連続削減、７０歳以上の医療費窓口負担が１割から２割。また、２７年度から介護保険料のアップで、ますます、厳しい生活を強いられる方がふえるのではないかと思います。もう少し高齢者にも温かい施策が欲しかったと思います。

また、安倍政権がマイナンバー制度を本格実施するための国庫補助金１，４５１万４，０００円が計上されております。マイナンバー制度は赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を一括管理するものです。

膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっております。一人一人の社会保障の利用状況と保険料、税の納付状況は国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障の抑制、削減を効果的に進めることが狙いです。このようなプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度に税金を使ってほしくありません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第２７号は、一般会計予算決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第２８号「平成２７年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２８号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議があるようですから、起立により採決します。

議案第２８号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「平成２７年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第２９号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議があるようですから、起立により採決します。

議案第２９号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号「平成２７年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行いま

す。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３０号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議があるようですから、起立により採決します。

議案第３０号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「平成２７年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３１号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３２号「平成２７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３２号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

議案第３３号「平成２７年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３３号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

議案第３４号「平成２７年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３４号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号「平成２７年度三股町水道事業会計予算」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３５号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号「第２次三股町男女共同参画プランの策定について」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３７号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議案第３８号「町道路線の廃止について」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３８号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号「町道路線の認定について」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第３９号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

議案第４０号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第４０号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

議案第４１号「指定管理者の指定について」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第４１号は、総務厚生教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議案第４２号「平成２６年度三股町一般会計補正予算（第８号）」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論がないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第４２号は、一般会計予算決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案第１号の取り扱いについてをお諮りします。

意見書案は、第１号日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

それでは議事日程表の日程第４の次に、追加日程第１、意見書案（第１号）上程をご記入ください。ここで意見書案（第１号）を上程いたします。

意見書案（第１号）について提出者の説明を求めます。池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　農業の発展に必要な生産基盤拡充を求める意見書（案）の提出を求める意見についてご説明申し上げます。

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置づけられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業であります。

平成２４年度から現政権下のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成２１年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について、最大限配慮するよう強く要望するものであります。

１.これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や、実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。

２.今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が、円滑に進められるよう事業予算を確保すること。

３.土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出を求めるものであります。

慎重にご審議のうえ、ご採択いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（山中　則夫君）　これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論もないようですので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

意見書（案）（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

よって、意見書（案）（第１号）が原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（山中　則夫君）　日程第５、選挙管理委員会委員補充員候補者の選挙を行います。

三股選挙管理委員会委員補充員の任期は、平成２８年１２月２１日までであり、先般、選挙管理委員長より地方自治法第１８２条第８項に基づく通知が議長宛てに届いております。

したがいまして、この選挙は地方自治法第１８２号の規定により行われるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については議会運営委員会において、協議の結果、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。

済いません。しばらく、資料の配付をいたしますので、本会議を休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（山中　則夫君）　それでは、資料の配布漏れありませんね。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、今資が料渡りましたが、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、議会運営委員会において協議の結果、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三股町選挙管理委員会委員補充員として、第１補充員竹之内徳夫氏、第２補充員野崎英明氏、第３補充員穐所信博氏、第４補充員櫻木満子氏の４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員会委員補充員の当選任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。よって、三股町選挙管理委員会委員補充員として、第１補充員に竹之内徳夫氏、第２補充員に野崎英明氏、第３補充員に穐所信博氏、第４補充員に櫻木満子氏の４名がそれぞれ当選されました。ただちに公文書をもって、個人に告知し、その承諾を求めることにいたします。なお、万一本人の承諾が得られなかった場合は、次の議会においてその数だけの選挙を行うことにいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第２．発議第１号の上程

○議長（山中　則夫君）　それでは、追加日程第１、議員発議第１号の１議案を議題とします。

（発言する者あり）済みません、追加日程は第２です。ここで提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（福永　廣文君）　資料をちょっと。

○議長（山中　則夫君）　本会議を資料配付のため休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩以前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、追加日程第２ですので、ここで議員発議第１号の取り扱いについてをお諮りします。議員発議第１号を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第５の次に追加日程第２、議員発議第１号上程をご記入お願いいたします。

ここで提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長（福永　廣文君　登壇〕

○議会運営委員長（福永　廣文君）　それでは、「発議第１号三股町議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明申し上げます。

今回の委員会の見直しは、総務厚生常任委員会と建設文教常任委員会での審議案件について著しい偏りが見られました。そこで、新たに総務段行常任委員会と文教厚生委員会として、常任委員会の見直しを行おうとするものであります。先ほど、４号議案で執行部から組織機構の見直しが提案され可決されたところですが、これに伴い、地域政策室と企画政策課とするものであります。よろしくご審議の上、ご承認いただけるようお願いいたします。

なお、当議会の議場の課長の配置につきましては、新たに提案する委員会が左側と右側の課に分けるような状況になるようでございます。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　これより、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論もないようですので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議員発議第１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。よって、議員発議第１号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．常任委員会の視察研修報告

○議長（山中　則夫君）　日程第６、常任委員会の視察研修報告を議題とします。総務厚生常任委員長よりお願いいたします。総務厚生常任委員長。

〔総務厚生常任委員長　佐澤　靖彦君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤　靖彦君）　それでは総務厚生常任委員の視察研修の報告をいたします。

２月の２日、３日、大分県のほうに杵築市と九重町のほうに行ってきました。まず杵築市のほうから報告したいと思います。

杵築市は、子ども・子育て支援がかなり充実してるっていうことで研修してきました。杵築市は、国東半島の南部に位置して、東側には大分空港、南側には温泉で有名な別府市のちょうど真ん中あたりにあるっていうことで、人口が約３万人、世帯数は１万３，５００世帯というようなところで、ちょうど中心部っていうことで、日出ジャンクションの高速道路のところに位置するっていうなところであります。

この杵築市の伝統工芸、あとはまたこの三股でもあります、どぶろく祭りというのが有名で、県内でも有数の水揚げを誇る沿岸漁業が中心、また産業面では、世界のブランドでありますキャノンの進出と、あと山香牛、山香米、ミカン、お茶っていうようなところが産業の資源になっております。

この杵築市は、高齢者社会を迎える中、やはり健康の充実、健康・医療・福祉の充実、社会教育、障害学習の充実等、また定住促進、雇用対策の充実っていう中で、特に力を入れてるのが、子育て支援のほうに力が入れておりまして、子育て支援や幼児、学校教育等には、かなり早い対応をしております。

その中でも、今話題になっておりますこども園に関しまして、この杵築市はこども園に関しては、平成１７年から計画をスタートしまして、平成２２年には園の新築、増改築全てを行いまして、平成２６年にスタートしているような感じでございます。

その中でも視察した研修の中で、山香こども園を視察してきました。これは、かなり広い土地の中に、まず保育園があり、幼稚園があり、放課後児童クラブがあって、その横に道路挟んで小学校というような、１つのグラウンドになって、そこで全部対応できるというようになっております。

その中でも、やっぱり新制度の施行に伴う面で６つほど上がっております。まず１つは、教育、保育のニーズの量と把握、適正な提供、２つ目が利用者負担の公平性、３番目が保育士の処遇の改善に関すること、４番施設から小学校への連絡性能確保、５番目が短時間保育認定の認定による不公平感の増大と、６つ目が年少扶養控除みなし算定廃止に伴う影響っていうことで、この６つが上がってそれも全部解決し、どこよりも早い子ども・子育て支援を取り入れたっていうこと、日本の中でもかなり一歩先を進んでるところに感動されまして、ぜひ、この三股も１度杵築のほうに研修に行ってみてはどうかなっていうところ、ひとつ勉強したほうがいいのかなっていうとこです、思ったところでございます。

３日目が、九重町のほうに行ってきました。この九重町は、大分県の南西部に位置して、人口が約１万１，０００人と、産業は農林業と観光が中心の町であるっていうことです。

１つ目の産業は、地熱発電、これが日本一っていうことで、もう１つは九重“夢”の大吊橋っていうので、この町には日本一が２つあるという誇りを持っておられまして、その中でも九重“夢”の大橋は平成１８年に完成しまして、日本一のつり橋で、現在観光客は１カ月以上前に行ってますんで、その時点で約９００万人の観光客が訪れているっていうことです。この地熱発電も、現在５基稼働しておりますけど、この平成２７年の３月ですから、多分稼働してると思うんですけど、もう１つは稼働するっていうことで、かなりこの日本一で有名になってる九重町でございます。

この九重町も、九重“夢”の温泉郷といたしまして、１２の温泉場があるっちゅうことで、いろんなところの温泉場あるんですけど、その辺は皆さんで検索して見てください。

ずっと少し前なんですけど、大分県には昔一村一品運動というのがありましたけど、この九重町は一村六品で生産販売量を伸ばしてきているっていうところがあります。まず１つは、シイタケ類、２番目が肉用牛、３番目がトマト、花等の野菜、花っていう感じでございます。

この九重町は、四季を通じて４つの色分けにしておるっていうことで、春は黒、この黒っていうのは野焼きをした後の黒でございます。夏は青、新緑、山林が青になると、秋は赤色、これは紅葉になるっていうことです、耶馬渓とかあの辺がありますので、冬は白っていうことです。スキー場があり、九重町の町営のスキー場があるということで、四季を通じて１年間四季を通じて観光客が相当来るっていうところです。観光に対しての収入が結構あるのかなっていうところであります。

その中でも、九重町は、定住をしてもらうっていうことですね、住宅関係、定住者を１万人を目指すっていうなところも、目標にしておるみたいでございます。

あと、九重いきいきふるさと若者定住促進条例っていうのが平成７年にできたみたいで、定住意識の向上っていうことで、結婚祝い金を５万円、出産祝い金を第１子と第２子は１万５，０００円と第３子はなぜか金額が１５万というような形で、とんでもない額が出ておるなっていうなところで、この九重町の重点プロジェクトとして日本一の田舎づくりプロジェクト、定住人口１万人プロジェクトということで、この九重町の職員を全職員で６班に分けて、その問題に取り組むっていうな形で、住環境などの課題例をして、最初のうちはやはりみんなとまどったっていうことなんですけど、それをやることによって、相当な職員の動き、また町民との交流の中で、すばらしいまちづくりができておるっていうようなとこで、三股もなんですけど、この九重町も１万ちょっとの人口で合併をせずに頑張っておるっていうのは、やはり町民と職員が知恵を出して前を進んで行くというのを痛感されました。

私たちが研修に行ったときに、ちょうどそこの町議選の告示の日でありまして、そこでもうすぐ受け入れして、多分選挙はないのなかっていうところで、終わった後話を聞きましたら、最後になって１人出て選挙が始まったっていうなことで、そんな感じ忙しい中にも、研修を受け入れていただきまして、この２日間の中で杵築市と九重町の研修は、ものすごい充実して、また行って研修したいなっていうな気持ちになったところでございます。

以上、総務厚生の研修の報告を終わりたいと思います。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．議会運営委員会の視察研修報告

○議長（山中　則夫君）　日程第７、議会運営委員会の視察研修報告を議題といたします。議会運

営委員長よりお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　福永　廣文君　登壇〕

○議会運営委員長（福永　廣文君）　それでは、議会運営委員会の研修報告を申し上げます。

去る２月９日、１０日その２日にかけまして、福岡県と熊本県の研修にまいりました。参加者は、私と指宿議員、内村議員、佐澤議員と重信事務局長の５名でまいりました。

９日の日は、九州の自立を考える会が主催する広域行政セミナーということで、それに参加いたしました。この回は、福岡県下の各市町村が参加しており、小川福岡県知事に対し、九州の成長戦略にかかわる政策提言を、県議会議長加地邦雄氏の名で提言されております。その主な内容は、人口減少社会やその背景となった過度の東京一極集中、我が国企業の国際競争力の低下等により地方の職場、雇用の創出など、我が国が直面する難題の克服に吸収が率先して取り組み、九州経済を活性化させるということにより、九州が自立的に発展するための戦略を製作と取りまとめたものでございます。

この研修会のメーンは、一般社団法人九州経済連合会の会長麻生泰氏、これはこの方は麻生元総理の弟でございまして、福岡出身でございます。麻生セメントの社長やら学校法人等の理事長などもされておる方でございます。その内容につきましては、九州には東京にないまとまりや思いやりがある。７県の知事間、また県議会間の交流はどこよりも先行しておるということで、その力をまとめていきたいというなことでございました。

参加者といたしましては、本県宮崎県からは椎葉村議会議長の那須清様がお見えになっておりました。この話の内容を後で我々委員の中で話しましたけども、本町として具体的にどう取り組んだらいいのか、まだ非常に次元の高い話ではあったような気がしております。

１０日の日は、あさぎり町を訪問いたしました。ここがメーンで、議会の中継システムについてということで、訪問いたしました。このあさぎり町は、平成１５年４月に上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の５町村が合併した１６０平方キロ、農地５０％、産地が７％、人口が合併当時が１万８，２００人で、現在は約２，０００名減少して１万６，２８６名というな数字でございます。議員数は１６名で、地域的には小林市、またえびの市に接するというところでございます。議会中継システムについては平成２３年３月に導入されておりまして、その委託料は８８０万ぐらいかかったということでございます。

運用のあり方につきましては、本議会のみを中継して、あと町内７カ所に放映するということでございました。録画放映につきましては、録画ライブラリーを作成して、おおむね１年としていますが、３年分ぐらいは視聴可能であるということでございました。

また、あさぎり町議会の議会放映のインターネット配付事業アクセスブログの集計につきましては、平成２４年１０月から２６年の１２月まで約２年間録画配信を１万６，４８２件、月

６１０件程度、ライブ配信を合計７，０３８件、月に２６１件程度放映してるということでございました。

中継システムの運用課題とか、確認事項等を常に検討し、いろいろ労を重ねることにより、少しでもでも町民に近いしていただけるような配送をしていくというようなことを検討したようでございます。

我々行ったメンバーで、本町として、即取り組むべきかということに関しては、いろいろお金の問題やら、実際町民に対してどうかという問いについては、今後また十分検討すべきじゃなかろうかと思いました。

また、このあさぎり町におきましては、通年議会を開催、平成２５年４月より開催してるということで、その話もちょっと伺いまして、やり方としては本町みたいに３、６、９、１２月に定例会を行って、２６年度は通年で８回の議会を開催されたということでございます。また、メリットとして、委員会の運営等が非常にスムーズになり、いいというような話もございました。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　それでは、お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４４条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが１２月定例会後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後０時19分休憩

〔全員協議会〕

午後０時42分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で、平成２７年第１回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後０時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　山中　則夫

署名議員　　池邉　美紀

署名議員　　大久保義直